

平成 30 年度 内閣官房委託調査

事業者による責任あるギャンブリング対策に関する  
海外事例詳細調査 報告書

平成 31 年 2 月

有限責任 あずさ監査法人

本調査の内容は、全て調査実施者の見解であり、内閣官房の公式見解を示すものではありません。

## 目次

1. 報告書要旨 .....	3
2. 総論 .....	4
(1) 調査目的 .....	4
(2) 調査対象 .....	4
(3) 調査項目 .....	4
3. カナダ ブリティッシュ・コロンビア州 .....	6
(1) IR・カジノの概況 .....	6
(2) 責任あるギャンブリング対策 .....	9
① 責任あるギャンブリング対策関連法令等 .....	9
② 責任あるギャンブリング対策に関する関係主体 .....	14
③ 責任あるギャンブリング・プログラムの内容 .....	26
④ 利用制限プログラムの実行状況 .....	29
⑤ 広告規制 .....	33
⑥ 相談業務の体制 .....	35
⑦ 治療体制 .....	43
⑧ 自助団体の活動状況 .....	47
⑨ 普及啓発活動 .....	50
⑩ 青少年対策 .....	55
⑪ 実態調査 .....	60
4. オーストラリア ニューサウスウェールズ州 .....	63
(1) IR・カジノの概況 .....	63
(2) 責任あるギャンブリング対策 .....	65
① 責任あるギャンブリング対策関連法令等 .....	65
② 責任あるギャンブリング対策に関する関係主体 .....	70
③ 責任あるギャンブリング・プログラムの内容 .....	81
④ 利用制限プログラムの実行状況 .....	85
⑤ 広告規制 .....	90
⑥ 相談業務の体制 .....	92
⑦ 治療体制 .....	97
⑧ 自助団体の活動状況 .....	100
⑨ 普及啓発活動 .....	103
⑩ 青少年対策 .....	109

⑪	実態調査 .....	113
5.	マカオ.....	116
(1)	IR・カジノの概況 .....	116
(2)	責任あるギャンブル対策 .....	123
①	責任あるギャンブル対策関連法令 .....	123
②	責任あるギャンブル対策に関する関係主体.....	125
③	責任あるギャンブル・プログラムの内容 .....	132
④	入場制限プログラムの実行状況.....	144
⑤	広告規制 .....	147
⑥	相談業務の体制 .....	148
⑦	治療体制 .....	152
⑧	自助団体の活動状況.....	153
⑨	普及啓発活動.....	154
⑩	青少年対策 .....	158
⑪	実態調査 .....	162
6.	ドイツ.....	163
(1)	諸外国カジノ・IR の状況 .....	163
(2)	責任あるギャンブル対策 .....	165
①	責任あるギャンブル対策関連法令等.....	165
②	責任あるギャンブル対策に関する関係主体.....	166
③	責任あるギャンブル・プログラムの内容 .....	167
④	入場制限プログラムの実行状況.....	168
⑤	広告規制 .....	170
⑥	相談業務の体制 .....	171
⑦	治療体制 .....	172
⑧	自助団体の活動状況.....	172
⑨	普及啓発活動.....	172
⑩	青少年対策 .....	173
⑪	実態調査 .....	173
	目録（引用した文献、法令等）.....	187



## 1. 報告書要旨

統合型リゾート（IR）の導入にあたっては、カジノが解禁されている諸外国では「責任あるギャンブリング（Responsible Gambling）」等と呼ばれる積極的なギャンブル依存症対策が講じられている。そこで、日本型 IR 等におけるギャンブル依存症対策の効果的運用を見据え、諸外国の事業者における具体的な責任あるギャンブリング対策について、情報収集・集約・整理・分析を実施した。

調査対象とした国・地域は、カナダのプリティッシュ・コロンビア州、オーストラリアのニューサウスウェールズ州、マカオ、ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州である。

諸外国における責任あるギャンブリング対策は、国や地域の文化やカジノ解禁の背景により、法令等で規制されている項目、事業者が自主的に実施している項目等が異なる。そこで、まずは、調査対象国・地域の責任あるギャンブリング対策に関連する法令、規制等の策定状況、またその関係規定の内容について整理している。

また、責任あるギャンブリング対策の関係主体は、政府機関、民間機関、事業者等様々あり、国や地域によって各種関係主体の役割、範囲等が異なる。そこで、次に、調査対象国・地域の責任あるギャンブリング対策に関する関係主体の権限、役割、活動状況等の組織概要について整理している。

事業者は、責任あるギャンブリング・プログラムを策定し、実施している。その内容には、法律や規定に従い実施しているプログラムと、自主的に実施しているプログラムとがある。そこで、事業者が実施している責任あるギャンブリング・プログラムに関して、その内容を法律・規制として実施しているプログラムと自主的に実施しているプログラムとに分類して、整理している。

責任あるギャンブリング・プログラムの中のうち、代表的なものとして入場制限プログラムが挙げられる。そこで、諸外国で採用されている入場制限プログラムの申請方法、入場制限期間、解除方法、違反した場合の罰則等に関して、本人による申請の場合と家族等による申請とに分けて、整理している。

また、その他の責任あるギャンブリング対策の代表的なものとして、ギャンブルに関する広告の規制、ギャンブル依存症に関する相談業務、ギャンブル依存症の治療体制の構築や治療機関との連携、ギャンブルに関する正しい知識等の普及啓発活動、青少年の入場禁止や青少年教育等が挙げられる。これらに関しても、具体的にどのような対策が実施されているか整理している。

ギャンブル依存症からの回復のための団体として、自助団体が存在する。本調査では、責任あるギャンブリング対策の調査と合わせて、調査対象国・地域の自助団体の活動状況も整理している。

最後に、調査対象国・地域のギャンブル依存症率の調査状況、及びその結果について把握・分析している。

## 2. 総論

### (1) 調査目的

平成 28 年に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 15 号）の附帯決議において、政府に対してギャンブル依存症の強化が求められている。これを踏まえ、政府は、重層的・多段階的なギャンブル依存症防止対策を実施すべく特定複合観光施設区域整備法の具体的な制度設計を図り、当該法は平成 30 年 7 月に成立した。ただし、当該法の成立にあっても、ギャンブル依存症への懸念は根強いものがあつた。そのため、日本において、統合型リゾート（以下、「IR」とする。）が社会に受容されるためには、法制度のみならず事業者による有効なギャンブル依存症対策の実施が期待される。

そこで、日本型 IR において実施されるべきギャンブル依存症対策を検討するにあたり、先行している諸外国において IR 事業者による「責任あるギャンbling（Responsible Gambling）」等と呼ばれる積極的なギャンブル依存症対策の事例や取組について、制度や実態、その運用に関する情報を幅広く情報収集し、ベストプラクティスを把握し、今後の日本における具体的な制度の整備及び運用に資することを目的として、本調査を実施する。

### (2) 調査対象

本調査においては、調査対象地域として、カナダのプリティッシュ・コロンビア州、オーストラリアのニューサウスウェールズ州、マカオ、ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州を選定している。

### (3) 調査項目

本調査における責任あるギャンblingに関する調査項目は、以下のとおりである。

- ① 責任あるギャンbling対策関連法令、規則等の策定状況、関係規定の内容
- ② 責任あるギャンbling対策に関する関係主体
- ③ 責任あるギャンbling・プログラムの内容と運用状況
- ④ 利用制限プログラムの実行状況
- ⑤ 広告規制
- ⑥ 相談業務の体制
- ⑦ 治療体制
- ⑧ 自助団体の活動状況
- ⑨ 普及啓発活動
- ⑩ 青少年対策
- ⑪ ギャンブル依存症に係る実態調査や統計情報の収集体制、実績及び調査結果の分析

通貨は、2019年2月28日時点のレートを参考に、現地通貨を以下のレートで一律に日本円に換算している。

為替レート	
1 カナダドル	84.31 円
1 豪ドル	79.34 円
1 中国人民元	16.61 円
1 マカオパタカ	13.78 円
1 ユーロ	126.09 円

### 3. カナダ ブリティッシュ・コロンビア州

#### (1) IR・カジノの概況

##### 1) IR・カジノ導入の背景<sup>1,2</sup>

カナダでは、1892年以降、連邦法の犯罪規約（Criminal Code）に基づき、競馬以外のギャンブルを全て禁止していたが、1965年に犯罪規約を改正し、連邦政府と州政府が共同で宝くじを提供することを可能とした。1970年代に入ると、州政府はギャンブルの多様化に向けて、連邦政府と規定改正の交渉を始めた。

1985年に、州政府が単独でギャンブルを提供することにつき連邦政府と州政府との間で漸く合意に達し、当該合意に基づいて犯罪規約第207条が修正された。現在では連邦法の犯罪規約（Criminal Code）の第7章（Disorderly Houses, Gaming and Betting）において、カナダ全土におけるギャンブルを原則禁止（第201-206条）とした上で、第207条に基づきカナダ全土において州政府の判断でギャンブル施設の運営・管理を可能と規定している。

ブリティッシュ・コロンビア州では、1974年にカナダ西部において宝くじを運営するためにマニトバ州、サスカチワン州、アルバータ州と連携し西カナダ宝くじ基金（Western Canada Lottery Foundation）が設立され、初のギャンブルとして宝くじの販売を開始した。その後、1985年の犯罪規約の修正を受け、ブリティッシュ・コロンビア州のギャンブルを単独で管理する公共企業体（Crown Corporation）<sup>3</sup>である、ブリティッシュ・コロンビア宝くじ公社（British Columbia Lottery Corporation、以下「BCLC」とする。）が設立され、1997年にスロット機器の運営・管理を開始し、1998年よりカジノ施設にテーブルゲームを導入すると同時にカジノ施設の運営を開始している。

##### 2) IR・カジノ施設一覧<sup>4</sup>

ブリティッシュ・コロンビア州には、現在カジノ施設は17施設（うち、2施設（※）については競馬場内のカジノ施設）ある。

以下、ブリティッシュ・コロンビア州内のカジノ施設一覧とその所在地である。

表 3-1 ブリティッシュ・コロンビア州のカジノ施設一覧

地域	市町村	カジノ施設名
メトロバンクーバー	Langley	① Cascades Casino
	Surrey	② Elements Casino Surrey ※
	Burnaby	③ Grand Villa Casino

<sup>1</sup> <http://corporate.bclc.com/who-we-are/our-history.html>

<sup>2</sup> Rhys Stevens, "Canada's Risky Business: A Canadian Guide to Selected Gambling Industry Sources"

<sup>3</sup> 公共企業体（Crown Corporation）とは、カナダの連邦法及び州法に基づいて設置される政府全額出資の企業のことであり、BCLCはいわゆる州営公社である。

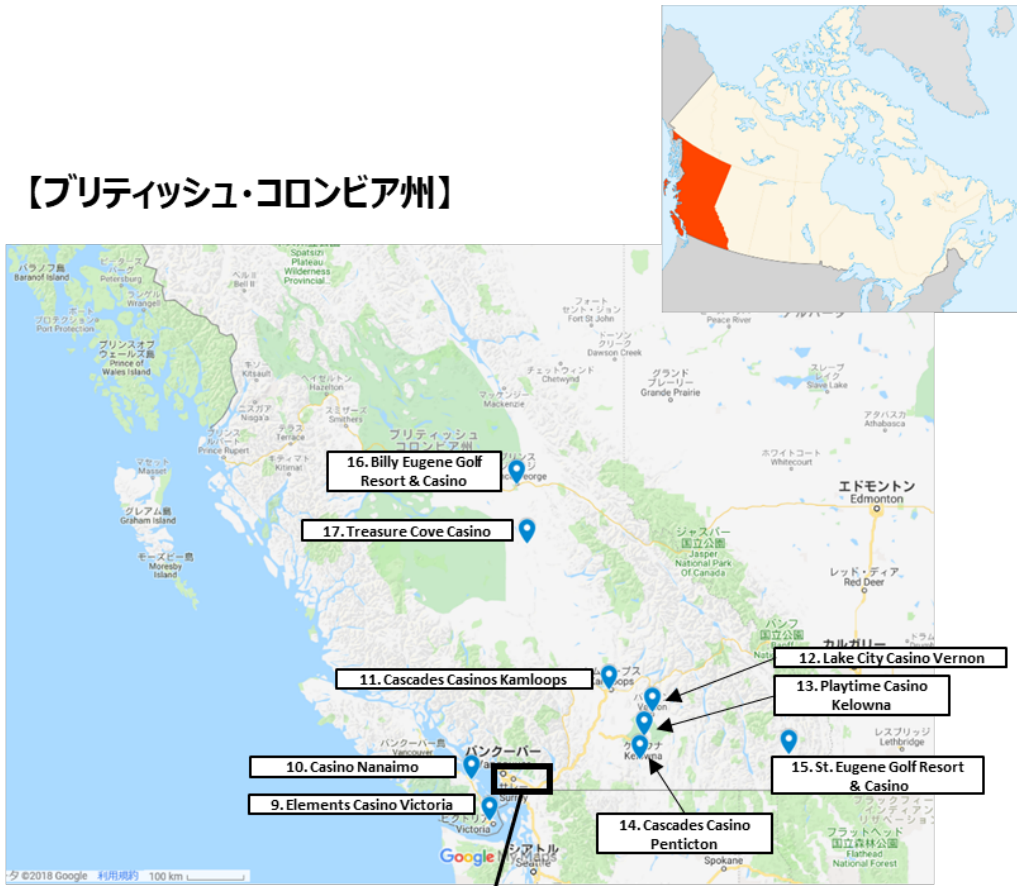
<sup>4</sup> <https://corporate.bclc.com/what-we-do/casinos/about-casinos.html>

地域	市町村	カジノ施設名
	Coquitlam	④ Hard Rock Casino Vancouver
	Vancouver	⑤ Hastings Racecourse & Casino ※
	Vancouver	⑥ Parq Vancouver
	Richmond	⑦ River Rock Casino Resort
	New Westminster	⑧ Starlight Casino
バンクーバー島	Victoria	⑨ Elements Casino Vitoria
	Nanaimo	⑩ Casino Nanaimo
オカナガン (Okanagan)	Kamloops	⑪ Cascades Casinos Kamloops
	Vernon	⑫ Lake City Casino Vernon
	Kelowna	⑬ Playtime Casino Kelowna
	Penticton	⑭ Cascades Casino Penticton
クートニー (Kootenays)	Cranbrook	⑮ St. Eugene Golf Resort & Casino
北部ブリティッシュ・コロンビア (Northern BC)	Quesnel	⑯ Billy Barker Casino Hotel
	Prince George	⑰ Treasure Cove Casino

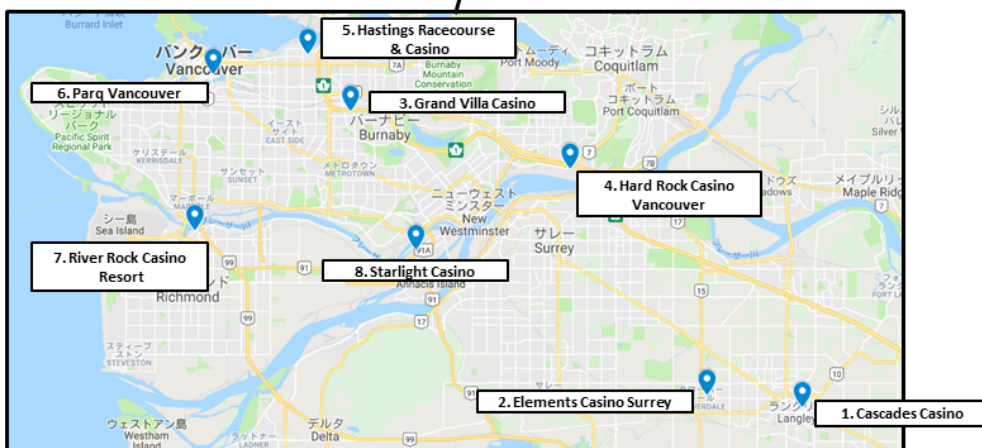
(出典：あずさ監査法人作成)

図 3-1 ブリティッシュ・コロンビア州のカジノ施設所在地

【ブリティッシュ・コロンビア州】



【メトロバンクーバー】



(出典 : Google Map によりあずさ監査法人作成)

## (2) 責任あるギャンリング対策

### ① 責任あるギャンリング対策関連法令等

#### 1) カジノを規制する法規等

カナダでは州ごとにギャンブルを規制している。ブリティッシュ・コロンビア州では、ゲーミング規制法（Gaming Control Act）及びゲーミング規制規則（Gaming Control Regulation）においてギャンブル全般を規制しており、ギャンブルの1つとしてカジノを規制している。この他、訓令として、ゲーミング規制法に基づき大臣指示（Minister's Directive）やゲーミングポリシー・執行部（Gaming Policy and Enforcement Branch、以下「GPEB」とする。14 ページ参照）のジェネラル・マネージャー指示（General Manager's Directive）がある他、GPEB のジェネラル・マネージャーが作成する公益に資する基準（Public Interest Standards）がある。

大臣が、GPEB のジェネラル・マネージャーに対して一般政策に関する事項につき文書にて指示を出した場合、ジェネラル・マネージャーは当該大臣指示を遵守の上、公衆縦覧に供しなければならない（ゲーミング規制法第 26 条）。GPEB のジェネラル・マネージャーが、GPEB 及び（または）BCLC に対してゲーミング活動の範囲・種類、セキュリティ基準に関する問題、新規ゲーミング施設または移転に関する提案、ギャンブル関連問題への対策等に関してジェネラル・マネージャー指示を出した場合、遵守が義務付けられている（同法第 28 条第 1 項、第 2 項）。加えて、GPEB のジェネラル・マネージャーは、ゲーミング産業界のためにゲーミング施設における広告・ゲーミング種類・政策等のゲーミング運営に関し公益に資する基準を作成することができる（同第 27 条第 2 項（d））。公益に資する基準は現在 4 つ作成されており、BCLC、サービス供給業者、コミュニティ・ゲーミングセンター<sup>5</sup>等に対して適用される。

ブリティッシュ・コロンビア州のカジノを規制することを目的とした主な法規等は、以下のとおりである。

表 3-2 ブリティッシュ・コロンビア州のカジノを規制する主な法規等

規制レベル	名称	概要
法令	ゲーミング規制法 (Gaming Control Act)	ブリティッシュ・コロンビア州のギャンブル全般の規制及び運用方法を規定する法令である。
規則 <sup>6</sup>	ゲーミング規制規則 (Gaming Control Regulation)	ゲーミング規制法の下、さらに詳細を規定した規則である。
訓令	大臣指示 (Minister's Directive)	大臣が GPEB のジェネラル・マネージャーや BCLC に対する指示を作成している。

<sup>5</sup> コミュニティ・ゲーミングセンターは、2004 年にチャリティーゲーミングの活性化を目的として政府主導で導入されたカジノ施設より小規模で地域密着型のギャンブル施設である。古いピンゴホールを改装し、ピンゴ・Keno・スロットの他、食事等のエンターテインメント要素を加えた。

<sup>6</sup> 規則（Regulation）は、カナダ議会によって制定された法令（Act）の趣旨を実行するために制定されるものである。規則には、法令よりも詳細な定義、ライセンス要件、パフォーマンス、免除、書面の記載様式等の具体的なガイドラインが含まれる。



規制 レベル	名称	概要
	ジェネラル・マネージャー指示 (General Manager's Directive)	GPEB のジェネラル・マネージャーが BCLC に対する指示を作成している。
公益に資 する基準	広告及びマーケティング基準 (Advertising and Marketing Standards)	州の全般的責任あるギャンbling戦略の一環として作成しており、全てのギャンbling関連の広告は当該基準に記載の州の運用基準の遵守が義務づけられている。
	セキュリティー及び安全基準 (Security and Surveillance Standards)	公益の利益を保護するための州のコミットメントの 1 つであり、全てのカジノ施設に適用される。
	責任あるギャンbling基準 (Responsible Gambling Standards)	州の全般的責任あるギャンbling戦略の一環として作成しており、BCLC が管理、運営するカジノ、宝くじ、競馬等のギャンblingに適用される PartA と慈善ゲームイベント <sup>7</sup> に適用される PartB とから構成されており、カジノ施設は PartA につき遵守が義務付けられている。
	マネー・ロンダリング独立レビュー：付託条項 (Independent Review of Money Laundering - Terms of Reference)	司法長官は、GPEB の助言に基づきマネー・ロンダリング及び組織犯罪問題を扱う独立の専門家を任命しており、付託条項では問題が発生した場合の大臣への助言内容及び司法長官へのレビュー報告等が記載されている。

(出典：あずさ監査法人作成)

## 2) 責任あるギャンbling対策関連の法規等

ブリティッシュ・コロンビア州の責任あるギャンbling対策関連の法規等は、主として、公益に資する基準の責任あるギャンbling基準 (Responsible Gambling Standards<sup>8</sup>、以下「RG 基準」とする。) に記載されている。

RG 基準の主な目的は、以下のとおりである。

- ・ ブリティッシュ・コロンビア州におけるゲーミングの責任ある管理及び提供

<sup>7</sup> 慈善ゲームイベントは、連邦法の犯罪規約に基づき、州の評議会の副知事 (Lieutenant Governor) 等により認可された慈善団体等が慈善目的でギャンblingを実施する場合には合法と規定している (犯罪規約第 207 条第 1 項 (b))。

<sup>8</sup> <https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/sports-recreation-arts-and-culture/gambling/responsible-gambling/stds-responsible-gambling.pdf>



- ・ 責任あるギャンブリングに関わる役割と責任の共通理解
- ・ 個人及びコミュニティの権利を尊重するギャンブル慣行及び環境の形成
- ・ ゲーミング製品及びサービスの提供のための安全で支援的な環境（Safe and Supportive Environment）の形成
- ・ インフォームド・チョイス（Informed Choice）に基づくギャンブル参加意思決定
- ・ ギャンブル関連のリスクの最小化
- ・ ギャンブルにより負の影響を受けている者に対する適時・効果的な情報及び支援へのアクセス

また、RG 基準の PartA では、BCLC 及びサービス供給業者が遵守すべき責任あるギャンブリング活動（Responsible Gambling Practices）を規定しており、主な記載内容は、以下のとおりである。

表 3-3 責任あるギャンブリング基準（RG 基準）の主な記載内容

タイトル	概要
1. 広告及び宣伝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プリティッシュ・コロンビア州のゲーミング業界は、州のギャンブル業界に対する広告及びマーケティング基準に準拠しなければならない。</li> <li>・ 全ての広告は、ギャンブルにより悪影響を受ける潜在的 가능성을考慮の上、責任をもって提供されなければならない。</li> </ul>
2. インフォームド・チョイス	<p>BCLC 及び全てのゲーミングサービス供給業者等は、顧客のインフォームド・チョイスを保証するため、ゲーミング・エリアにおいて以下の事項を目立つように掲示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州のヘルプライン及び GPEB が認可した BCLC の責任あるギャンブリング・メッセージまたは GameSense メッセージ</li> <li>・ （全てのゲーミング施設の顧客サービス・エリア、トイレ及び ATM において）ギャンブルに関連する潜在的リスクの情報とギャンブル問題に関する支援先情報</li> <li>・ ゲーム、ルール、勝率等に関する重要で正確な情報</li> <li>・ （利用可能な施設において）自己申請に基づく入場制限プログラムに関する情報</li> </ul> <p>ゲーミング施設では、顧客層を反映した言語にて責任・問題ギャンブリング情報が入手可能となるよう合理的努力をしなければならない。</p>
3. 適切な応対 (Appropriate Response)	<p>BCLC 及び全てのゲーミングサービス供給業者等は、以下を遵守しなければならない。</p>

タイトル	概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州の問題あるギャンリングカウンセラー<sup>9</sup>及び予防スタッフからの要請に応えるとともに合理的連携を維持する。</li> <li>・ 顧客と応対するゲーミング施設のスタッフがギャンブルに関する悩みを抱えている可能性のある顧客を識別し、適切な応対が可能となる研修の受講を保证する。</li> <li>・ 各ゲーミング施設等に、 <ul style="list-style-type: none"> <li>a)ギャンブル関連問題及び（または）苦悩の兆候を示す顧客に利用可能な支援情報の提供</li> <li>b)顕著なギャンブル関連問題等の兆候を示す顧客等の特定の事案において、情報提供及び（または）支援機関への直接連絡等の直接介入を通じた適切な応対</li> <li>c)ギャンブル関連問題を抱えるゲーミングスタッフに適切なプログラム等の指示 等</li> </ul> </li> </ul> <p>が可能な特別な訓練を受けたスタッフを確保する。</p>
<p>4. 責任ある活動 (Responsible Practices)</p>	<p>BCLC 及び全てのゲーミングサービス供給業者等は、以下の目的のための方針、手続、研修を整備しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者があらゆるギャンブルへ参加することや、大人専用のゲーミング・エリアへ立ち入ることを禁止する。</li> <li>・ 泥酔している顧客がギャンブルに参加することを防止する。</li> <li>・ アルコールが提供されるゲーミング施設において、顧客と応対する従業員は、「適切に提供 (Serving It Right) 」研修の受講を完了している。</li> <li>・ 保護者等のいない子供がゲーミング施設に滞在することは容認されない。育児放棄の防止とともに、必要に応じて保護者等への罰則を科すセキュリティー方針を整備しなければならない。</li> <li>・ ゲーミング施設の標準的行動として、顧客との定期的な交流を促進する。その上で、顧客が延長・集約・反復的にプレイしている、またはしているように見える場合には、交流頻度を高める。</li> <li>・ ゲーミング施設の顧客から容易に見える場所に日時を表示した時計を掲示する。</li> </ul>
<p>5. 財政取引</p>	<p>BCLC 及び全てのゲーミングサービス供給業者等は、以下の事項を目立つように掲示しなければならない。</p>

<sup>9</sup> 「州の問題あるギャンリングカウンセラー (Province's Problem Gambling Counsellors) 」とは GPEB と契約している臨床カウンセラーであり、当該カウンセラーによるカウンセリングサービスは無料で提供されている。

タイトル	概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゲーミングサービス供給業者は、州政府の方針に基づき返済期間の延長または金銭の貸付をしない。</li> <li>・ 財務取引に関する方針及び活動の重要事項（例：特定のゲームの払い戻し慣行、多額な取引）</li> <li>・ 従業員は顧客からチップを受けることが禁止されている。</li> </ul>
6. 自己申告に基づく入場制限プログラム	<p>BCLC 及び全てのサービス供給業者は、以下の事項を遵守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己申告に基づく入場制限プログラム（Voluntary Self-Exclusion Program、以下「VSE プログラム」とする。）の提供。</li> <li>・ VSE プログラムを希望する全ての顧客が敬意を持って扱われ、問題あるギャンリング治療及び支援サービスの紹介できるような方針（Policies）及び活動（Practices）を確保する。</li> <li>・ 自己申告により入場制限されている顧客を監視する方針及び活動を整備し、自己申告による入場制限者が再入場を試みる機会を削減するように、適切なセキュリティー手順を確保する。</li> <li>・ マーケティング・宣伝資料が、自己申告による入場制限者及び送付を希望しない顧客に対して送付されないための方針及び活動を確保する。</li> </ul>

（出典：RG 基準を基にあずさ監査法人作成）

② 責任あるギャンbling対策に関する関係主体

ブリティッシュ・コロンビア州において、責任あるギャンbling対策に関連する主な関係主体は以下のとおりである。

表 3-4 ブリティッシュ・コロンビア州の責任あるギャンbling対策に関連する主な関係主体

組織名称	概要
ゲーミングポリシー・執行部 (Gaming Policy and Enforcement Branch : GPEB)	ゲーミング規制法により定められたブリティッシュ・コロンビア州の全てのゲーミングに関する規制当局である。
ブリティッシュ・コロンビア宝くじ公社 ( British Columbia Lottery Corporation : BCLC)	ゲーミング規制法により定められたブリティッシュ・コロンビア州の州営公社であり、競馬以外の州内全てのゲーミングの運営及び管理をしている。
地方自治体等 ( Host Local Governments) <sup>10</sup>	カジノ施設等が立地している場所の地方自治体等であり、立地に関する最終的な承認をしている。
カジノ・サービス供給業者 (Casino Service Providers)	BCLC からの運営委託契約に基づきカジノ施設の日常業務の運営を任されている。

(出典：あずさ監査法人作成)

1) ゲーミングポリシー・執行部 (Gaming Policy and Enforcement Branch : GPEB) <sup>11</sup>

i) 組織の概要

GPEB は、司法省 (2017 年 7 月以前は財務省) のジェネラル・マネージャーの指揮下にあるブリティッシュ・コロンビア州の全てのギャンbling (カジノ、コミュニティー・ゲーミングセンター、宝くじ等) の規制当局である。

GPEB の理念は、「公衆がブリティッシュ・コロンビア州のギャンbling産業界を信頼すること (Public has confidence in B.C.'s gambling industry) 」であり、そのための使命として政府のギャンbling政策を維持し、ギャンblingセクターを規制し、ブリティッシュ・コロンビア州民に便益をもたらす支援サービス及びコミュニティープログラムを提供することにより、ギャンblingに関する全般的な誠実性 (Overall Integrity of Gambling) を保持している。

GPEB は、ギャンbling産業界の誠実性を確保し、ゲーミング規制法 (Gaming Control Act) 及びゲーミング規制規則 (Gaming Control Regulation) に基づき作成した政策や基準の遵守に関する責任を負っている。

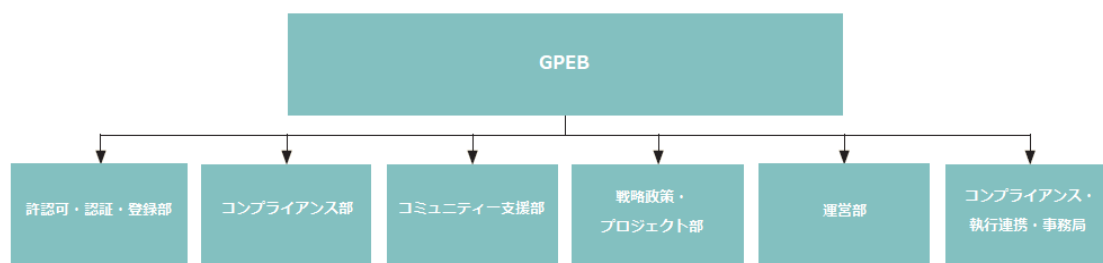
<sup>10</sup> 地方自治体等 (Host Local Government) とは、ブリティッシュ・コロンビア州政府レベルではなく、カジノ・コミュニティーゲームセンターを管轄する地方自治体 (例：バンクーバー市) 及び先住民族 (First Nation) のことである。

<sup>11</sup> GPEB, "Annual Report 2017-2018", p.3, 7, 15

## ii) 人員・財源

GPEB は、許認可・登録・認証部（Licensing, Registration & Certification Division）、コンプライアンス部（Compliance Division）、コミュニティー支援部（Community Supports Division）、戦略政策・プロジェクト部（Strategic Policy & Projects Division）、運営部（Operations Division）、及びコンプライアンス・執行連携と事務局（Compliance & Enforcement Collaborative and Secretariat）の6つの部署で構成されている。GPEBの運営予算は、約13.4百万カナダドル（約11億30百万円）であり、BCLCの収益の一部により賄われている。

図 3-2 GPEB 組織図



（出典：GPEB、『Annual Report 2017-18』を基にあずさ監査法人作成）

## iii) 活動状況

GPEB は、ギャンブルに関する全般的な誠実性（Overall Integrity of Gambling）の確保及び規制に関する責任を果たし、ギャンブルの弊害を最小限に抑えるため、3 年計画の州の責任あるギャンbling戦略（B.C.'s Responsible Gambling Strategy<sup>12</sup>、以下「RG 戦略」とする。）（24 ページ参照）を策定している。RG 戦略の主たる目標は、

- ① 一般公衆に対して、ギャンブルにまつわるリスクを周知すること
- ② 責任あるギャンblingとインフォームド・チョイス（Informed Choice）を奨励する態度でギャンblingを提供すること
- ③ 問題あるギャンblingに影響を受けている人に対し、効果的治療と支援を提供すること

である。

また、GPEB は RG 戦略を支援するため、ブリティッシュ・コロンビア州のギャンbling業界に対して RG 基準を作成しており、BCLC 及びサービス供給業者等は遵守が求められている。RG 基準では、未成年者のギャンbling活動への参加防止、ギャンblingに係るインフォームド・デシジョン（Informed Decision）の保証、ギャンbling関連リスクの最小化、及び過度なギャンblingにより悪影響を受ける人への適時・効果的な情報提供及び支援等について規定している。

さらに、RG 戦略を通じてギャンblingの弊害を最小化し、責任あるギャンbling実践を奨励するため、

<sup>12</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/sites/default/files/plan-rg-three-yr-2014-2018.pdf>

BC 責任・問題ギャンbling・プログラム (British Columbia Responsible & Problem Gambling Program<sup>13</sup>、以下「RPG プログラム」とする。) を策定している。

GPEB において、RPG プログラムを実施している部署はコミュニティー支援部 (Community Support Division) である。当該プログラムの予算は 5.6 百万カナダドル (4 億 72 百万円) であり、BCLC の収益により賄われている。

## 2) ブリティッシュ・コロンビア宝くじ公社 (British Columbia Lottery Corporation : BCLC)<sup>14,15</sup>

### i) 組織の概要

BCLC は 1985 年 4 月 1 日に設立した公共企業体 (Crown Corporation) であり、その使命は、ブリティッシュ・コロンビア州民の便益のために社会的責任ある態度でギャンブルを管理・運営することである。BCLC の運営する全てのギャンブル施設は、GPEB が規制当局として監督している。また、BCLC は連邦法のマネー・ローンダリング対策法を遵守する責務を負っており、カナダ金融取引報告分析センター (Financial Transactions and Reports Analysis Centre of Canada : FINTRAC) の監視を受けている。

BCLC は、カジノ、宝くじ、ビンゴ、スポーツ・ベッティング等のギャンブルを運営・管理している。宝くじ及びスポーツ・ベッティングは、BCLC が宝くじ小売契約 (Lottery Retailer Agreements) を締結している民間の小売業者約 3,500 店舗で販売されている。また、BCLC は、州内唯一のオンライン・ギャンブル (PlayNow.com) を通じて宝くじ、スポーツ・ベッティング、スロット、テーブルゲーム、ビンゴ等を提供しており、登録者数は約 370,000 名である。

### ii) 人員・財源

ブリティッシュ・コロンビア州で雇用されている BCLC の従業員数は 933 名である。BCLC の 2017 年度の総収益は 3,267.1 百万カナダドル (2,754 億 49 百万円) であり、そのうち、カジノ施設及びコミュニティー・ゲーミングセンターによる総収益は 1,951.5 百万カナダドル (1,645 億 31 百万円) である。賞金及びサービス供給業者に対する手数料等を控除した純収益は 1,400.5 百万カナダドル (1,180 億 76 百万円) であり、そのうち、カジノ施設及びコミュニティー・ゲーミングセンターによる純収益は 1,022.3 百万カナダドル (861 億 90 百万円) である。

### iii) 活動状況

BCLC は、GPEB が策定した RG 戦略・RG 基準・RPG プログラムの主たる実行主体である一方、BCLC の『社会的責任レポート (Social Responsibility Report) 』では、責任あるギャンblingの研究と革新 (Innovation) の分野においては産業界におけるリーダーシップの発揮が求められていると

<sup>13</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/about-us/bc-responsible-problem-gambling-program>

<sup>14</sup> BCLC, "Annual Service Plan Report 2017-18", p.7, 23

<sup>15</sup> BCLC, "Social Responsibility Report 2017-18", p.1,2, 7



している<sup>16</sup>。

また、BCLC は、社会的責任を果たすため RG 基準を反映した独自のポリシーを有しており、サービス供給業者等は当該ポリシーを遵守しなければならない。BCLC の顧客健全戦略（Player Health Strategy）では全ての顧客がギャンブルを娯楽として維持できるように、

- ①インフォームド・ディシジョン（Informed Decision）の策定
- ②ポジティブ・プレイ（Positive Play）
- ③治療及び支援
- ④BCLC 製品に関連する弊害の削減

を4つの柱として策定している。

①インフォームド・ディシジョンの策定では、顧客自身によるギャンブルに係る意思決定が可能となるように、ギャンブルに関連するリスク及び健全なギャンブルを支援するために利用可能な情報を周知するためのツールや情報を提供している。②ポジティブ・プレイでは、より健全なギャンブルとなるようにポジティブなギャンブルの適用を奨励している。③治療及び支援では効果的な情報を適時に入手可能としている。④BCLC 製品に関連する弊害の削減では、製品、流通、及びマーケティングに関連する弊害を削減し、より安全にギャンブルをするための機会を識別している。

この他にも BCLC は、独自の取組として、多様な責任あるギャンプリング対策を講じている（26 ページ参照）。

### 3) 地方自治体等（Host Local Governments）<sup>17</sup>

BCLC は地方自治体等（Host Local Governments）と収益分配契約を締結しており、地方自治体等はギャンブルによる純収益の10%を受領（2017年度：102.1百万カナダドル（86億8百万円））する。地方自治体等は、当該収益につきコミュニティーに還元する等、法的権限の範囲内で自由に利用することができるが、GPEB に対して収益使用報告書（Host Local Government Revenue and Expenditure Report）を提出しなければならない<sup>18</sup>。

### 4) カジノ・サービス供給業者（Casino Service Provider）

BCLC は、カジノ施設を建設・運営する民間のサービス供給業者（Service Provider）と契約の上、当該サービス供給業者に日常業務の運営を委託している。

民間のサービス供給業者は、BCLC と運用サービス契約（Operational Services Agreements : OSA）を締結し、事業の運営及び成長に係る投資のための金銭的インセンティブとして、ギャンブル収益に基づく手数料（Commission）を受領している。2017年度に BCLC からサービス供給業者に支払われた手数料は723百万カナダドル（609億56百万円）である<sup>19</sup>。運用サービ

<sup>16</sup> BCLC, "Social Responsibility Report 2016-17", p.10

<sup>17</sup> <https://corporate.bcl.com/what-we-do/casinos/service-providers.html>

<sup>18</sup> <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/sports-culture/gambling-fundraising/gambling-in-bc/where-money-goes>

<sup>19</sup> BCLC, "Annual Service Plan Report 2017-18", p31

ス契約では、サービス供給業者の提供するサービス及び運営責任や全体的な報酬体系が記載されている。契約期間は原則 10 年であり、期限満了時に 10 年延長のオプションがある<sup>20</sup>。

サービス供給業者のカジノ施設の各ゲーミングに係る報酬割合は、以下のとおりである<sup>21</sup>。

表 3-5 サービス供給業者のゲーミング別報酬割合

ゲーミングの種類	報酬割合
スロット	Net Win の25%
テーブル	Net Winの40%
ポーカー	Poker Rake の75%
Craps（集団サイコロゲーム）	Crapsの75%
ブラックジャック	Low Limit の60%

（出典：BCLC、『BCLC Gambling Service Provider Commissions Report』を基にあずさ監査法人作成）

民間機関のサービス供給業者は、BCLC に代わりブリティッシュ・コロンビア州全域のカジノ施設を所有またはリースし、日常の運営を任されている。すなわち、サービス供給業者は、ギャンブルを規制する連邦及び州政府の法規制を遵守しコンプライアンスレビュー・監査を受けるとともに、GPEB 及び BCLC の基準・方針・手順を遵守し、監視体制を維持・提供し、スロット機器・テーブルゲーム・ビンゴゲームを管理し、会計・財務を管理する等、施設の維持・提供に責任を有している。

また、責任あるギャンリング対策の一環として、BCLC 及び全てのサービス供給業者のカジノ施設について外部団体の認証を要求している。

ブリティッシュ・コロンビア州には複数のサービス供給業者がいるが、複数のカジノ施設を所有・運営している大きなサービス供給業者は、グレートカナディアン・ゲーミングコーポレーション（Great Canadian Gaming Corporation、以下「グレートカナディアン」とする。）、ゲートウェイカジノ・エンターテイメント（Gateway Casino & Entertainment Limited、以下「ゲートウェイ」とする。）、及びパラゴン・ゲーミング（Paragon Gaming LLC、以下「パラゴン」とする。）の3社である。

<sup>20</sup> BCLC は 2017 年 11 月に運用サービス契約を更新し、サービス供給業者の責任の拡大、民間機関への長期的投資、州・コミュニティへの継続的収益を確約しており、更新後の契約期間は 20 年となる予定である。

<sup>21</sup> BCLC, “ BCLC Gambling Service Provider Commissions Report Fiscal Year 2016/2017”, p.2



i) グレートカナディアン・ゲーミングコーポレーション (Great Canadian Gaming Corporation) <sup>22</sup>

組織の概要

グレートカナディアンは、カナダのプリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州及び米国のワシントン州において、ゲーミング・エンターテイメント・ホスピタリティ施設を運営する上場会社である<sup>23</sup>。カジノ施設 14 施設、競馬場 4 施設、コミュニティー・ゲーミングセンター3 施設、及びビンゴ 1 施設、合計 22 のギャンブル施設を有しており、カナダ全域において約 5,100 名、米国ワシントン州において約 700 名の従業員を雇用している。

グレートカナディアンはカナダのプリティッシュ・コロンビア州において設立された企業であり、事業収益の約 60%はプリティッシュ・コロンビア州の施設運営から得られている。2017 年度におけるプリティッシュ・コロンビア州からの収益は 356.6 百万カナダドル (300 億 65 百万円) である。プリティッシュ・コロンビア州には、カジノ施設 4 施設、スロットのある競馬場 1 施設、スロットとテーブルゲームのある競馬場 1 施設、コミュニティー・ゲーミングセンター3 施設、ビンゴ 1 施設、多目的劇場、ホテル、レストラン、カンファレンスセンター等を有している。カジノ施設は、主として地元地域住民を対象としており、顧客層別に多様なエンターテインメント施設を整備している。

カジノ施設の概要

グレートカナディアンがプリティッシュ・コロンビア州に所有・運営するカジノ施設 4 施設の概要は、以下のとおりである。

**表 3-6 リバーロック・カジノリゾート (River Rock Casino Resort) の施設概要**

<b>施設名称</b>	River Rock Casino Resort	 <p>(出典：ホームページより抜粋)</p>
<b>開業時期</b>	2004 年 6 月開業	
<b>施設場所</b>	バンクーバー国際空港に近接	
<b>施設特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル客室数：396 室 (AAA Four Diamond リゾートホテル)</li> <li>・ 多目的劇場：1,000 席</li> <li>・ その他：F&amp;B、プール、スパ、会議施設、マリーナ</li> <li>・ 駐車場：3,000 台 (屋上 300 台含む)</li> <li>・ 隣接地に 1,394 m<sup>2</sup>の商業施設あり</li> </ul>	
<b>カジノ施設特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノフロア：8,361 m<sup>2</sup> (VIP エリアあり)</li> </ul>	

<sup>22</sup> Great Canadian Gaming Corporation, "Annual Information Form 2017", p.13-16

<sup>23</sup> グレートカナディアンはトロント証券取引所に上場している。

(2017年12月末時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーミング：スロット 1,263 台、テーブル 117 台</li> <li>・営業時間：24 時間</li> </ul>
---------------	---

(出典：グレートカナディアン、『Annual Report』を基にあずさ監査法人作成)

**表 3-7 ハードロック・カジノバンクーバー (Hard Rock Casino Vancouver) の施設概要**

施設名称	Hard Rock Casino Vancouver
開業時期	2001 年 10 月開業
施設場所	バンクーバー中心部を東西に結ぶ高速道路に近接した Coquitlam 市
施設特徴 <sup>24,25</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル客室数：140 室</li> <li>・ 多目的劇場：約 1,051 席</li> <li>・ その他：F&amp;B、会議室（最大 600 人収容）、ボールルーム（最大 456 m<sup>2</sup>）、プール、フィットネスセンター、テニス等</li> <li>・ 駐車場：2,000 台（屋上 400 台）</li> <li>・ 名称利用：HR West Licensor, LLC との商標ライセンス契約</li> </ul>
カジノ施設特徴 (2017年12月末時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノフロア：7,897 m<sup>2</sup> (VIP エリアあり)</li> <li>・ゲーミング：スロット 931 台、テーブル 49 台</li> <li>・ 営業時間：24 時間</li> </ul>

(出典：グレートカナディアン、『Annual Report』を基にあずさ監査法人作成)

**表 3-8 エレメンツカジノ・ヴィクトリア (Elements Casino Victoria) の施設概要<sup>26</sup>**

施設名称	Elements Casino Victoria
開業時期	不明
施設場所	ヴィクトリア市郊外、バンクーバー島
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設面積：3,902 m<sup>2</sup></li> <li>・ 多目的劇場：約 500 名収容</li> <li>・ その他：F&amp;B、会議室等</li> <li>・ 駐車場：660 台（屋上 130 台含む）</li> </ul>
カジノ施設特徴 (2017年12月末時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーミング：スロット 555 台、テーブル 19 台 (VIP エリアあり)</li> <li>・ 営業時間：月曜-金曜午前 9 時-翌日午前 4 時、土曜・日曜 24 時間営業</li> </ul>

<sup>24</sup> ホテル、会議室及びボールルーム等は、Executive Hotels & Resorts が所有

<sup>25</sup> <https://www.executivehotels.net/coquitlamhotel/HotelProfileCoquitlam.DOC.pdf>

<sup>26</sup> <https://elementscasinovictoria.com/>

(出典：ホームページを基にあずさ監査法人作成)

表 3-9 カジノ・ナナイモ (Casino Nanaimo) の施設概要<sup>27</sup>

施設名称	Casino Nanaimo
開業時期	不明
施設場所	バンクーバー島東岸の港 Nanaimo 市
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設面積：2,230 m<sup>2</sup></li><li>・ Well Public House：98 席のレストラン付きイベント会場</li><li>・ ショッピングモールとコンベンションセンター（3,530 m<sup>2</sup>）<sup>28</sup>に隣接</li></ul>
カジノ施設特徴 (2017 年 12 月 末時点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ゲーミング：スロット 409 台、テーブル 13 台 (VIP エリアあり)</li><li>・ 営業時間：日曜-木曜午前 9 時 30 分-翌日午前 2 時、金曜・土曜午前 9 時 30 分-翌日午前 3 時</li></ul>

(出典：ホームページを基にあずさ監査法人作成)

ii) ゲートウェイカジノ・エンターテイメント (Gateway Casino & Entertainment Limited)<sup>29</sup>

組織の概要

ゲートウェイは、カナダのブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州エドモントン市、オンタリオ州において、ゲーミング・エンターテイメント施設を運営している非上場会社である。ゲートウェイは、レストラン・バー77 店舗及びホテル客室 561 室を有している。カナダ全域において約 9,000 名の従業員を雇用している。

カジノ施設の概要

ゲートウェイがブリティッシュ・コロンビア州のバンクーバー中心部に所有・運営するカジノ施設 3 施設の概要は以下のとおりである。

表 3-10 キャスケード・カジノ (Cascades Casino) の施設概要<sup>30</sup>

施設名称	Cascades Casino
開業時期	不明
施設場所	Langley 市
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・ Coast Hotel &amp; Convention Centre Langley City が併設<sup>31</sup></li><li>・ コンベンションセンター：2,415 m<sup>2</sup> (最大 1,000 人収容)</li></ul>

<sup>27</sup> <https://www.casinonanaimo.com/>

<sup>28</sup> <https://viconference.com/facility/conferences-meetings-banquets/>

<sup>29</sup> <http://www.gatewaycasinos.com/about/>

<sup>30</sup> <http://www.cascadescasino.ca/>

<sup>31</sup> Coast Hotel & Convention Centre は Coast Hotels が所有している。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他：F&amp;B、パブ、スパ等</li> </ul>
カジノ施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノフロア：6,503 m<sup>2</sup></li> <li>・ ゲーミング：スロット 1,001 台、テーブル 23 台</li> <li>・ 営業時間：24 時間</li> </ul>

(出典：ホームページを基にあずさ監査法人作成)

表 3-11 グランド・ヴィラ・カジノ (Grand Villa Casino) の施設概要<sup>32</sup>

施設名称	Grand Villa Casino	
開業時期	不明	
施設場所	Burnaby 市 (ブリティッシュ・コロンビア州人口第 3 位)	
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Delta Hotels Burnaby Conference Centre が併設<sup>33</sup></li> <li>・ カンファレンスセンター：会議室 (1,115 m<sup>2</sup>)、ボールルーム (697 m<sup>2</sup>) 等</li> <li>・ その他：F&amp;B</li> </ul>	
カジノ施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゲーミング：スロット 1,200 台超、テーブル 64 台 (VIP あり)</li> <li>・ 営業時間：24 時間</li> </ul>	

(出典：ホームページより抜粋)

(出典：ホームページを基にあずさ監査法人作成)

表 3-12 スターライト・カジノ (Starlight Casino) の施設概要

施設名称	Starlight Casino	
開業時期	不明	
施設場所	New Westminster 市、バンクーバー国際空港から約 20Km	
施設特徴 <sup>34</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他：イベント会場 (最大 350 人収容)、ライブ施設、F&amp;B (5 店舗)</li> </ul>	

(出典：ホームページより抜粋)

<sup>32</sup> <http://burnaby.grandvillacasino.ca/>

<sup>33</sup> ホテル及びカンファレンスセンターは Marriott International, Inc. が所有している。

<sup>34</sup> <http://www.starlightcasino.ca/about-us/>

<b>カジノ施設 特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーミング：スロット 944 台、テーブル 54 台（VIP あり）</li> <li>・営業時間：24 時間</li> </ul>
---------------------	--

（出典：グレートカナディアン、『Annual Information Form2017』を基にあずさ監査法人作成）

### iii) パラゴン・ゲーミング（Paragon Gaming LLC）<sup>35</sup>

#### 組織の概要

パラゴンは、米国を拠点とする世界規模のゲーミング施設を所有・開発・運営する非上場会社である。創始者はネバダ州で最も有名なゲーミング事業者の第 2 世代である。

2017 年の第 3 四半期に、バンクーバーのダウンタウンにあったカジノ施設、エッジウォーター・カジノ（Edgewater Casino）を隣接するカジノ施設パーク・バンクーバー（Parq Vancouver）に移転した。

#### 施設の概要

パラゴン がブリティッシュ・コロンビア州に所有・運営するカジノ施設の概要は以下のとおりである。

**表 3-13 パーク・バンクーバー（Parq Vancouver）の施設概要<sup>36</sup>**

<b>施設名称</b>	Parq Vancouver	
<b>開業時期</b>	2017 年 9 月開業	
<b>施設場所</b>	BC Place スタジアム近隣	
<b>施設特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダウンタウン随一のカジノ施設に、高級ホテル棟（JW Marriott と DOUGLAS）が併設</li> <li>・ホテル客室数：329 室</li> <li>・MICE 施設：5,580 m<sup>2</sup>（最大収容人数 1,144 名）</li> <li>・その他：F&amp;B、スパ、フィットネス、商業施設及び公園（6 階：2,787 m<sup>2</sup>）等</li> </ul>	
<b>カジノ施設特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーミング：スロット 600 台、テーブル 75 台（VIP あり）</li> <li>・営業時間：24 時間</li> </ul>	

（出典：ホームページより抜粋）

（出典：ホームページを基にあずさ監査法人作成）

<sup>35</sup> <http://paragongaming.com/about/profile/>

<sup>36</sup> <https://www.parqvancouver.com/>



【参考】

ブリティッシュ・コロンビア州の RG 戦略 (2014/15-17/18)

多くの人がギャンブルを娯楽やエンターテイメントとして楽しんでいる一方、ごく一部の人はギャンブルにより自分・家族・職場環境に悪影響を及ぼしている。それ以外にも、ギャンブル問題となりそうな中程度のリスクを抱える人がわずかな割合であるが存在する。ギャンブルに関連する問題は国民の問題となっており、政府とゲーミング供給業者（Gaming Provider）は、責任あるギャンプリングに対し継続して積極的な対応をする。

◆ RG 戦略の概要

2003 年 5 月に州として初めて RG 戦略を策定した。当該戦略は、責任あるギャンプリングを育成し、ギャンブルにより悪影響を受ける人を支援するために、政府、地方自治体及び業界のサービス供給業者（Industry Service Providers）が協力している。

表 3-14 ブリティッシュ・コロンビア州の RG 戦略の概要

目標	長期的目的	初期アプローチ
1. 一般公衆に対してギャンブルのリスクを周知する	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題あるギャンプリングと提供しているプログラムに関する公衆の知識を育成する</li> <li>責任あるギャンプリング戦略とギャンブル時に健全な選択をする方法を公衆に教示する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般公衆への認知とコミュニケーション</li> <li>教育及び研修</li> <li>責任あるギャンプリング戦略</li> </ul>
2. 責任あるギャンプリングとインフォームド・チョイスを奨励する	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブルに内在するリスク、制限の設定方法及び許容範囲内でギャンブルすることを顧客に周知する</li> <li>責任あるギャンプリング実践を奨励する政策を確保する</li> <li>顧客に責任あるギャンプリングを奨励することにより、意識を向上させる</li> <li>カジノ従業員の責任あるギャンプリングに対する技術・知識を改善する</li> <li>政府、BCLC 及びゲーミング業界に対し、問題あるギャンプリング及び責任あるギャンプリングに関連する問題やベストプラクティスを提示するような調査を実施・支援する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策開発</li> <li>研究及び評価</li> <li>産業界への研修</li> <li>情報管理</li> </ul>
3. 問題あるギャンプリングに影響を受けている人に対し、効果的治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブルに問題を抱える人に対し提供する支援を、以下の方法で継続的に効率性と効果を改善する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル依存症者、親族、友人及び同僚への治療サービス</li> </ul>

目標	長期的目的	初期アプローチ
療と支援を提供する	<ul style="list-style-type: none"> <li>- サービスへのアクセス向上</li> <li>- 臨床結果を評価し、証拠に基づくベストプラクティス・プログラムの提供</li> </ul>	.

GPEB、BCLC 及び州のゲーミングサービス供給業者の協力により、健全なギャンブリング実践を奨励する証拠に基づく政策及びプログラムの更なる開発及び実施を可能とする。

#### ◆ 責任

##### Gaming Policy and Enforcement Branch (GPEB)

ブリティッシュ・コロンビア州のギャンブリングの規制当局であり、法令、政策及び公益に資する基準の策定に責任を有している。また、問題あるギャンブリングサービスの提供、責任あるギャンブリング・イニシアティブの提供及び州のギャンブリング調査議題の策定の責任を有している。GPEB は、サービスを提供するために責任あるギャンブリングアドバイザー（通称、GameSense Advisors : GSAs※1）、予防スペシャリスト、臨床カウンセラーと契約をしている。

##### British Columbia Lottery Corporation (BCLC)

小売店、インターネット及び施設での RPG プログラムを含む、州のゲーミングの運営及び管理に責任を有している。

##### ゲーミングサービス供給業者 (Gaming Service Providers)

全てのゲーミング規則、RG 基準及び広告基準に準拠しなければならない。RPG プログラムを向上する機会を模索し、ゲーミング施設内での消費者保護の向上を奨励されている。

##### 地方自治体等 (Host Local Governments)

RPG プログラムを強化し、地元のサービスと州の契約するギャンブル依存症予防提供者（Problem Gambling Prevention Providers）の協力関係を奨励する責任を有している。

#### ◆ 評価

戦略と計画の効果については定期的にモニターされ、必要に応じて強化される予定である。理解と意識の向上を測定するため、第三者による戦略内容の評価を完了する予定である。

ギャンブル依存症は治療等の側面において独特であるが、他の依存症、ホームドクター、財務カウンセリング及び他の支援サービスとの連携は強化・維持される。責任あるギャンブリング専門家と相談し、イニシアティブを継続的に評価する。これが 3 年計画の第 4 期である。

※1 : GSAs は、2018 年 4 月より BCLC の単独雇用となっている。

### ③ 責任あるギャンリング・プログラムの内容

#### 1) 州の取組 : British Columbia Responsible & Problem Gambling Program (RPGプログラム)<sup>37</sup>

GPEB は、ブリティッシュ・コロンビア州の RG 戦略 (Responsible Gambling Strategy) の目標を達成し、初期アプローチをより具体化した内容を RPG プログラムとして規定している。RPG プログラムは、コミュニティにおけるギャンブルによる悪影響を最小化するとともに、責任あるギャンリング実践を奨励するための責任あるギャンリング・プログラムであり、全てのサービスを無料で提供している。当該プログラムは州政府が提供する主な責任あるギャンリング対策の 1 つであり、BCLC の負担金で運営しており、その運営コストは年間約 5.6 百カナダ万ドル (4 億 72 百万円) である。

RPG プログラムの提供するサービスの主な内容は、以下のとおりである<sup>38</sup>。

- ・ 24 時間 365 日利用可能なヘルプライン (BC Gam Info Line)
- ・ 契約している施設や有資格のカウンセラーによるカウンセリングサービス
- ・ ウェブサイト ([www.bcreponsiblegambling.ca](http://www.bcreponsiblegambling.ca)) を通じたギャンブル及び問題あるギャンリング等に関連する情報提供
- ・ 州全域における教育及び普及啓発活動
- ・ カジノ施設等で入手可能な RPG プログラムを推奨するパンフレット、ヘルプラインシール、ポスター等の作成
- ・ 州内のカウンセラーや専門家向けのギャンブル問題に係る教育・研修の提供

#### 2) BCLC の取組

BCLC 及びサービス供給業者が遵守しなければならない責任あるギャンリング対策は、主として GPEB が策定するギャンブル業界の公益に資する基準である RG 基準及び広告及びマーケティング基準 (Advertising and Marketing Standards) にまとめられている。

##### i) BCLC の責任あるギャンリング対策の概要

BCLC は、GPEB が策定する公益に資する基準の他、独自の責任あるギャンリング基準として、カジノ基準・ポリシー・手順 (Casino Standards, Policies and Procedures)、自己申告による入場制限ポリシー (Voluntary Self-Exclusion Policy)<sup>39</sup>及びジャックポット不適格ポリシー (Jackpot Ineligibility Policy)<sup>40</sup>等を策定しており、サービス提供業者等は当該基準等を遵守しなければなら

<sup>37</sup> GPEB, "Annual Report 2017-2018", p.25

<sup>38</sup> <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/sports-culture/gambling-fundraising/responsible-gambling/responsible-problem-gambling-program>

<sup>39</sup> Responsible Gambling Council, "Voluntary Self-Exclusion Program Review British Columbia", 2011 年 1 月, p.7

<sup>40</sup> 正式名称は、"Rules and Regulations Respecting Jackpot Entitlement for Individuals Who Are Participating in BCLC's Voluntary Self-Exclusion Program"である。



ない。また、BCLC の内部基準として、新規製品・サービス・マーケティングの提案があった場合には、企業の社会的責任評価（Corporate Social Responsibility Assessment）により、責任あるギャンブリングのベストプラクティス、未成年者保護、広告基準への準拠等の責任ある手法で開発がなされていることを審査・保証している<sup>41</sup>。

BCLC が独自に提供する責任あるギャンブリング対策の主な内容は以下のとおりである。

- ・ GameSense の開発
- ・ 自己申告による入場制限プログラム（Voluntary Self-Exclusion : VSE）（29 ページ参照）
- ・ 適切な対応研修（Appropriate Response Training : ART）（39 ページ参照）
- ・ プロミットメント・プログラム・プレイマナー（Play Manner）の開発（31 ページ参照）

#### ア. GameSense の概要<sup>42</sup>

BCLC は、顧客及び公衆がインフォームド・チョイスをするのに十分な情報を提供するための基礎的な概念として、2009 年より GameSense アプローチを導入している。GameSense は、「知識は力である」との考えに基づき形成された。

GameSense は、チャンスとスキルド・ベースド・ゲーム（Skilled Based Games）の違い、ギャンブルの重要事実、各ゲームの勝率、ギャンブルに関する共通する迷信の払拭、責任あるギャンブリングをするためのヒント等、責任を持ってギャンブルをする方法を学ぶためのツールも提供している<sup>43</sup>。顧客は、オンラインの他、カジノ施設内等の相談窓口であるゲームセンス・インフォ・センター（GameSense Info Centres、以下「GSICs」とする。）及びそこに滞在する相談員のゲームセンス・アドバイザーズ（GameSense Advisors、以下「GSAs」とする。）から GameSense アプローチを学ぶことができる（39 ページ参照）。

#### ii) BCLC の責任あるギャンブリング対策の評価方法

BCLC は、自らが実施する責任あるギャンブリング対策を評価する方法として、外部団体の認証を要求している。BCLC の策定する責任あるギャンブリング対策の枠組みの整備状況については、世界宝くじ協会（World Lottery Association、以下「WLA」とする。）が評価しており、BCLC が策定した責任あるギャンブリング対策が実際にサービス供給業者において運用されているかどうかについては、責任あるギャンブリング・カウンシル（Responsible Gambling Council、以下「RGC」とする。）が評価を実施している。

BCLC は、WLA の定める責任あるギャンブリングフレームワークにおいて、国際責任あるギャンブリング原理を遵守しているとして 2009 年より最高位のレベル 4 を取得しており、2017 年 5 月で 3 度目のレベル 4 認証の取得となる。認証レポートにおいて、責任あるギャンブリングに関する管理が組織目標・ガバ

<sup>41</sup> <http://corporate.bclc.com/social-responsibility/player/responsible-gambling/standards.html>

<sup>42</sup> <http://corporate.bclc.com/social-responsibility/player/responsible-gambling/our-approach.html>

<sup>43</sup> <http://corporate.bclc.com/social-responsibility/player/responsible-gambling/gamesense.html>

ナンス・管理プロセスに組み込まれ企業文化をなしており RG 開発のレベルが非常に高いこと、RG プログラムの継続的な改善に努力を惜まず、責任あるギャンブリングの開発のリーダー志向を有しており、特に調査・研究及び顧客教育の分野はベストプラクティスの評価カテゴリーと評価された<sup>44</sup>。

全てのサービス供給業者のカジノ施設は、2011 年より RGC が実施する RG Check の認証を受けている。

---

<sup>44</sup> WLA, "RGF IAP Evaluation Report ", 2017 年 5 月

#### ④ 利用制限プログラムの実行状況

##### 1) 入場制限プログラム

- i) 自己申告による入場制限プログラム (Voluntary Self-Exclusion Program : VSE プログラム)<sup>45,46</sup>

##### ア. 根拠法規等

BCLC 及び全てのサービス供給業者は、RG 基準に基づき VSE プログラムを提供しなければならない (RG 基準 6.1)。また、VSE プログラムを希望する全ての顧客が敬意を持って扱われ、問題あるギャンブル治療及び支援サービスの紹介ができるような方針 (Policies) 及び活動 (Practices) を確保しなければならない (RG 基準 6.2)。さらに、自己申告による入場制限をしている顧客を監視する方針及び活動を整備し、自己申告による入場制限をしている顧客が再入場を試みる機会を削減するように、適切なセキュリティー手順を確保する必要がある (RG 基準 6.3)。加えて、マーケティング・宣伝資料は自己申告による入場制限をしている顧客等に対して、送付されないための方針及び活動を確保しなければならない (RG 基準 6.4)。

##### イ. VSE プログラムの概要

VSE プログラムは、BCLC がギャンブル行動を制御する目的で提供しており、本人の自発的申請により設定した期間においてカジノ施設への入場を禁止することで、自らのギャンブル活動を制限することができるプログラムである。本人のみにより申請が可能であり、個人の自由を尊重するという考えから家族や友人等の第三者による申請は認められていない。

##### ウ. 申請場所・手順

申請は全てのカジノ施設において可能であるが、カジノ施設へ訪問せずに VSE プログラムに申請する場合は、BCLC の顧客サービスに電話をすると BCLC の Kamloops または Richmond にある事務所、または相談者の近隣での登録を手配してくれる。

申請者は、申請に際して、VSE プログラム登録用紙を記入の上、政府発行の写真付き ID を提示する。本人のみだと不安な場合には友人・家族・GSA、本人のカウンセラーが同席することもできる。

VSE プログラム登録用紙は 2 部構成であり、第 1 部では入場制限対象施設と入場制限期間を選択する。

入場制限対象施設は、①スロットを有する州内全てのギャンブル施設 (カジノ施設、コミュニティー・ゲーミングセンター、競馬施設のロットフロア等)、②州内全てのビンゴホール及びコミュニティー・ゲーミングセンター、及び③オンライン・ギャンブル (PlayNow.com) のいずれか一つ以上を選択する。①または②を選択した場合には仮にオンライン・ギャンブルの口座を有していたとしても口座を閉鎖される等、自動的に③のオンライン・ギャンブルの利用も制限される。一方で、③のオンライン・ギャンブルを選択した場合に自

<sup>45</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/getting-help/voluntary-self-exclusion-program-vse>

<sup>46</sup> Irwin M. Cohen, Amanda V. McCormick, and Raymond R. Corrado、「BCLC's Voluntary Self-Exclusion Program: Perceptions and Experiences of a Sample of Program Participants」、2011 年 4 月、p.10

動的にギャンブル施設の利用が制限されることはない。また、制限期間は、6 か月、1 年、2 年または 3 年から選択し記入する。

第 2 部では州の RPG プログラムカウンセラーへの紹介に関する同意の是非を記入するが、第 2 部の署名は義務ではない。

申請者は、サービス供給業者のセキュリティ・スタッフの目前で VSE プログラム登録用紙に署名しなければならず、申請手続中にセキュリティ・スタッフは申請者の写真を 4 枚撮影する。VSE プログラム申請者の個人情報及び写真は、iTrack システムへの登録と同時に BCLC 及び全てのサービス供給業者に回覧される。

#### エ. 解除・延長等の方法<sup>47</sup>

本人が署名すると同時にプログラムは開始され、期限が切れるまでいかなる場合にもキャンセルや変更はできない。期限経過後は自動的に VSE プログラムから解除される。

VSE プログラムの延長・再登録は、期限経過前はギャンブル施設では出来ないため、BCLC またはカウンセラーを通じて延長申請する。BCLC の場合には、BCLC の Kamloops または Richmond にある事務所に直接来訪、メールまたは手紙、もしくは BCLC の顧客サービスに電話で希望延長期間等を伝え、必要書類等の送付を含め手配してくれる。BCLC に直接連絡するのが阻まれる場合には、自身のカウンセラーに BCLC との連絡、文書等の手配の依頼を通じて延長申請することもできる。

一方、期限経過後に再登録を希望する場合には、BCLC 及びカウンセラー以外にも、申請時と同様に州内のギャンブル施設においても再登録が可能である。

#### オ. 違反者への対応<sup>48</sup>

VSE プログラム登録用紙は、ゲーミング規制法 (Gaming Control Act) の下、法的通知の役割を果たす。州内のカジノ施設の入場エリアにはセキュリティが約 1-2 名常駐しており、必要に応じて身分証明書の提示等を求められるものの入場ゲート等を利用した管理は実施していない。

VSE プログラム登録中にゲーミング施設へ入場したことをセキュリティ・スタッフ等が検知した場合には、退去を命じられる。2009 年にはジャックポット不適格ポリシー (Jackpot Ineligibility Policy) が導入され、セキュリティ・スタッフ等が検知する前に VSE プログラム登録者がギャンブルで多額の勝利 (ジャックポット) することがあった場合にも、賞金の受け取りは出来ず退去が命じられる。

#### 事業者の責任

BCLC 及びサービス供給業者はあくまで情報提供やカウンセラーの紹介を通じて本人の選択を支援する立場にあり、違反者を発見できなかった場合にも法的責任を何ら負っていない。そのため、罰則規定が科されることもない。

<sup>47</sup> BCLC、パンフレット“Voluntary Self-Exclusion-Frequently Asked Questions”

<sup>48</sup> Responsible Gambling Council, “Voluntary Self-Exclusion Program Review British Columbia”, 2011 年 1 月, p.19

## 違反者の責任

VSE プログラムは自らが決断した選択であり、署名と同時にギャンブルに係る責任を受け入れたことを意味する。違反者本人はゲーミング規制法に基づき最大 5,000 カナダドル（42 万円）の罰金が科される（ゲーミング規制法 97 条第 2 項(d)、第 98 条）。

## カ. VSE プログラムの統計

近年の VSE プログラムの登録者数、新規登録者数、及び違反検知回数は以下のとおりである。

表 3-15 VSE プログラムの統計情報<sup>49</sup>

年度	2015-2016	2016-2017	2017-2018
登録者総数（人）	9,334	9,565	10,563
新規登録者（人）	6,335	6,892	7,653
違反検知回数（回）	9,652	10,357	9,563

（出典：BCLC ウェブサイトを基にあずさ監査法人作成）

## 2) 入場制限以外の利用制限プログラム

### i) プリコミットメント・プログラム

#### ア. 根拠法令等

ブリティッシュ・コロンビア州では入場制限以外の利用制限に関する法規等はなく、プリコミットメント・プログラムは BCLC 独自の取組である。

#### イ. プログラムの概要

BCLC は現在プリコミットメント・ツールのプレイマナー（Play Manner）の開発段階である。

プレイマナーは、賭け金額や利用時間の上限を設定できる自発的なプリコミットメント・ツールである。

#### ウ. 申請場所・手順

プレイマナーへの申請方法はカジノ施設内の電子ゲーミング機器のみであり、テーブルゲームでは利用できない。現在、開発段階であり、具体的申請手順については公開していない。

#### エ. 変更・解消等の方法

プレイマナーは現在開発段階であり、具体的変更・解消手順については公開していない。

#### オ. 違反者への対応

利用上限に達した場合、電子ゲーム機器を利用できなくなるのみであり、罰則規定等は予定されて

<sup>49</sup> <http://corporate.bclc.com/content/dam/bclc/corporate/documents/vse-stats.pdf>

いない。

カ. プレイマナー（Play Manner）の統計

プレイマナーは、現在開発段階であり、プレイマナーへの登録者数は公開されていない。

## ⑤ 広告規制

### 1) 根拠法規等

ブリティッシュ・コロンビア州では、広告に関する規制はゲーミング規制法（Gaming Control Act）及び公益に資する基準である RG 基準及び広告及びマーケティング基準（Advertising and Marketing Standards）において規定している。

### 2) 規制内容

#### i) ゲーミング規制法

ゲーミング規制法上は、BCLC 以外の者・組織が広告等を実施すること自体を原則的に禁止している（ゲーミング規制法第 95 条）。

法人が違反した場合には、初犯であれば 10 万カナダドル（843 万円）以下の罰金、2 回目以降は 20 万カナダドル（1,686 万円）以下の罰金刑が科される。個人が違反した場合には、初犯であれば 10 万カナダドル（843 万円）以下の罰金または（及び）6 か月以下の懲役、2 回目以降は 20 万カナダドル（1,686 万円）の罰金または（及び）12 月以下の懲役が科される（ゲーミング規制法第 97 条第 2 項）。

#### ii) RG 基準

ゲーミング業界は、州のギャンブル業界に対する広告及びマーケティング基準（Advertising and Marketing Standards）に準拠しなければならない。また、全ての広告は、ギャンブルにより悪影響を受ける潜在的可能性を考慮の上、責任ある態度で提供されなければならない（RG 基準 1.1）。

#### iii) 広告及びマーケティング基準

広告及びマーケティング基準の目的は以下のとおりである。

- ・ 全ての広告及びマーケティングにおいてギャンブルが責任ある態度で実施されることの確保
- ・ ターゲット対象としたメディアキャンペーンにより、責任あるギャンプリング及び問題あるギャンプリングに係る一般的な認識を高めること

また、広告及びマーケティング基準では、ア.責任あるギャンプリング、イ.勝率、ウ.未成年者保護の 3 つのテーマにつき、詳細に規定している。

#### ア. 責任あるギャンプリング

「責任あるギャンプリング」では以下の内容を規定している。

- ・ 広告及びマーケティングは、GPEB が合理的かつ適切と判断した責任あるギャンプリング・メッセージを含めなければならない。
- ・ 支援を得る方法に関する州の資料等は、混雑しているエリア、PlayNow.com の電子ページ、ゲーミング製品の販売所、またはゲーミングイベント等の目につくところに掲示しなければならない。
- ・ ギャンプリング・メッセージ（Responsible and Problem Gambling Message）は、広告等

のターゲット対象層を反映していなければならない。また言語は広告と同一でなければならない。

- ・ 以下の内容を含めた広告及びマーケティング資料を禁止している。
  - 許容量を超えてプレイすることを奨励する
  - 報酬の確実性を暗示する
  - ギャンブルを雇用の代替・財政的投資として提示する
  - 財政的損失の回収手段として提示する
  - 長時間のプレイが勝率の上昇につながると暗示する
  - 技術・経験等の向上が良い結果につながると提案する
  - 故意に不適切な製品の使用を描写する

#### イ. 勝率

「勝率」では、以下の内容を規定している。

- ・ 勝率に関する情報は、比較的容易にアクセス可能な方法で明示されなければならない。
- ・ 勝率は、ゲーミング施設において実際の勝利の可能性について記載しなければならない。
- ・ 広告及びマーケティング資料において勝利が最も可能性の高い結果である等と記載はならず、賞金金額を正確に明示しなければならない。

#### ウ. 未成年者保護

「未成年者保護」では法定年齢の 19 歳未満の子供または青少年を保護対象と定義した上で、以下の広告及びマーケティング資料を禁止している。

- ・ 未成年者または未成年と見受けられる人物を利用しギャンブルを促進すること
- ・ 未成年者向けや視聴者の大半が未成年者のメディアに掲載すること
- ・ 学校や青少年向け施設に近接する屋外掲示板に掲載すること
- ・ 主たる対象が合理的に未成年者と予想される会場に掲載すること
- ・ 未成年者にアピールする意図をもったテーマや言葉を利用すること
- ・ 主たる視聴者が未成年者と予想されるテレビ・ラジオ番組でギャンブルを奨励すること
- ・ 未成年者を魅了するために漫画、シンボル、著名人等を利用すること



## ⑥ 相談業務の体制

相談業務は、医師、心理士、カウンセラー等の専門家による効果的なカウンセリング・治療につなぐための重要な役割を有している。ブリティッシュ・コロンビア州では、カウンセリングや治療の効果は立証されているものの、カウンセリングや治療を受ける人は減少傾向にあり、本当に支援を必要としている人が RPG プログラムを利用できていない実態を重く受け止めている。本当に支援を必要としている人に対してどの様にカウンセリング・治療を提供していくのか、ギャンブルの問題を抱える人へのサービス・支援へのアクセスの向上を重要課題として、GPEB 及び BCLC はヘルプラインや相談員の名称変更、新たな相談員の創設、名刺の記載方法の変更等、多方面からアプローチしている。

### 1) 根拠法規等

ブリティッシュ・コロンビア州の相談業務に関しては、GPEB の策定した RG 戦略及び公益に資する基準の RG 基準に記載されている。

#### i) RG 戦略

RG 戦略では、3 つ目の目標として問題あるギャンblingに影響を受けている人に対し効果的治療と支援を提供することを掲げており、そのための長期的目標の 1 つにギャンブルの問題を抱える人に対するサービス・支援へのアクセス向上を掲げている。

#### ii) RG 基準

BCLC 及びサービス供給業者等は州の問題あるギャンblingカウンセラー及び予防スタッフからの要請に応えるとともに合理的連携を維持し（RG 基準 3.1）、VSE プログラムを要求する全ての顧客が敬意を持って扱われ、問題あるギャンblingに関する治療・支援サービスの紹介を受けられる政策・実践を確保しなければならない（RG 基準 6.2）。

### 2) 州政府の取組

ブリティッシュ・コロンビア州では、州政府の取組として、RPG プログラムの一環としてヘルプライン及びアウトリーチ専門家のギャン・インフォ・レップ（Gam Info Rep）サービス等を提供している。

#### i) 相談窓口の概要

##### ア. ヘルプライン

ヘルプラインには、独立した情報提供サービス（Independent Information Referral Service）である BC211 と、RPG プログラムの取組の一つである BC ギャン・インフォ・ライン（BC Gam Info Line）がある。

BC ギャン・インフォ・ライン（BC Gam Info Line）は、「問題（Problem）」や「ギャンbling（Gambling）」等の単語が、支援を必要とする人が相談を敬遠する要因の一つとなっていると考え、

2018 年度より BC 問題あるギャンblingヘルプライン（BC Problem Gambling Help Line）から BC ギャム・インフォ・ライン（BC Gam Info Line）に名称変更している。

BC ギャム・インフォ・ライン（BC Gam Info Line）は、ブリティッシュ・コロンビア州民への問題あるギャンblingに関する情報及び紹介先に関する第一次情報源である。ブリティッシュ・コロンビア州内から無料で 24 時間 365 日、ギャンblingが認められる年齢であるかは関係なく、子供でも利用ができる。また、フランス語・広東語・北京語・パンジャブ語・ペルシャ語・タガログ語・アラビア語・日本語・スペイン語・ドイツ語等、多数の言語でサービスを提供している。通話に際して電話オペレーターが相談者の言語を話すことができない場合には、キャン・トーク（CanTalk）翻訳サービスを通じて 1 分以内に同時通訳者が利用できる体制となっている。また、相談者・家族からの電話内容及び支援・治療紹介情報に関しても秘匿扱いにしている。

電話オペレーターは RPG プログラムを通じて提供している問題あるギャンblingに対する予防・教育サービスについて豊富な知識を有しており、カウンセラーだけでなく予防専門家の紹介も可能である。また、必要に応じて他州またはコミュニティ・サービスへの転送サービスも行っている<sup>50</sup>。

この他にも、青少年向けのキッズヘルプ電話（Kid's Help Phone）サービスを提供している。キッズヘルプ電話は、子供向けの 24 時間対応の無料ヘルプライン（1-800-668-6868）である。

#### イ. アウトリーチ専門家：ギャム・インフォ・レップ（Gam Info Rep）

州政府の RPG プログラムの新たな取り組みの一つとして、カウンセリング以外の手法で支援を希望している人向けにアウトリーチ専門家のギャム・インフォ・レップ（Gam Info Rep）サービスを提供している。

Gam Info Rep は、電話、テキストメッセージ、Web チャット、または対面にて、ピアサポート組織（例：12 Step Groups、Smart Recovery）、オンラインの自助サービス、地域支援団体（例：破産管財人、法律サービス・住宅サービス・コミュニティメンタルヘルスサービス・債務管理サービス）等の情報提供・紹介・同席等を通じて、個人のニーズや目標と直結した情報源やサービスを提供している。

ブリティッシュ・コロンビア州内でギャンblingの問題を抱えている人が、ギャンbling問題を認めることに恥辱（Stigma）を感じていることと、無料支援サービスが利用可能なことが公衆へ浸透していないことを原因として、無料支援や治療サービスを受けていない現実を受け、GPEB は、無料支援や治療サービスへ繋げる手法として、カウンセラーではない新たな相談員制度である Gam Info Rep サービスを開始した。

GPEB は、2017 年 8 月から 2018 年 1 月までの 6 か月に渡り Gam Info Rep アウトリーチのパイロットプロジェクトを実施し、ヘルプラインに電話をしてきた相談者がカウンセリングの紹介を拒否した場合に、カウンセラーではないリソース・レップ（Resource Rep）<sup>51</sup>と話したいかどうかを問い、相談者の要望に

<sup>50</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/getting-help/bc-problem-gambling-24-hour-help-line>

<sup>51</sup> リソース・レップ（Resource Rep）は、相談者が必要とするカウンセリングや治療等に関する情報提供等の支援を通じて、相談者を効果的な治療に導くためのコミュニケーター役を有している。

応じてリソース・レップが電話または喫茶店で面会の上、ギャンブルに対する考え方や必要とするサービスにつき話し合った。6か月間の Gam Info Rep のパイロットプロジェクトの結果、RPG プログラムの支援及び治療サービスへのアクセス数は 55%増加した<sup>52</sup>。この結果を受け、Gam Info Rep が創設された。

図 3-3 Gam Info Rep の役割（サービス相互間の橋渡し役）



（GPEB、『Gam Info Rep Fact Sheet: Pilot Project Summary』を基にあずき監査法人作成）

ii) 相談員の品質の保証

ア. 専門家・カウンセラーに対する研修<sup>53</sup>

RPG プログラムの一環として提携している専門家・カウンセラーに対して教育・研修を提供することにより、専門家等はギャンブルに関連する問題や知識を学習することができ、相談者は専門家等の共通の認識の下で支援を受けることができ、ひいては RPG プログラムの品質を保証している。

研修の主な目的は、責任あるギャンブリングと問題あるギャンブリングの違いを評価すること、ギャンブル

<sup>52</sup> GPEB, “Gam Info Rep Fact Sheet: Pilot Project Summary”

<sup>53</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/prevention-education/allied-professionals>

問題の兆候を発見し当該問題をスクリーニングすること、ギャンブルが個人、家族、コミュニティに与える影響を理解しRPGプログラムへの紹介プロセスを熟知すること等である。研修のプレゼンテーション時間は職種等に応じて45分から7時間であり、5時間超のコースに対しては証明書が発行される。研修を受講した専門家には、破産管財人、その他金融関連専門家、教師、メンタルヘルス・依存症カウンセラー、医療従事者、心理学者、社会福祉士等がいる。

iii) 相談実績<sup>54</sup>

州政府の取組であるBCギャン・インフォ・ライン（BC Gam Info Line）及びギャン・インフォ・レップ（Gam Info Rep）の相談実績は、以下のとおりである。

表 3-16 RPGプログラムの相談実績に係る統計情報

相談内容	実績数値	
	2016年度	2017年度
BC Gam Info Line への電話相談（回）	3,326	3,421
RPGプログラム紹介（件）	1,380	1,326
Gam Info Rep アウトリーチ及び早期介入（回）	-	343

（出典：GPEB、『Annual Report2017-2018』を基に必ず監査法人作成）

3) BCLCの取組

ブリティッシュ・コロンビア州では、RG基準に基づき、BCLC及び全てのゲーミングサービス供給業者等は、各ゲーミング施設等において以下の内容が可能となるような特別な訓練を受けたスタッフを確保しなければならない（RG基準3.3）。

- ・ ギャンブル関連問題及び（または）苦悩の兆候を示す顧客に利用可能な支援情報の提供
- ・ 顕著なギャンブル関連問題等の兆候を示す顧客等の特定の事案において、情報提供及び（または）支援機関への直接連絡等の直接介入を通じた適切な対応
- ・ ギャンブル関連問題を抱えるゲーミングスタッフに適切なプログラム等の指示

i) 相談窓口の概要

BCLCは、1) ii)及び3)記載のRG基準に基づき、カジノ施設内の相談窓口であるGSICs及びそこに滞在する相談員のGSAsを整備している。

ア. ゲームセンス・インフォ・センター（GameSense Info Centres : GSICs）

BCLCは、全ての責任あるギャンリング対策をGameSenseの名称のもと提供しており、州内全て

<sup>54</sup> GPEB, "Annual Report 2017-2018", p.16, 34

のカジノ施設内にギャンブルに関する意思決定を支援するための情報提供キオスクである GSICs を設置し、勝率やギャンブルの仕組みに関する知識を有し問題あるギャンブリングの兆候を認識できる GSAs を配置している。

#### イ. ゲームセンス・アドバイザーズ (GameSense Advisors : GSAs)

GSAs は責任あるギャンブリングの専門家としてギャンブルの仕組みを理解し、ギャンブルに関する迷信を払拭し安全かつ楽しくギャンブルする方法等をアドバイスすることにより、顧客及び従業員に対して GameSense プログラムを提供し、顧客の健全なギャンブルに関する意思決定を支援している。顧客の求めに応じて、ヘルプラインへの通話支援やカウンセラーの紹介、VSE プログラムの申請及びカウンセリングへの同伴等も実施している。

GSAs は、GPEB が契約者としてプログラムを提供する等、GPEB と BCLC が共同管理していたが、顧客の相談員としてより中立的な立場となる目的で昨年より BCLC が単独雇用主となっている。GSAs は約 25 名おり、24 時間常駐ではなく 1 施設約 2 名のシフト制で対応している。

#### ii) 相談員の品質の保証

ブリティッシュ・コロンビア州では、RG 基準において、BCLC 及び全てのゲーミングサービス供給業者等に対して顧客と応対するゲーミング施設のスタッフが苦悩を抱えている可能性のある顧客を識別し、適切な対応が可能とする研修の提供を義務付けている (RG 基準 3.2)。また、青少年保護 (55 ページ参照) 及び以下の事項に関する方針、手続、研修についても整備が義務付けられている (RG 基準 4.2, 4.3, 4.5)。

- ・ 泥酔している顧客がギャンブルに参加することを防止する。
- ・ アルコールが提供されるゲーミング施設において、顧客と応対する従業員が「適切に提供 (Serving It Right)」研修の受講を完了している
- ・ ゲーミング施設の標準的行動として、顧客との定期的な交流を促進する。その上で、顧客が延長・集約・反復的にプレイしている、またはしているように見える場合には交流頻度を高める。

BCLC は、RG 基準に基づき、全従業員に対する適切な対応研修 (Appropriate Response Training、以下「ART 研修」とする。) 及び GSAs に対する資格要件と研修を義務付けている。

#### ア. 適切な対応研修 (Appropriate Response Training : ART) <sup>55</sup>

BCLC の方針としては、顧客のギャンブルに係る選択とプライバシーを尊重する一方で、ギャンブル施設のスタッフが問題あるギャンブリング行動を示す顧客に対して支援をすることは重要であると考えている。そのため、カジノ施設で顧客に直接応対するスタッフが、支援を必要とする顧客に対して敬意をもって積極的に適切な対応をできるようにするための ART 研修の完了を義務付けている。ART 研修は、BCLC の

<sup>55</sup> [http://corporate.bclc.com/social-responsibility/player/responsible-gambling/art.html#\\_ga=2.123380169.312121222.1539045479-1149285498.1536585089](http://corporate.bclc.com/social-responsibility/player/responsible-gambling/art.html#_ga=2.123380169.312121222.1539045479-1149285498.1536585089)

スタッフ及びサービス供給業者の従業員が顧客に対して責任あるギャンブリングの役割を果たすための教育プログラムである。当該 ART 研修の最初のプログラムはオンタリオ州にある RGC が開発した。現在、ART 研修を受講しているスタッフ等は約 14,000 人である。

iii) 相談実績<sup>56</sup>

BCLC の取組であるカジノ施設における GSAs の相談実績は以下のとおりである。

**表 3-17 BCLC の相談実績に係る統計情報**

相談内容	実績数値	
	2016 年度	2017 年度
GameSense Advisors (回)	57,341	48,587

(出典 : GPEB、『Annual Report 2017-2018』を基にあずさ監査法人作成)

<sup>56</sup> GPEB, "Annual Report 2017-2018", p.16, 34

【参考】

オンタリオ州のプレイスマート (PlaySmart)

オンタリオ州では、ブリティッシュ・コロンビア州の BCLC の GameSense と類似の制度として、オンタリオ州の公共企業体であるオンタリオ州宝くじ・ゲーミング (Ontario's Lottery & Gaming、以下「OLG」とする。) が 2005 年に PlaySmart を開発している。

PlaySmart はギャンブルに関する百科事典 (Gambling's Encyclopedia) であり、顧客が継続してギャンブルを楽しむことができるよう、ギャンブルに係るインフォームド・ディシジョンのために必要なツールや情報を顧客に提供する全般的な制度である。OLG は、PlaySmart の名称の下、自己申告による入場制限プログラムの提供、施設内相談施設のプレイスマート・センター (PlaySmart Centres) の設置、プレイコミットメント・ツール (MyPlaySmart) の開発、専門的研修の提供等をしている。

◆ プレイスマート・センター (PlaySmart Centres)

オンタリオ州のカジノ施設内には、GameSense の GSICs と類似のギャンブル依存症対策相談キオスクである PlaySmart Centres がある。PlaySmart Centres は、全てのレベルの顧客に対するギャンブルに関する事実、ツール、及びアドバイスが可能なオンサイトの情報提供場所であり、会話を促進するために楽しく双方向的な手法によりギャンブル情報を提供している。顧客は PlaySmart Centres において、ヘルプラインやカウンセリング施設等の支援先情報を入手するだけでなく、双方向型のスロット・デモ機器の実地体験、ギャンブルの概念や迷信を払拭するための双方向型の教育的イベントへの参加、他の顧客やスタッフとの会話等による休憩等に利用することができる。

図 3-4 PlaySmart Centres の外観



(出典：CAMH のウェブサイトより抜粋)

PlaySmart Centres は、もともと責任あるギャンブルリソースセンター (Responsible Gambling Resource Centres : RGRCs) の名称で運営していたが、顧客のアクセス状況を改善する目的で



2017年6月に PlaySmart Centres に名称変更しており、現在、州内のカジノ施設の他、スロット施設、チャリタブル・ビンゴ施設、ゲーミング・センターにおいて 56 施設を運営している。

PlaySmart Centres は OLG が資金拠出・運営しているが、RGC が管理・運用している。PlaySmart Centres に配置される RGC のスタッフは、常駐はしていないが約 80 名おり、プログラムや規定の理解等を含めた約 1 年間に及ぶ継続的専門研修等を通じて特殊な技能を有している。

PlaySmart では、ギャンブルの参加頻度・リスクの程度等に応じて、提供ツールやコミュニケーション方法を変更している。例えば、ギャンブル回数が少なくリスクの低い顧客に対しては、ギャンブルを継続して楽しみ、スマートにギャンブルする習慣を確立してもらうため、ギャンプリングの仕組み、ギャンブルの方法、PlaySmart のヒント、自己監視ツール等について、くだけた（Conversational）、真正な（Authentic）教育的トーンで対話をする。一方、ギャンブルに問題を抱えている可能性のあるハイリスクな顧客に対しては、支援に対し関心をもってもらうまたはヘルプラインに電話してもらうために、支援先情報や自己申告による入場制限方法等について、思慮深く、支持的で、落ち着いた（Deliberate）、語り口調（Storytelling）なトーンで対話する。

2016 年度の PlaySmart Centres における顧客からの相談実績は約 327,000 件であり、そのうち、4,872 名が自身のギャンブルに関して懸念を示し PlaySmart Centres において即時支援（Immediate Assistance）を実施した。



## ⑦ 治療体制

ブリティッシュ・コロンビア州では、州の取組である RPG プログラムにおいて有資格のカウンセラーによる効果的な治療サービスを提供している。効果的な治療とは、カウンセラー等の専門家の資質の問題以上にカウンセラーとクライアントとが関係性を構築し、クライアントのフィードバックに基づく治療プログラムの形成と捉えている。クライアントがカウンセラーに自分を理解してもらっていると考え、カウンセラーの治療の方向性を理解・納得し、クライアントが望むことを提供することが最良の治療と考えられている。

### 1) 根拠法令等

ブリティッシュ・コロンビア州の治療業務に関しては、相談業務と同様、GPEB の策定した RG 戦略及び公益に資する基準である RG 基準に記載されている。

#### i) RG 戦略

RG 戦略では、3 つ目の目標として問題あるギャンブルに影響を受けている人に対し効果的治療と支援を提供すること、長期的目標としてギャンブルの問題を抱える人に対し提供する支援につき、サービスへのアクセス向上及び臨床結果を評価し、証拠に基づくベストプラクティス・プログラムの提供により、継続的に効率性と効果を改善することを掲げた上で、初期アプローチはギャンブル依存症者、親族、友人及び同僚への治療サービスと策定している。

#### ii) RG 基準

BCLC 及びサービス供給業者等は、VSE プログラムを要求する全ての顧客に対して敬意をもって対処し、問題あるギャンブルに関する治療・支援サービスの紹介を受けられる政策を実践し、維持しなければならない (RG 基準 6.2)。

### 2) 州政府の取組

#### i) 治療機関・カウンセラーの概要<sup>57</sup>

RPG プログラムでは、ギャンブルの問題を抱える本人または家族等に対して、GPEB が契約している約 25 名のカウンセラーによる多言語対応の対面形式のカウンセリングサービスを提供している。年齢・言語・所在地等にかかわらず、全てのブリティッシュ・コロンビア州民が無料のカウンセリングサービスを受けることができる。

カウンセリングを希望する者は、BC ギャム・インフォ・ライン (BC Gam Info Line) を通じて紹介を受ける以外にも、RPG プログラムのウェブサイトに掲載されているカウンセラーの名前・写真・経歴・所在地・対応言語等から好みのカウンセラーを検索し、直接電話予約をすることでサービスを受けることができる<sup>58</sup>。

<sup>57</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/getting-help/support-treatment-services>

<sup>58</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/getting-help/find-counsellor>

ii) 治療プログラム

個人・カップル・家族を対象に、集中治療プログラム及び集団療法等を提供している。

ア. 集団治療プログラム（Discovery Program）<sup>59</sup>

集団治療プログラム（Discovery Program）はRPGプログラムの代表的なカウンセリングプログラムである。グループ形式で実施される 2-5 日の集中治療プログラムであり、複数のワークショップから構成される。主たる目的は、回復に必要なスキルを身につけギャンブルとの付き合い方につき自己啓発を図ることであり、ギャンブル問題に係る経験や認識を共有できる集団で実施される。

プログラムで実施するワークショップの詳細は以下のとおりである。

**表 3-18 集団治療プログラム（Discovery Program）で実施するワークショップの概要**

ワークショップ名	所要時間	概要
Fresh Start: An Introduction to Discovery	18 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>人生を前に進めるために、ギャンブル行動を管理することを支援するワークショップである。誘因（Triggers）、衝動、ストレス、感情を管理する方法が提供される。</li> <li>当該ワークショップは他のワークショップを受講する前に受講が必須なワークショップである。</li> <li>家族等、第三者のギャンブル行動から悪影響を受けている人にも薦めている。</li> </ul>
Understanding Self: Exploring Beliefs for Change	30 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復と健康を支援する手法として、個人的な信念を強化することに焦点を当てたワークショップである。</li> <li>自身の信念・世界の原点を模索し、信念等が気分・回復・他者との関係・困難な状況下の反応にどのような影響を与えるかを考える。</li> </ul>
Walking Taller: Valuing Yourself	30 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復に不可欠な要素である、自己価値（Self-Worth）の回復へ取り組むワークショップである。自身の重要な事柄を再認識し、より強く・ポジティブに思考する。</li> <li>自らの個性を探求し、自尊心及び日常への感謝を向上するためのツールが提供される。</li> </ul>
Moving Forward: Who Am I in Relationship?	30 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>他者との関係性について理解するワークショップである。</li> </ul>

<sup>59</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/getting-help/discovery-program>

ワークショップ名	所要時間	概要
		<ul style="list-style-type: none"> <li>力とバランス、境界線、効果的なコミュニケーション方法等のトピックについて学び、自身と愛する者との関係性の修復等を支援する。</li> </ul>
Releasing the Past: Embracing the Future	30 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の苦悩・苦痛について探求するワークショップである。過去の問題は、回復への阻害要因、日常生活・関係性・幸福感の崩壊要因となっている場合がある。</li> <li>自分自身または他者に対する実生活における苦悩を許す術を学ぶ。</li> </ul>
Making Cents: Your Relationship With Money	18 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>お金とギャンブルに関する個人的な考え方を模索するワークショップである。</li> <li>現在の財政状態を把握の上、現実的な財政目標を立て、予算または消費計画を立てる。</li> </ul>

(GPEB、パンフレット『Discovery Day Treatment Program』を基にあずさ監査法人作成)

当該プログラムはバンクーバー市及びバンクーバー島において通年実施しており、郊外からの参加者に対しては旅行代金の補助金制度もある。参加希望者は、利用している RPG プログラムのカウンセラーが受講の必要性を判断し、プログラムの詳細情報の提供、ディスカバリー・インテイク・コーディネーター (Discovery Intake Coordinator) <sup>60</sup>の紹介等を通じて参加することが出来る。

### iii) カウンセラー等の資格・品質の保証 <sup>61</sup>

RPG プログラムの治療プログラムのカウンセラーは、最低限認定された大学の臨床心理学・カウンセリング心理学・社会福祉学いずれかの修士号を有していなければならない。また、RPG プログラムの臨床カウンセラーは、ブリティッシュ・コロンビア州の臨床カウンセラー協会 (BC Association of Clinical Counsellors) またはカナダ精神療法カウンセリング協会 (Canadian Psychotherapy and Counselling Association) の現会員である。社会福祉学の修士号を有するカウンセラーは、ブリティッシュ・コロンビア州立大学のソーシャルワーカーでもある。カウンセラーの多くは RPG プログラムに長年従事しており、北京語・広東語・韓国語・ベトナム語・パンジャブ語によるサービス提供が可能なカウンセラーを有している。この他、先住民コミュニティー等を専門とする先住民向けカウンセラーもいる。

また、相談業務体制で記載したように、RPG プログラムの一環として、提携している専門家・カウンセラーに対して教育・研修を提供している。

<sup>60</sup> ディスカバリー・インテイク・コーディネーター (Discovery Intake Coordinator) は、参加、旅行の手配、補助金の申請等に関しより詳細な情報を提供している。

<sup>61</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/prevention-education/allied-professionals>

iv) 治療実績<sup>62,63</sup>

州政府の取組である RPG プログラムの治療実績は以下のとおりである。

表 3-19 RPG プログラムの治療実績に係る統計情報

治療内容	実績数値	
	2016 年度	2017 年度
カウンセリング (人)	1,390	1,269
Discovery Program (人)	175	163

(出典 : GPEB、『Annual Report』を基にあずさ監査法人作成)

<sup>62</sup> GPEB, “Annual Report 2016-2017”, p.21

<sup>63</sup> GPEB, “Annual Report 2017-2018”, p.16, 34

## ⑧ 自助団体の活動状況

### 1) 根拠法令等

ブリティッシュ・コロンビア州では、自助団体に関する法規等はなく民間の非営利組織が活動をしている。

### 2) 自助団体の概要

ブリティッシュ・コロンビア州で活動する主な自助団体は、ギャンブラーズ・アノニマス（Gamblers Anonymous (Alaska and BC)）、ギャマノン（Gam-Anon）及びスマート・リカバリー（SMART Recovery）である。

#### i) ギャンブラーズ・アノニマス（Gamblers Anonymous : Alaska and BC）<sup>64</sup>

ギャンブラーズ・アノニマス（Gamblers Anonymous (Alaska and BC)、以下「GA」とする。）は、ギャンブル問題に苦しむ本人及びその家族が運営する会員制の相互自助型の非営利組織であり、全世界で活動している。ブリティッシュ・コロンビア州では、独自のウェブサイトをもつとともに 24 時間 365 日無料のヘルプラインを提供している<sup>65</sup>。

最初の GA ミーティングは、ギャンブルに問題を抱えた二人の男性が定期的な面会によりギャンブル問題が再発しなかったことをきっかけに、1957 年 9 月に米国カリフォルニア州のロサンゼルスで開催された<sup>66</sup>。

GA には、GA ミーティングを通じて参加することができる。ブリティッシュ・コロンビア州では州内各所において毎日約 1 時間半の GA ミーティングが開催されている。GA は回復のためのプログラムである 12 ステップ・プログラム（12 Step Program）に基づき、経験、強み、及び希望を共有することで共通問題の解決及びギャンブル問題からの回復を目指すことを目的としている。参加者の唯一の条件はギャンブルを止めることを希望していることであり、会員になることによる義務や会費はない。

#### ii) ギャマノン（Gam-Anon）<sup>67</sup>

ギャマノン（Gam-Anon）は家族や友人等の他者のギャンブル問題に苦しむ者を支援する会員制の相互自助型の非営利組織であり、世界的に活動している。ギャマノンは、宗教団体でもなければカウンセリング機関でもなく、会員になることによる義務や会費はない。参加者の条件は、家族や友人等の他者のギャンブル問題により自身の生活に影響が出ていることである。ギャマノンへはウェブサイトに記載のメールアドレスにメールすることで参加が可能である。

ギャマノンにおいても、GA 同様、12 ステップ・プログラムを利用している。

---

<sup>64</sup> <http://www.gamblersanonymous.org/ga/node/1>

<sup>65</sup> <http://gabc.ca/>

<sup>66</sup> <http://www.gamblersanonymous.org/ga/content/history>

<sup>67</sup> <http://www.gamblersanonymous.org/ga/content/gam-anon-help-family-friends>

### iii) スマート・リカバリー (SMART Recovery) <sup>68</sup>

スマート・リカバリー (SMART Recovery) は、1994 年にアメリカで設立された依存症を抱える人に対する自助プログラムを有する禁欲型 (Abstinence-Based) の非営利組織であり、アメリカを中心に、カナダ、オーストラリア及びイギリス等で活動している。組織名称の「SMART」は、自己管理及び回復訓練 (Self-Management And Recovery Training) の略である。

ブリティッシュ・コロンビア州では独自のウェブサイトを有するとともに、ブリティッシュ・コロンビア州においてギャンブル問題を抱える本人、家族及び友人のためのプログラムの提供や会合の開催をしている <sup>69</sup>。毎週火曜日に、バンクーバーにおいてスマート・リカバリー・ミーティングが開催されており、スマート・リカバリーへの参加方法は、オンライン・サポート・コミュニティ (Online Support Community) <sup>70</sup>の利用、無料のスマート・リカバリー・ミーティングへの参加、遠隔地の場合にはオンライン・ミーティングへの参加の他、印刷物を好む人にはスマート・リカバリーハンドブックの購入を通じても可能である。

スマート・リカバリーは依存症的なギャンブル行動 (Addictive Gambling Behavior) からの回復を支援するために、GA 等に代替するプログラムとして、自助的認知行動療法 (Cognitive Behavior Therapy : CBT) モデルのスマート・リカバリー4 ポイント・プログラム (SMART Recovery 4-Point Program®、以下「4-Point・プログラム」とする。) を提供している。

## 3) プログラム概要

### i) 12 ステップ・プログラム (12 Step Program) <sup>71</sup>

GA 及びギャンボンの提供する 12 ステップ・プログラム (12 Step Program) の主な概要は以下のとおりである。

- ・ ギャンブルに対して無力であることを認めた。つまり、ギャンブルにより生活が管理不能な状態である。
- ・ 自分自身よりも大きな力により、健全な思考と生活を取り戻すことが出来ると信じるようになった。
- ・ 当該力を利用し、自身の意志と生き方を変える決心をした。
- ・ 探究を怖れず、モラルと財務の棚卸を行い、一覧 (Inventory) を作成した。
- ・ 自身に対し、他者に対し、自らの誤りの本質 (Exact Nature of Our Wrongs) をありのまま受け入れた。
- ・ こうした誤った性格の欠点を取り除く準備が完全に整った。
- ・ 自身の欠点について、謙虚に (自身が信じる) 神に取り除く依頼をした。
- ・ 迷惑をかけた全ての人のリストを作成し、全員に対して償う気持ちを持った。
- ・ 償うことで傷つけることがない限り、(迷惑をかけた全ての人に) 可能な限り直接償いをした。
- ・ 継続して個人的な棚卸による一覧を作り、誤りがあった場合には直ちに認めた。
- ・ 祈りと瞑想を通じて自分が信じる神との意識的コンタクトを深め、神の意志を知ることと実現しよう

<sup>68</sup> <https://www.smartrecovery.org/about-us/>

<sup>69</sup> <http://smartrecoverybc.com/>

<sup>70</sup> <https://www.smartrecovery.org/community/>

<sup>71</sup> <http://www.gamblersanonymous.org/ga/content/recovery-program>

とする力のみを求めた。

- ・ あらゆる局面においてこの原理を実践する努力をするとともに、当該メッセージを他のギャンブル依存症者（Compulsive Gamblers）へ伝えるように努めた。

ii) スマート・リカバリー4 ポイント・プログラム（SMART Recovery 4-Point Program® : 4-Point・プログラム）<sup>72</sup>

スマート・リカバリーの提供する 4-Point・プログラムの主な概要は以下のとおりである。

- ・ 止めるためのモチベーションを向上・維持：ギャンブルを止める理由を特定するとともに、継続して目標に取り組むための支援をする
- ・ 衝動への対処：ギャンブルへの衝動へ対処するためのツールを提供する
- ・ 問題の管理：問題から逃げる、もしくは避けるために依存症的行動へ戻ることが多いため、問題解決ツールの学習を支援する
- ・ ライフスタイルのバランス：短期・長期目標だけでなく、バランスがとれていなかった娯楽やニーズの部分のバランスをとるスキルの開発を支援する

---

<sup>72</sup> <https://www.smartrecovery.org/addiction-recovery/gambling-addiction/>



## ⑨ 普及啓発活動

### 1) 根拠法令等

ブリティッシュ・コロンビア州の普及啓発活動に関しては、GPEB の策定した RG 戦略及び RG 基準に記載されている。

#### i) RG 戦略

RG 戦略では、第一目標として一般公衆に対してギャンブルのリスクを周知すること、長期的目標として問題あるギャンリングと提供しているプログラムに関する公衆の知識を育成すること、及び責任あるギャンリング戦略とギャンブル時に健全な選択をする方法を公衆に教示することを掲げた上で、初期アプローチの 1 つとして一般公衆への認知とコミュニケーションと策定している。

#### ii) RG 基準

BCLC 及び全てのゲーミングサービス供給業者等は、顧客のインフォームド・チョイスを保証するため、ゲーミング・エリアにおいて以下の事項を目立つように掲示しなければならない（RG 基準 2）。

- ・ 州のヘルプライン及び GPEB が認可した BCLC の責任あるギャンリング・メッセージまたは GameSense メッセージ
- ・ （全てのゲーミング施設の顧客サービス・エリア、トイレ及び ATM において）ギャンブルに関連する潜在的リスクの情報とギャンブル問題に関する支援先情報
- ・ ゲーム、ルール、勝率等に関する意味のある正確な情報
- ・ 自己申告による入場制限プログラムに関する情報

また、ゲーミング施設では、顧客層を反映した言語にて責任・問題ギャンリング情報が入手可能となるよう合理的努力をしなければならない。

### 2) 州政府の取組

RG 戦略の下、州の取組である RPG プログラムにおいて、i) 予防サービスとして州全域における教育及び普及啓発活動、ii) ウェブサイトを通じたギャンブル及び問題あるギャンブル等に関連する情報提供、及び iii) カジノ施設等で入手可能なパンフレット、ヘルプラインシール、及びポスター等の作成を行っている。

#### i) 予防サービスとしての教育及び普及啓発活動<sup>73</sup>

RPG プログラムの予防サービスとして、高齢者向けの普及啓発活動、先住民・アジア人等、文化的背景の異なる層向けの啓発プログラム等を実施している。提供するプログラムやカリキュラムは、多様なニーズに対応して新規開発・改修が行われている。

---

<sup>73</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/prevention-education/prevention-services>



#### ア. 高齢者向けの普及啓発活動<sup>74</sup>

高齢者向けの普及啓発活動として、55 歳以上の高齢者を対象にドラマプロジェクト「Seasoned Players」と2つのワークショップ「Keepin' It Fun」と「Gambling and the Older Adult」という合計3つのプログラムを提供している。

ドラマプロジェクトでは、高齢のボランティアが安全にギャンブルをする方法や問題が疑われる場合の支援場所の紹介に関する短編の劇をモールやレクリエーションセンターで演じ、ギャンブル問題の啓発活動をしている。

ワークショップ「Keepin' It Fun」は、責任を持ってギャンブルをする方法、ギャンブル問題の兆候、支援場所等について学ぶことのできる高齢者向けのプレゼンテーションである。

「Gambling and the Older Adult」は、ギャンブルに問題を抱えた高齢者の経験や影響に関するプレゼンテーションであり、高齢者が有するカウンセリングへのアクセスの障壁や克服方法等についても触れている。

#### イ. 先住民・アジア人等、文化的背景の異なる層向けの啓発プログラム<sup>75</sup>

先住民・アジア人等、文化的背景の異なる層向けの啓発プログラムとして、コミュニティー向け啓発ブース、ワークショップ「How Much is Too Much?」及び英語を第二言語とする人等向けのプレゼンテーション・講義等を実施している。

啓発ブースは、全ての年齢層を対象とした情報を明確、有益かつ楽しく提供できるように設計されており、多数の人への有効な情報提供手段である。啓発ブースへ参加者を呼び込むために、多様なゲーム、ビデオ、賞金等を用意している。

ワークショップ「How Much is Too Much?」では、ギャンブルに関する迷信、ギャンブルに潜むリスク、責任を持ってギャンブルをする手法、無料の支援情報等について学ぶことができる。英語を第二言語とする人等向けのプレゼンテーション及び講義は、予防スペシャリストにより対象者の興味やニーズに応じて提供される。

#### ii) ウェブサイトを通じたギャンブル及び問題あるギャンブル等に関連する情報提供

PRG プログラムのウェブサイト ([www.bcresponsiblegambling.ca](http://www.bcresponsiblegambling.ca)) 上では、ギャンブルに関する知識を育成し、自らをコントロールし責任あるギャンブルをするために役立つ自己支援ツール (Self-Help Tools)、自己評価ツール (Self-Assessment)、及びカウンセリングに関する知識等を掲載している。

また、他者への支援を目的として、ギャンブルに問題を抱える人の家族、友人、生徒、同僚等のための情報提供も行っている。この他、BCLC が提供している VSE プログラムや民間機関が提供しているオンライン自助フォーラム (GamTalk)<sup>76</sup>等のサービスも紹介している。

<sup>74</sup> <https://www.bcresponsiblegambling.ca/prevention-education/older-adults>

<sup>75</sup> <https://www.bcresponsiblegambling.ca/prevention-education/adultscommunity>

<sup>76</sup> 共通の問題を抱える人との問題の共有を目的として、ギャンブルに問題を抱える者が利用できるオンライン自助フォーラムである。

iii) カジノ施設等で入手可能なパンフレット、ヘルプラインシール、及びポスター等の作成

RPG プログラムの一環として、青少年・保護者・高齢者・予防サービス・多文化等を対象として多数の多言語対応のパンフレット、ヘルプラインカード、ヘルプラインシール及びポスター等の作成をしている。ヘルプラインシールはスロット機器等に添付されている。パンフレット等には、ヘルプラインの番号及び（または）ウェブサイト URL と標語「問題が起きると、誰の勝利でもない（When a problem begins, no one wins）」または「ギャンブルが楽しくなくなったとき（When gambling isn't fun anymore）」等を記載している。

また、多様な場所・イベントにおいても、ヘルプラインの番号及び（または）ウェブサイト URL と標語の掲載等を記載したペン、付箋、バック、ストラップ等のグッズを配布している。

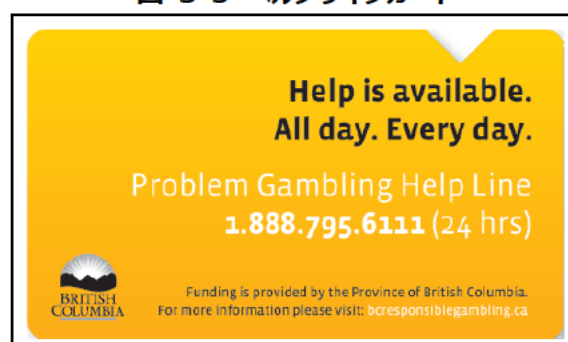
GPEB が作成している主なパンフレットは以下のとおりである。

表 3-20 GPEB が作成している主なパンフレット

パンフレット名	概要
Help for Problem Gambling	RPG プログラムの対象者、利用方法、バランスを維持するためのヒント、問題あるギャンリングの兆候について記載
Common Counselling Myths & Facts	カウンセリングに関する 10 の迷信と現実について記載
Information for Family & Friends	ギャンブルに問題を抱えた人の問題について、財政・感情・関係性の観点から例示列挙。また、問題を抱える人への支援方法等について記載
Discovery Day Treatment Program	集団治療プログラム（Discovery Program）で実施されるワークショップの詳細について記載
The Impact of Gambling on the Workplace	問題あるギャンリングが職場に与える可能性のある影響、教育・啓発活動の紹介、職場におけるギャンブルに問題を抱えた人の兆候について記載

（出典：各種パンフレットを基にあずさ監査法人作成）

図 3-5 ヘルプラインカード



（出典：GPEB、ヘルプラインカード）

### 3) BCLC の取組

BCLC は、1)記載の RG 基準の遵守の他、普及啓発活動として、パンフレットの作成及び産業界の責任あるギャンリング会議を主催している。

#### i) パンフレットの作成

BCLC は、RPG プログラムとは別に多言語対応のパンフレットを作成している。主なパンフレットは以下のとおりである。

表 3-21 BCLC の作成する主なパンフレット

パンフレット名	概要
Voluntary Self-Exclusion- FAQ	VSE プログラムの概要、期間、開始方法、ロイヤリティ・カードの取り扱い、BCLC の立場、VSE プログラム再登録・延長方法、違反時の取り扱い、他の支援先情報等について記載
Where to Find Information and Support to Make Sure Gambling Stays Fun	GameSense Info Centre の概要と問題あるギャンブルの兆候、支援先情報、VSE プログラムの概要について記載
Make the Most of Your Retirement. Balance Gambling with Other Hobbies.	高齢者のギャンブルに係る事実、GameSense のヒント、支援先情報について記載
The GameSense Guide to Slot Machines	GameSense とナンスセンス (Nonsense) に分けてスロットの迷信と事実を解説
How Slot Machines Work	スロットで勝利する要因は運だけなのか、技術も一部関係あるのか？長時間プレイするほど勝率は上がるのか？等の疑問への回答とスロット機器に係る事実について記載

(出典：各種パンフレットを基にあずさ監査法人作成)

#### ii) ニューホライズン・責任あるギャンリング会議 (New Horizons in Responsible Gambling Conference) の主催<sup>77</sup>

BCLC は、2013 年より毎年、産業界の専門家によるニューホライズン・責任あるギャンリング会議 (New Horizons in Responsible Gambling Conference) を主催しており、2018 年で 6 回目を迎えた。研究者・産業界の代表、予防の専門家、治療の専門家がスピーチやプレゼンテーションを実施し、ギャンブルへの革新的・効果的なアプローチにつき議論し、健全な成長のための戦略を提示する

<sup>77</sup> <https://horizonsrg.bclc.com/>

等、業界の将来に寄与する会議である。

2019 年は、バンクーバーのダウンタウンにあるカジノ施設 Parq Vancouver（23 ページ参照）で開催予定である。

#### 4) 州政府と BCLC 共同の取組

GPEB と BCLC による共同の取組として、責任あるギャンブリング周知週間（Responsible Gambling Awareness Week）を開催している。

##### i) 責任あるギャンブリング周知週間（Responsible Gambling Awareness Week）の開催<sup>78</sup>

GPEB と BCLC は、毎年、サービス供給業者や地方自治体と協力し、責任あるギャンブリング周知週間を2月から4月の間に複数のカジノ施設及びコミュニティー・ゲーミングセンター等において開催しており、安全で楽しくギャンブルする方法等について学ぶことが出来る。

2018 年の開催スケジュールは以下のとおりである。

**表 3-22 2018 年責任あるギャンブリング周知週間の開催スケジュール**

市町村	日時	開催場所
Greater Victoria	2月15日 12pm-4pm	View Royal Casino
	2月19日 7pm-	Victoria Royals Hockey Game
Chilliwack	2月22日 12pm-4pm	Chances Chilliwack
	2月27日 7pm	Chilliwack Chiefs Hockey Game
Kamloops	2月28日 12pm-4pm	Cascades Kamloops
	3月2日 7pm	Kamloops Blazers Hockey Game
	3月3日 12pm-4pm	Chances Kamloops
Kelowna	3月8日 12pm-4pm	Chances Kelowna
	3月10日 12pm-4pm	Lake City Kelowna Casino
	3月11日 7pm	Kelowna Rockets Hockey Game
Richmond	3月15日 12pm-4pm	River Rock Casino
	3月17日 7pm	Pub Night
Fort St. John	4月4日 6pm-9pm	Pub Night
	4月7日 6pm-9pm	Chances Fort St. John
	4月8日 5pm-10pm	Fort St. John Tradeshow
	4月9日 10am-9pm	
	4月10日 11am-5pm	

（出典：ウェブサイトを基にあずさ監査法人作成）

<sup>78</sup> <https://corporate.bclc.com/social-responsibility/player/responsible-gambling/awareness-month.html>

## ⑩ 青少年対策

### 1) 根拠法令等

ブリティッシュ・コロンビア州の青少年対策は、ゲーミング規制法（Gaming Control Act）、GPEBの策定した RG 戦略、及び公益に資する基準である RG 基準、セキュリティ基準（Security and Surveillance Standards）と広告及びマーケティング基準等で規定している。

#### i) ゲーミング規制法

ブリティッシュ・コロンビア州では、法令に基づき 19 歳未満の者がギャンブル施設に入場することまたはギャンブルに参加することを禁止しているが、未成年者が法令に違反してギャンブル施設に入場またはギャンブルに参加した場合でも、未成年者及び保護者のいずれに対しても罰則規定はない<sup>79</sup>。

一方で、サービス供給業者は、原則として未成年者がゲーミング施設に存在しないこと及びゲーミング施設内でギャンブルをしないことを保証しなければならず（ゲーミング管理法第 89 条（1）（2））、違反した場合には 5,000 カナダドル（42 万円）以下の罰金が科される（ゲーミング管理法 97 条（2）（d）及び第 98 条）。

#### ii) RG 戦略

RG 戦略では、第一目標として一般公衆に対してギャンブルのリスクを周知すること、長期的目標として問題あるギャンリングと提供しているプログラムに関する公衆の知識を育成すること、及び責任あるギャンリング戦略とギャンブル時に健全な選択をする方法を公衆に教示することを掲げた上で、初期アプローチの 1 つとして教育及び研修を策定している。

#### iii) 公益に資する基準

##### ア. RG 基準

BCLC 及びサービス供給業者等は、RG 基準に基づき、未成年者がギャンブルに参加すること、または大人専用のゲーミング・エリアに立ち入ることを禁止するための方針・手続・研修を整備しなければならない（RG 基準 4.1）。また、保護者等のいない子供がゲーミング施設に滞在することは容認されず、育児放棄（例えば、親がギャンブルしている間に子供を車に置き去りにする）を防止するとともに、必要に応じて保護者等への罰則を科し、またセキュリティ方針を整備しなければならない（RG 基準 4.4）。

##### イ. セキュリティー基準

セキュリティ基準（Security and Surveillance Standards）の公安（Public Security）の項では、ギャンブル施設では例外（職務の遂行のために未成年者が入場する場合）を除き、カジノ施設等に入場する 19 歳未満の未成年者を特定し、アクセスを拒否できるセキュリティ・監視を有しなければならないと規定している。

<sup>79</sup> <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/sports-culture/gambling-fundraising/gambling-in-bc#three>



#### ウ. 広告及びマーケティング基準

広告及びマーケティング基準では、未成年者保護を目的として特定の広告及びマーケティング資料を禁止している（34 ページ参照）。

#### 2) 州政府の取組<sup>80</sup>

RG 戦略の下、ブリティッシュ・コロンビア州では子供向けの全般的なヘルプラインであるキッズヘルプ電話（Kid's Help Phone、36 ページ参照）の他、州の取組である RPG プログラムにおいて青少年向けの予防サービスとして、i) Grades K-12（5-18 歳）の生徒向けの教育及び情報提供、ii) 大学生向けのキャンパス内での啓発活動、iii) 保護者向けの啓発活動等を提供している。提供するプログラムやカリキュラムは、多様なニーズに対応して新規開発・改修が行われている。

##### i) Grades K-12（5-18 歳）の生徒向けの教育及び情報提供

Grades K-12（5-18 歳）の生徒向けの教育及び情報提供として、iMinds ギャンブル教育カリキュラム及び各学年向けのプレゼンテーション・パッケージを提供している。

##### ア. iMinds ギャンブル教育カリキュラム<sup>81</sup>

Grade K-12（5-18 歳）の生徒向けに、ブリティッシュ・コロンビア州の依存症研究センター（Centre for Addiction Research of British Columbia）及び予防専門家と協議の上、教育省の新しいカリキュラムの方向性と合わせてギャンブル教育カリキュラムである iMinds レッスン計画を提供しており、州全域の教師が利用できるようウェブサイトに掲載している。

ファシリテーションのためのオプションも充実しており、レッスン計画をウェブサイトからダウンロードし、教師が自ら教えるだけでなくファシリテーション方法を教示することもできる。また、学校に予防・コミュニティエンゲージメント提供者（Prevention & Community Engagement Provider）を招待し、先生に代わり教室で資料を説明してもらうことや先生と一緒に説明することが可能である。

##### イ. プレゼンテーション・パッケージの提供

小学校・中学校・高校の各学年向けにギャンブル教育に関するプレゼンテーション・パッケージを提供している。

例えば、Grade 5/6（10-12 歳）向けのプレゼンテーション・パッケージには、McGill 大学の青少年ギャンブル問題及びハイリスク行動のための国際センター（International Centre for Youth Gambling Problems and High-Risk Behaviours）が開発した双方向型の CD-ROM ゲーム「Amazing Chateau」がある。当該ゲームでは、プレイヤーがお城の中で起きる多種の設定をナビゲートし、多様な活動を通してゲームの確立と技術について学ぶ。また、ギャンブルの重要な要素である、運、チャンス、迷信と事実、リスク、依存症による影響、健全な選択等についても学ぶことができる。

<sup>80</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/prevention-education/prevention-services>

<sup>81</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/prevention-education/iminds-gambling-curriculum-k-12>

プレゼンテーション・パッケージは、カナダの義務教育で要求される各学年の既定の学習成果 (Prescribed Learning Outcomes、以下「PLOs」とする。)<sup>82</sup>の一部を網羅する。

例えば、Grade 6 (11-12 歳) の PLOs チェックリストは以下のとおりである。

表 3-23 Grade 6 の PLOs チェックリスト概要

学年	科目	PLOs チェックリスト
Grade 6 (11-12 歳)	Mathematics:	A - 1 – Place Value for Numbers Greater Than A Million A - 5 – Understanding of Ratio A - 6 – Understanding of Percent D - 4 – Demonstrate An Understanding of Probability
	Social Studies:	A - 1 – Apply Critical Thinking Skills A - 5 – Implement A Plan of Action to Address A Selected Local or Global Problem or Issue.
	English Language Arts:	A - 3 – Listen Purposefully to Understand and Analyze Ideas and Information A - 5 – Select and Use Strategies When Expressing and Presenting Ideas, Information A - 9 – Use Speaking and Listening to Improve and Extend Thinking by Questioning

(出典：GPEB のウェブサイト<sup>83</sup>を基にあずさ監査法人作成)

当該 Grade 6 (11-12 歳) 向けのプレゼンテーション・パッケージは、数学、社会学及び英語の科目において多岐に渡る内容を網羅しており、ギャンブルとは何か、ギャンブルに係る共通の迷信、ギャンブルに係るリスクと結果、無敵の特性等についても学ぶことができる。

ii) 大学生向けのキャンパス内での啓発活動<sup>84,85</sup>

大学生向けのキャンパス内での啓発活動には Gam\_iQ が利用されている。Gam\_iQ は、ギャンブルに潜むリスクに係る啓発を目的としたギャンブルに係る迷信と事実に関する 5 つのクイズ形式の双方向型のウェブサイトである。

<sup>82</sup> 既定の学習成果 (Prescribed Learning Outcomes : PLOs) は、カナダの義務教育において最低限求められる水準として科目ごとに達成内容が細かく設定されている。

<sup>83</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/sites/default/files/content/brochures/prevention/poster-plo-grade6.pdf>

<sup>84</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/prevention-education/gamiq>

<sup>85</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/prevention-education/college-university>

高校生向けと中等教育機関（Post-Secondary）向けのクイズがあり、いずれも選択肢の中から回答を選ぶと即座に正誤が分かり、ギャンブルに問題を抱えた場合の支援先情報等を短時間で学ぶことができる。Gam\_iQ は、予防専門家（Prevention Specialist）によりブリティッシュ・コロンビア州全域の高校や中等教育機関のキャンパスで開催される 2-3 日間の啓発プログラムで提供される。

iii) 保護者向けの啓発活動<sup>86</sup>

青少年の保護者向けには以下の啓発活動を実施している。

表 3-24 青少年の保護者向けの啓発活動の概要

名称	概要
Betting on Your Child's Future	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年のギャンブルに関する保護者等の意識向上を目的としたワークショップであり、予防専門家が、保護者向けにニーズに合わせた時間と内容でプレゼンテーションを提供するプログラム</li> <li>・ 青少年の参加するギャンブル、ギャンブルの参加を促す可能性のある迷信、問題の原因となる要素、問題の兆候、子供へのギャンブルについての話しかけ方等についてのプレゼンテーション</li> </ul>
Know Dice: Gambling Awareness for Parents <sup>87</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12 歳までの子供の保護者向けに作成された子供へのギャンブルについての教え方のツール等を掲載したパンフレット</li> </ul>
Parents as Partners: Talking to your Child about Responsible & Problem Gambling <sup>88</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13-18 歳の青少年の保護者向けに作成された青少年の抱えるリスクと管理手法について学ぶことができるパンフレット</li> </ul>

（出典：ウェブサイトを基にあずさ監査法人作成）

3) BCLC の取組<sup>89</sup>

BCLC は、RG 基準及びセキュリティ基準に基づき、未成年者がギャンブル施設に入場することを防止するための措置として、サービス供給業者に対して以下のことを要求している。

- ・ 年齢確認のための ID スキャン
- ・ 25 歳未満にみえる者の ID 確認を義務化

<sup>86</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/prevention-education/parents-kids-teens>

<sup>87</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/sites/default/files/content/brochures/prevention/ParentBooklet-YoungerChild.pdf>

<sup>88</sup> <https://www.bcreponsiblegambling.ca/sites/default/files/content/brochures/prevention/ParentBooklet-OlderChild.pdf>

<sup>89</sup> BCLC, “Fact Sheet: Preventing Minors from Gambling”, 2017 年 7 月



- ・ カジノ施設等の全ての入口にセキュリティー・スタッフを配置
- ・ ピーク時間帯にセキュリティー・スタッフの増員
- ・ カジノ入場時、狭いところに顧客を通す
- ・ 従業員研修

### ⑩ 実態調査

カナダでは、1996年9月に、各州政府の代表の合意に基づき、問題あるギャンブリングの一般調査に利用するための新しい指標の開発及びテストの実施を目的として、問題あるギャンブリングに関する省庁間タスクフォース（Inter-provincial Task Force）を組成した<sup>90</sup>。当該タスクフォース<sup>91</sup>によるプロジェクトを通じて、2001年にJackie Ferris氏及びHarold Wynne氏の研究チームにより、カナダ問題あるギャンブリング指標（Canadian Problem Gambling Index、以下「CPGI」とする。）が開発され、現在では国際的に最も認知度の高いギャンブル依存症調査の指標として、オーストラリア、イギリス、アイスランド、ノルウェー等で利用されている。CPGIは、開発以降もパフォーマンス評価・改善が行われている<sup>92</sup>。

一方、カナダでは、これまで連邦政府機関の取組としてギャンブル依存症調査を実施しておらず、各州政府が州単位でCPGI等を利用し当該調査を実施している。ブリティッシュ・コロンビア州では、GPEBが1993年よりギャンブルの参加率及び問題あるギャンブリング（Problem Gambling Prevalence）が疑われる者の割合についての調査を定期的に行っており、最新の調査は、GPEBが2014年に第5回目の調査として、プログラム評価及び市場調査機関であるアールイー・マラテスト・アソシエイツ（R.A Malatest & Associates Ltd.）にギャンブル依存症率等の調査を委託し実施した<sup>93</sup>。

GPEBが実施した最新の調査の概要は以下のとおりである。

表 3-25 GPEBによるギャンブル依存症率等に係る調査の概要

項目	概要
調査目的	主たる目的は、州内のギャンブル及び問題あるギャンブリングが疑われる者の割合を見積り、必要に応じて前回の調査（2008年）結果と比較することである。 ギャンブル参加率及び問題あるギャンブリングが疑われる者の割合の把握は、責任・問題あるギャンブリングに関する効果的政策及びプログラムの開発に役立つ。当該調査は、RPGプログラムの問題あるギャンブルの予防・教育・治療・将来研究プロジェクトの分野のサービスに反映される。
調査期間	2013年12月2日-2014年1月13日
調査手法	電話及びオンラインによるインタビュー調査
調査対象者	ブリティッシュ・コロンビア州の成人住民：3,058名
利用指標	CPGIの問題あるギャンブリングが疑われる者のリスクの程度指標（Problem Gambling Severity Index：PGSI）

<sup>90</sup> Jackie Ferris and Harold Wynne, “The Canadian Problem Gambling Index: Final Report”, 2001年2月

<sup>91</sup> 省庁間タスクフォース（Inter-provincial Task Force）は、2010年により公式な連携機関としてカナダギャンブル研究コンソーシアム（Canadian Consortium for Gambling Research：CCGR）に名称変更している。CCGRの会員には、現在、GPEBの他、アルバータ州・ケベック州・マニトバ州・オンタリオ州・サスカチワン州の規制当局・ギャンブル研究機関・治療機関・公共企業体が会員となっている。

<sup>92</sup> <http://www.ccgr.ca/en/projects/canadian-problem-gambling-index.aspx#>

<sup>93</sup> GPEB, “2014 British Columbia Problem Gambling Prevalence Study”, 2014年, p. i, ii, iii, 35

項目	概要
	<p>           ノン・ギャンブラー（Non-Gamblers）：過去12か月、ギャンブル経験なし            ギャンブラー（Gamblers）：過去12か月、最低1回以上ギャンブル経験あり         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>問題のないギャンブラー（Non-Problem Gamblers）</li> <li>リスクを抱えているギャンブラー（At-risk Gamblers）</li> <li>問題あるギャンブラー（Problem Gamblers）</li> </ul> <p>PGSI指標において、「問題あるギャンブラー（Problem Gambler）」は中程度（Moderate）のリスク及び高（High）リスクの問題あるギャンブラーを指し、「リスクを抱えているギャンブラー（At-risk Gamblers）」は、低（Low）リスクの問題あるギャンブラーを指す。</p>

（GPEB、『2014 British Columbia Problem Gambling Prevalence Study』を基にあずさ監査法人作成）

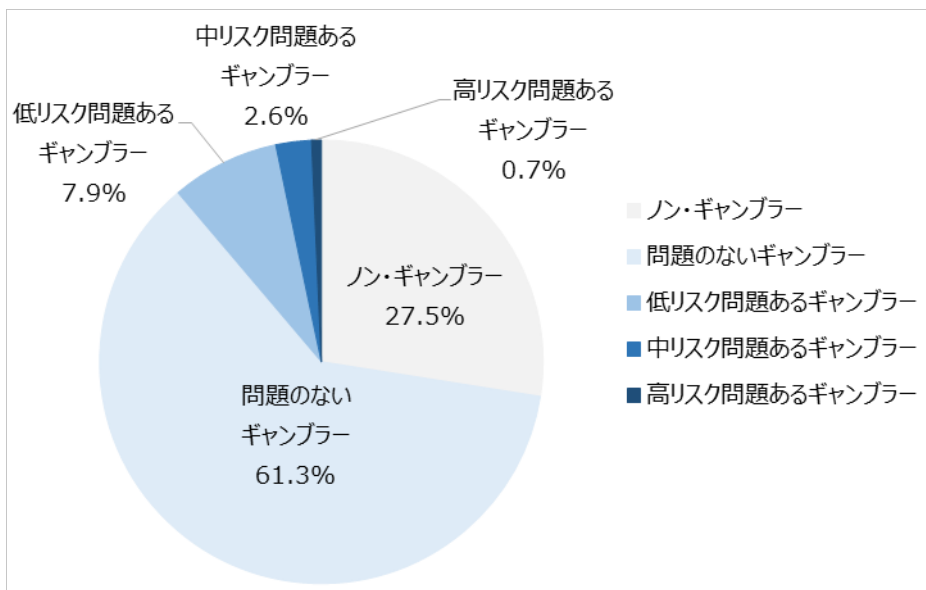
調査の結果、ブリティッシュ・コロンビア州のギャンブル参加率は 2008 年の前回の調査時から大きな変化はなく、過去 12 か月以内にギャンブルを最低 1 回実施した州民は 72.5%であった。また、ブリティッシュ・コロンビア州民に人気のギャンブル活動は、宝くじ、スクラッチ・ウィン（Scratch & Win）、ケノ（Keno<sup>94</sup>）等であり、参加率は全体の 81.6%を占めた。年齢層別の過去のギャンブル参加率は、35 - 63 歳の年齢層が最も高く 75.1%で、18 - 24 歳の年齢層が最も低く 61.9%であった。

過去 12 か月以内にギャンブルを最低 1 回実施した州民のうち、問題あるギャンブラーが疑われる者の割合<sup>95</sup>（Problem Gamblers）は、前回の調査時（4.6%）から減少しブリティッシュ・コロンビア州の成人住民の 3.3%と推定された。

<sup>94</sup> Keno とは、1 から 80 までの数字の中から無作為に選ばれた数字を予測して当てるゲームである。

<sup>95</sup> 問題あるギャンブラーが疑われる者の割合は、高リスク問題あるギャンブラーと中リスク問題あるギャンブラーの合計で算出される。

図 3-6 ブリティッシュ・コロンビア州の問題あるギャンリングが疑われる者の割合



(GPEB、『2014 British Columbia Problem Gambling Prevalence Study』を基にあずさ監査法人作成)

ブリティッシュ・コロンビア州民の内、問題あるギャンリングのリスクを抱えているギャンブラーの傾向や特徴は、以下のとおりである。

- ・ 年齢層 18 – 24 歳
- ・ 男性
- ・ インターネット・ギャンブル
- ・ デイトレードのような短期投機的株・商品の購入
- ・ アボリジニ・イヌイット・メティス (Métis) 等の少数民族
- ・ 南アジア民族
- ・ 年間世帯収入 30,000 カナダドル (253 万円) 以下
- ・ 生徒
- ・ 非雇用
- ・ メンタルヘルス・依存症問題を有する

#### 4. オーストラリア ニューサウスウェールズ州

##### (1) IR・カジノの概況

##### 1) IR・カジノ導入の背景<sup>96,97</sup>

オーストラリアにおけるギャンブル政策は、ギャンブルによる社会的影響が強く懸念され、連邦政府主導の実態調査が実施される（113 ページ参照）まで、伝統的に州政府及び ART 首都特別区が、ギャンブルを規制する一方で、ギャンブルサービスを提供してきた。ギャンブルサービスの近代化と実態調査の結果を受け、オーストラリアのギャンブル政策は、現在、連邦政府がオンライン・ギャンブルを管轄し、それ以外は州政府及び ART 首都特別区が管轄している<sup>98</sup>。

オーストラリアでの最初の公式なギャンブルは、1810 年にシドニーのハイド・パーク (Hyde Park) で開催された競馬であるが、オーストラリアにおいて本格的にギャンブルが人気となったのは、1956 年 8 月のニューサウスウェールズ州ギャンブリング・ベッティング（ポーカー機器）法案（New South Wales Gambling and Betting (Poker Machines) Bill）導入後の 1950-60 年代のニューサウスウェールズ州におけるポーカーズ（Pokies）<sup>99</sup> 人気に端を発すると言われている。人々はポーカー機器のある地元のクラブやパブに集まるようになり、ゲーミング機器が改良されるとますますクラブの人気に拍車がかかった。

ポーカーズの人気は高まる一方であったが、管理の難しさと社会的腐敗に対する懸念から、1970 年代に地元観光及び経済発展の即戦力として導入が検討されるまで、オーストラリア全土でカジノ施設が導入されることはなかった。オーストラリア最初のカジノ施設は 1973 年にタスマニア州のホバート（Hobart）にあるレストポイント・ホテルカジノ（Wrest Point Hotel Casino）であり、英国式の小規模なカジノ施設として開業した。その後、1980 年代初めにクィーンズランド州、南オーストラリア州及び西オーストラリア州において地域経済再建のためにカジノ施設の導入が検討され、米国式の比較的大規模なカジノ施設が開業したが、ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、及び ART 首都特別区では、社会的懸念を理由にカジノ施設の導入は見送られていた。

ニューサウスウェールズ州政府は、1985 年にダーリンハーバー（Darling Harbour）地区へのカジノ施設の建設を発表した。その後 1992 年に、カジノ管理法（Casino Control Act 1992）に制定され、カジノ管理局（Casino Control Authority）<sup>100</sup>が設立された。1993 年にはカジノ施設の建設

<sup>96</sup> Australian Institute for Gambling Research & University of Western Sydney Macarthur, "Australian Gambling Comparative History and Analysis", 1999.Oct

<sup>97</sup> <https://www.onlinecasino.com.au/guide/australian-gambling-history>

<sup>98</sup>

[https://www.aph.gov.au/About\\_Parliament/Parliamentary\\_Departments/Parliamentary\\_Library/Publications\\_Archive/archive/gamblingebrief](https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/Publications_Archive/archive/gamblingebrief)

<sup>99</sup> Pokies は、ポーカー機器（Poker machines）の俗語である。ポーカー機器（Poker machines）は、いわゆるスロット機器のことである。

<sup>100</sup> カジノ管理局（Casino Control Authority）は、Miscellaneous Acts (Casino, Liquor and Gaming Control Authority) Amendment Act 2007 に基づき 2008 年 6 月に廃止となり、Casino, Liquor and Gaming Control Authority Act 2007 に基づき設立した Casino, Liquor and Gaming Control Authority へ役割・機能を移管した。Casino, Liquor and Gaming Control Authority は、2012 年に現在の Independent Liquor and Gaming Authority に名称変更してい

場所としてピアumont・パワーステーション（Pyrmont Power Station）を選定するとともに、開業までの間、一時的なカジノ施設の運営が決定した。そして、カジノ管理局は、1994年12月にニューサウスウェールズ州最初のカジノ・ライセンスを Sydney Harbour Casino Pty Ltd に付与した。

1995年9月に、一時的なカジノ施設であるシドニーハーバーカジノ（Sydney Harbour Casino）が開業したのと同時に、カジノ管理規則（Casino Control Regulation）も施行された。1997年の11月には、オーストラリアの建築家である Philip Cox 氏が設計した現在のカジノ施設が開業している。その後、2009年にはシドニーハーバー（Sydney Harbour）に建物を変更する拡張プログラムが発表され、2011年9月には「The Star (Sydney)」の名称で複合施設を再開業し、単なるカジノ施設としてではなく、ホテル、多目的劇場、F&B 等を含むエンターテインメント複合施設の要素として運営している<sup>101</sup>。

## 2) IR・カジノ施設一覧

ニューサウスウェールズ州では、現在開業中のカジノ施設は1施設（The Star Sydney）であるが、2021年にVIPを対象とした新たなカジノ施設（Crown Sydney Hotel Resort）が開業する予定である。

以下、ニューサウスウェールズ州内のカジノ施設（※は開業予定のカジノ施設）一覧とその所在地である。

表 4-1 ニューサウスウェールズ州のカジノ施設一覧

地域	市町村	カジノ施設名
シドニー（Sydney）	Pyrmont	① The Star Sydney
	Barangaroo South	② Crown Sydney Hotel Resort ※

（出典：あずさ監査法人作成）

る。

<sup>101</sup> <https://pyrmonthistory.net.au/locations/the-star/>



図 4-1 ニューサウスウェールズ州のカジノ施設所在地

【シドニー】



(出典 : Google Map によりあずさ監査法人作成)

## (2) 責任あるギャンbling対策

### ① 責任あるギャンbling対策関連法令等

#### 1) カジノを規制する法規等

ニューサウスウェールズ州では、不法ギャンbling法（Unlawful Gambling Act 1998）において違法なゲーム（Unlawful Games）及び禁止されたゲーミング・デバイス（Prohibited Gaming Device）を定義し、カジノ管理法（Casino Control Act 1992）等において合法と認められるギャンblingを規定している（不法ギャンbling法第7条（e））。また、カジノ管理法（Casino Control Act 1992）では、カジノ・ライセンスを所有するカジノ事業者がカジノ施設でゲーミングを提供する場合は合法としている（第4条）。

ニューサウスウェールズ州のカジノを規制することを目的とした主な法規は以下のとおりである。



表 4-2 ニューサウスウェールズ州のカジノを規制する主な法規等

規制レベル	名称	概要
州法	カジノ管理法 (Casino Control Act 1992)	ニューサウスウェールズ州のカジノの設立及びカジノ全般の規制等を規定する法令である。
規則	カジノ管理規則 (Casino Control Regulation 2009)	カジノ管理法の下で、さらに詳細を規定した規則である。
その他	大臣指示 (Directions by the Minister)	カジノ管理法に基づき、カジノ施設におけるゲーミングの誠実性を保護するために、大臣は独立酒類・ゲーミング局 (Independent Liquor & Gaming Authority, 以下、「ILGA」とする。72 ページ参照) に対して指示やガイドラインを出すことができる (カジノ管理法第 5 条)。
	規制協定 <sup>102,103</sup> (Regulatory Agreements)	カジノ管理法に基づき、大臣指示または認可の下、ILGA は州政府に代わり、カジノ施設の運営等に関してカジノ施設と交渉・協定締結することができる (カジノ管理法第 142 条)。

(出典：あずさ監査法人作成)

この他にもカジノ施設の運営に影響を与えている法規として、主にホテル及びクラブのゲーミング機器の管理を規定するゲーミング機器法 (Gaming Machines Act 2001)、ILGA の設立根拠であり機能や調査権限等を定めるゲーミング及び酒類行政法 (Gaming and Liquor Administration Act 2007)、Keno を規制する (Public Lotteries Act 1996)、競馬ライセンスの付与と特定のギャンブルを規制する (Betting and Racing Act 1998)、Totalizator Agency Board (TAB) にあるギャンブルを規制する (Totalizator Act 1997) 等の州法とそれに付随する規則等がある。

## 2) 責任あるギャンブリング対策関連の法規等

責任あるギャンブリング対策関連の法規等には、連邦法のギャンブリング対策法 (Gambling Measures Act 2012) がある。当該連邦法は、連邦政府が責任あるギャンブリング対策にコミットし、その必要性を州政府に認識させることを目的とした法令であるが、ニューサウスウェールズ州の責任あるギャンブリング対策及び研究について実質的な影響を与える規定はない。

<sup>102</sup> <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/casino-licensing/regulatory-agreements/the-star.aspx>

<sup>103</sup> <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/casino-licensing/regulatory-agreements/crown-sydney.aspx>

ニューサウスウェールズ州の責任あるギャンブリング対策関連の州の法規等は、主として、カジノ管理法の下に定められているカジノ管理規則（Casino Control Regulation 2009）の第4章責任あるギャンブリング活動（Part4 Responsible Gambling Practices）に記載されている。

第4章責任あるギャンブリング活動では、カジノ事業者が遵守すべき責任あるギャンブリング活動を規定している。主な記載内容は以下のとおりである。

表 4-3 カジノ管理規則第4章責任あるギャンブリング活動の主な記載内容

節・条	タイトル	概要
Division1 第 14-20 条	ジャンケットと誘惑 (Junkets and Inducements)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ事業者がジャンケットのプロモーターの代表者となることを禁止。罰則規定あり。ただし、カジノ事業者が自らジャンケットを組織し、実施することはできる。</li> <li>・ カジノ事業者がプロモーター等の違法行為に気付いた場合、ILGA への通知を義務化。罰則規定あり。</li> <li>・ カジノ事業者が自ら組織するジャンケット情報に関して、文書による ILGA への通知を義務化。罰則規定あり。</li> <li>・ カジノ事業者がギャンブルへの参加を誘引するためのアルコール無料・割引券やゲーミング機器の無料利用券等の配布禁止。罰則規定あり。</li> </ul>
Division2 第 21-32 条	顧客情報 (Player Information)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ事業者が、ゲーミング機器及びゲーミング機器が設置されているエリアにおいて、勝率に関する情報を掲示することを義務化。罰則規定あり。</li> <li>・ カジノ事業者は ILGA の認可を得た顧客情報を記載したパンフレット（英語・アラビア語・中国語・韓国語・トルコ語・ベトナム語）をカジノ施設に置き、顧客が入手可能なようにすること。罰則規定あり。</li> <li>・ カジノ事業者に、各ゲーミング機器におけるギャンブルの危険性を示すギャンブル警告通知（Gambling Warning Notice）及び問題あるギャンブリング通知（Problem Gambling Notice）の掲示を義務化。罰則規定あり。</li> </ul>

節・条	タイトル	概要
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ事業者は、カジノ施設の入口付近にカウンセリングに関するメッセージの掲示を義務化。罰則規定あり。</li> <li>・ カジノ事業者は、各 ATM 及び換金所 (Cash-back Terminal) における責任あるギャンブル・メッセージの掲示を義務化。罰則規定あり。</li> <li>・ カジノ事業者は、ゲーミング機器のある場所における時計の掲示の義務化。罰則規定あり。</li> <li>・ カジノ事業者は、勝金総額が 2,000 豪ドル (16 万円) を超える場合、口頭または掲示等の手段でクロスチェック (線引小切手) が利用できる旨を通知しなければならない。罰則規定あり。</li> <li>・ カジノ事業者は、銀行等の特定の人を除き、勝金小切手の譲渡 (Transfer of Check) を禁止。罰則規定あり。</li> </ul>
Division3 第 33-36 条	広告 (Advertising)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ事業者のカジノ広告における禁止事項の列挙。罰則規定あり。</li> <li>・ カジノ事業者の全てのカジノ広告に際して、責任あるギャンブル・メッセージの掲示を義務化。罰則規定あり。</li> <li>・ ロイヤルティ・プログラムの会員の同意等、一定の条件を満たしている場合にカジノ事業者のゲーミング機器関連の広告の送付を容認。</li> <li>・ カジノ事業者によるカジノ施設外でのギャンブル関連の掲示 (Gambling-Related Signs) の禁止。罰則規定あり。</li> <li>・ カジノ事業者に対して、ゲーミング機器で 1,000 豪ドル (8 万円) 以上の勝金を獲得した者等を識別可能な情報の公開禁止。</li> </ul>
Division4 第 37-38 条	問題あるギャンブルカウンセリングサービス (Problem Gambling Counselling Services)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ事業者は、顧客が問題あるギャンブルカウンセリングサービスの名称と連絡先の情報を常に入手可能となるようにすること。</li> <li>・ カジノ事業者は、自己申告による入場制限プログラム申請者及び当該プログラムの情報を希望する全ての者に対して、問題あるギャンブルカウンセ</li> </ul>

節・条	タイトル	概要
		<p>リングサービスの名称と連絡先の情報を提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ事業者に、ゲーミング機器が設置されている全てのエリアにおいて、問題あるギャンブルカウンセリングサービスの名称及び連絡先の情報と自発的申請による入場制限が可能であることの掲示を義務化。罰則規定あり。</li> <li>・ カジノ事業者に、各ゲーミング機器へのギャンブル・コンタクト・カード（Gambling Contact Cards）の掲示を義務化。罰則規定あり。</li> </ul>

（出典：『カジノ管理規則』を基にあずさ監査法人作成）

② 責任あるギャンブリング対策に関する関係主体

ニューサウスウェールズ州において、責任あるギャンブリング対策に関連する主な関係主体は以下のとおりである。

表 4-4 ニューサウスウェールズ州の責任あるギャンブリング対策に関連する主な関係主体

組織名称	概要
酒類・ゲーミング部 (Liquor & Gaming NSW : L&G NSW)	ニューサウスウェールズ州の酒類・ギャンブル (Wagering) ・ゲーミング・登録クラブ (Registered Clubs) <sup>104</sup> に関する規制当局である。
独立酒類・ゲーミング局 (Independent Liquor & Gaming Authority : ILGA)	ゲーミング及び酒類管理法により定められた法定意思決定機関 (Statutory Board) である。
責任あるギャンブリング部 (Office of Responsible Gambling : ORG)	責任あるギャンブリング戦略の開発、公共政策助言、及びプログラム・イニシアティブの開発等を担当する課である。
責任あるギャンブリング基金 (Responsible Gambling Fund : RGF)	カジノ管理法により定められた責任あるギャンブリング関連の目的で利用される基金であり、管理委員会 (Trustees) により管理されている。
カジノ事業者 (Casino Operator)	カジノ管理法により定められたカジノ・ライセンスまたは制限されたゲーミング・ライセンスを付与された事業者である。現在ライセンスを付与されているカジノ事業者は、スター・エンターテイメント・グループとクラウン・リゾート・リミテッドの2社である。

(出典：あずさ監査法人作成)

1) 酒類・ゲーミング部 (Liquor & Gaming NSW : L&G NSW) <sup>105</sup>

i) 組織の概要

酒類・ゲーミング部 (Liquor & Gaming NSW、以下「L&G NSW」とする。) は、産業省 (Department of Industry) (2017年3月以前は、司法省) の酒類・ゲーミング・レーシング局 (Liquor, Gaming & Racing Division) に属するニューサウスウェールズ州の酒類・ギャンブル・ゲーミング・登録クラブの規制当局である。L&G NSW は、2016年2月1日に前身の酒類・ゲーミング・レーシング部 (Office of Liquor, Gaming and Racing、以下「OLGR」とする。) 及び独立酒類・ゲーミング局 (ILGA) の責務の大部分を引き継ぐ形で設立した。

L&G NSW の理念は、「公衆が活気に満ちて、安全かつ責任ある酒類・ゲーミング環境を楽しむこと

<sup>104</sup> 登録クラブ (Registered Clubs) とは、クラブ・ライセンスを取得し、社会・文化・政治・スポーツ等の目的で宿泊施設を提供する会員制のクラブである。ゲーミング機器を有するクラブもある。

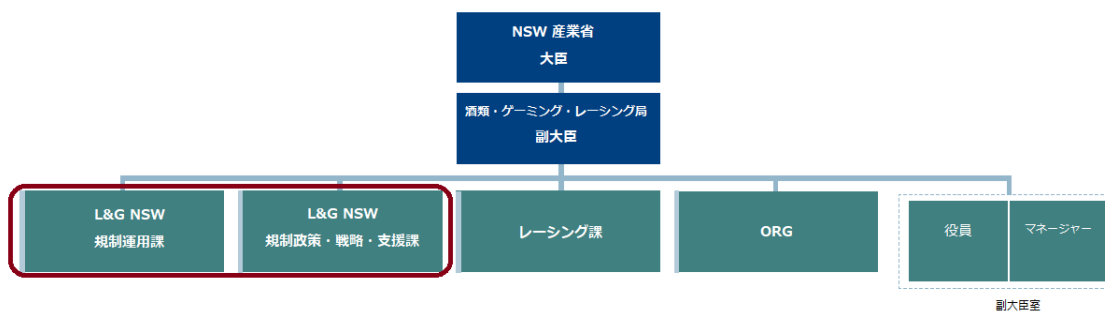
<sup>105</sup> <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/about-us/who-we-are/about-liquor-gaming-nsw.aspx>

(People enjoy vibrant and dynamic, as well as safe and responsible, liquor and gaming environments)』であり、そのための使命として責任と持続可能性のある酒類・ゲーミング環境を育成し誠実性を確保するとともに、コミュニティの期待に応えて弊害を最小化するために革新的なアプローチで裏付けた証拠 (Evidence Informed) 及びリスクベースの考え方にに基づき規制している<sup>106</sup>。

ii) 人員・財源<sup>107</sup>

L&G NSW には規制運営課 (Regulatory Operations Branch) と規制政策・戦略・支援課 (Regulatory Policy, Strategy and Support Branch) の2つの課があり、規制運営課は、許認可、コンプライアンス、調査業務を含む業界の監督業務を担当しており、規制政策・戦略・支援課は、州政府への政策助言、法規制の管理、戦略的イニシアティブと計画を担当している。

図 4-2 L&G NSW 組織図



(Liquor, Gaming & Racing Division、『Organisational Chart』を基にあずさ監査法人作成)

L&G NSW の運営予算は、一般会計の他、カジノ管理法に基づきカジノ事業者が支払う監督負担金 (Supervisory Levy) により賄われている (カジノ管理法第 115A 条)。監督負担金の金額はカジノ管理規則に定められており、2015 年度の年間負担金は約 716 万豪ドル (5 億 68 百万円) であり、2016 年以降は、毎年前年度の 2.5%を増額した金額となっている (カジノ管理規則第 56C 条)。

iii) 活動状況<sup>108</sup>

L&G NSW は、カジノ管理法 (Casino Control Act 1992) に基づき、ILGA とともにカジノ施設の運営及び誠実性について監督する責務を負っており、そのためにコンプライアンス、許認可、ニューサウス

<sup>106</sup> L&G NSW, Strategic Plan 2017-2019, p. 4

<sup>107</sup> <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/about-us/who-we-are/about-liquor-gaming-nsw/management-and-structure.aspx>

<sup>108</sup> <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/law-and-policy.aspx>



ウェールズ州政府に対する政策助言、及びプログラム評価等を実施している。L&G NSW のカジノ分野における直近の戦略的アプローチについては、79 ページを参照。

## 2) 独立酒類・ゲーミング局 (Independent Liquor & Gaming Authority : ILGA) <sup>109</sup>

### i) 組織の概要

ILGA は、ゲーミング及び酒類管理法により定められたカジノ、酒類、登録クラブ及びゲーミング機器の規制機能を担当する法定意思決定機関 (Statutory Board) であり、許認可及び懲戒処分事項の決定をしている。2016 年 2 月 1 日に L&G NSW が設立したことに伴い、全般的な管理及び処理機能を L&G NSW に移管したが、独立の法定意思決定機関として存続している。

### ii) 人員・財源

ILGA の理事会 (Board) は、会長、副会長の他、6 名で構成される。

### iii) 活動状況 <sup>110</sup>

ILGA は、L&G NSW とともにカジノ施設の運営及び誠実性 (Integrity) について監督する責務を負っており、そのためにレーシング大臣 (Minister for Racing) の指示に従い、カジノ管理法に規定されているカジノ施設以外のライセンスの許認可の審査及び決定、カジノに関連する全ての事項・カジノ事業者・利害関係者等の活動の定期的レビュー、カジノ管理法に関連する事項につき大臣に助言、カジノ施設内で利用可能なゲームの認可、ゲーミング機器の認可、カジノ施設の営業時間の認可等を実施している。

## 3) 責任あるギャンブル部 (Office of Responsible Gambling : ORG) <sup>111</sup>

### i) 組織の概要

責任あるギャンブル部 (Office of Responsible Gambling、以下「ORG」とする。) は、産業省 (2017 年 3 月以前は、司法省) の酒類・ゲーミング・レーシング局に属し、ORG の戦略的計画の開発、州政府に対する公共政策助言、及び責任あるギャンブル基金 (Responsible Gambling Fund、以下「RGF」とする。) 等の基金の支援・管理を担当する課である。

ORG の戦略的計画上の理念は、ニューサウスウェールズ州のギャンブルによる弊害をゼロにするために取り組むことであり、目的として、

ア.ギャンブル関連の弊害及び問題あるギャンブルの防止及び削減

イ.インフォームド・チョイスのための消費者支援

ウ.公衆の議論に貢献し、ギャンブル政策及び規制観光に影響を与える

<sup>109</sup> <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/about-us/who-we-are/about-ilga.aspx>

<sup>110</sup> <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/law-and-policy.aspx>

<sup>111</sup> [https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/\\_\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0003/179508/CP5473\\_Office-of-Responsible-Gambling\\_Strategic-Plan\\_A5\\_WEB\\_FA.PDF](https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/___data/assets/pdf_file/0003/179508/CP5473_Office-of-Responsible-Gambling_Strategic-Plan_A5_WEB_FA.PDF)

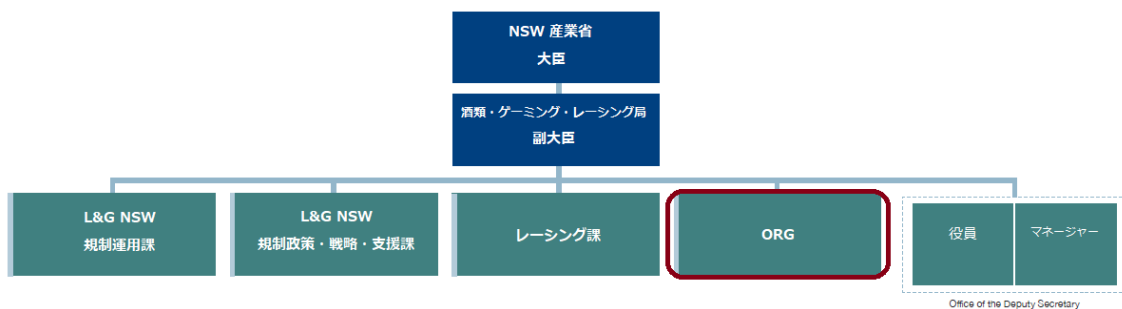


エ.産業界と協力し、責任ある文化と慣行を浸透させる  
 オ.コミュニティーの期待に合致する社会的・経済的利益を提供し、責任ある業界の発展を可能とすることを掲げている（詳細については、79 ページ参照）。

ii) 人員・財源

ORG は、L&G NSW 同様、産業省の酒類・ゲーミング・レーシング局に属する部署である。

図 4-3 ORG 組織図



(Liquor, Gaming & Racing Division、『Organisational Chart』を基にあずさ監査法人作成)

iii) 活動状況

ORG は、戦略的方向性、目標、及び関連するガバナンスの取り決めに沿った責任あるギャンブリング・イニシアティブへの資金提供について、RGF の管理委員会（Trustees）がレーシング大臣に助言・指導するための立場を保証している。

また、責任あるギャンブリングを支援し、コミュニティーにおけるギャンブル関連の弊害のリスクを防止・最小限に抑える戦略的アプローチの一環として、RGF が資金提供するプログラムとイニシアティブを開発・実施する責任を負っている。プログラムの分野は、

- ア.研究
- イ.コミュニティー教育及び啓発活動
- ウ.介入・支援・治療サービス
- エ.公共政策調査及び開発

と多岐に渡る。

4) 責任あるギャンブリング基金（Responsible Gambling Fund : RGF）

i) 組織の概要

RGF は、カジノ管理法に基づき設立した責任あるギャンブリング関連の目的で利用される基金である（カジノ管理法第 115 条）。

責任あるギャンブリング関連の目的には、ギャンブルに参加する際のインフォームド・ディシジョン（Informed Decision）を可能にするための活動、ギャンブルに関連する潜在的な弊害を最小化する

活動、及び問題あるギャンブルの発生・普及を削減するための活動等も含まれており、RGF は責任あるギャンブルを支援し、コミュニティにおけるギャンブル関連の弊害のリスクを防止・最小限に抑える戦略的アプローチの一環として、多様なプログラム及びプロジェクトに資金提供している。

#### ii) 人員・財源<sup>112</sup>

現在、管理委員会は、公衆衛生、法律、政府、学界、ビジネス、社会調査等の分野の専門家 9 名で構成されている<sup>113</sup>。RGF の 2018 年度の運営予算は、約 25 百万豪ドル（19 億 84 百万円）であり<sup>114</sup>、財源はカジノ事業者の責任あるギャンブル負担金（Responsible Gambling Levy、以下「RG 負担金」とする。）により賄われている。

#### iii) 活動状況

RGF の資金により、州の責任あるギャンブル対策である Gambling Help サービス等を運営している。RGF は管理委員会（Trustees）が管理している。管理委員会は、大臣が基金の適切な資金配分や他のギャンブル政策事項を決定するに当たり、専門的な助言をしている。管理委員会は、年間最低 6 回開催される。

なお、ニューサウスウェールズ州のガバナンス・フレームワーク（大臣、L&G NSW、ORG、及び RGF の関係図）については、79 ページ参照。

### 5) カジノ事業者（Casino Operator）

ニューサウスウェールズ州では、カジノ管理法の第2章カジノ・ライセンス及びバランガルー（Barangaroo）制限されたゲーミング施設（Part2 Licensing of Casino and Barangaroo Restricted Gaming Facility）に基づき、1つのカジノ・ライセンス及び1つの制限されたゲーミング・ライセンス（Restricted Gaming License）のみを認可している（カジノ管理法第6条）。

現在、カジノ・ライセンスは、カジノ管理法第18条に基づきILGAがStar City Pty Ltdに付与している<sup>115</sup>。また、制限されたゲーミング・ライセンス（Restricted Gaming License）は、ILGAがCrown Sydney Pty Ltdに付与している<sup>116</sup>。したがって、ニューサウスウェールズ州においてライセンスを所有しているカジノ事業者は、スター・エンターテインメント・グループ（Star Entertainment Group、以下「スター・グループ」とする）とクラウン・リゾート・リミテッド（Crown Resorts Limited、以下「クラウン・リゾート」とする。）の2社である。

<sup>112</sup> <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/responsible-gambling-fund>

<sup>113</sup> <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/responsible-gambling-fund/trust>

<sup>114</sup> <https://www.budget.nsw.gov.au/sites/default/files/2018-06/Toole%20-%20Responsible%20gambling%20fund%20%2B%20general%20budget.pdf>

<sup>115</sup> <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Documents/casino/Casino-Licence.pdf>

<sup>116</sup> [https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Documents/casino/Restricted\\_Gaming\\_Licence.pdf](https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Documents/casino/Restricted_Gaming_Licence.pdf)

カジノ事業者の責任あるギャンブリング対策への貢献は、主として RG 負担金を通じて行われている。カジノ事業者は、カジノ管理法に基づき各カジノ・ライセンスにつき RG 負担金を産業省の長官（Secretary）に支払わなければならない。産業省の長官に支払われた RG 負担金は、財務省の特別預金口座に設定された RGF に支払われる（カジノ管理法第 115 条）。現在、RG 負担金はゲーミング収益の 2% に設定されており、2018 年度の The Star Sydney の RG 負担金支払額は、約 25 百万豪ドル（19 億 84 百万円）である。

この他にもカジノ事業者は、独自の取組として多様な責任あるギャンブリング対策を講じている（81 ページ参照）。

i) スター・エンターテインメント・グループ（Star Entertainment Group）

組織の概要


スター・グループは、オーストラリアのニューサウスウェールズ州のシドニーにスター・シドニー（The Star Sydney）、クィーンズランド州のゴールドコーストにスター・ゴールドコースト（The Star Gold Coast）及びブリスベンにトレジャリー・ブリスベン（Treasury Brisbane）を所有・運営する上場会社である。2015 年 11 月に名称変更するまでは、エコー・エンターテインメント・グループ（Echo Entertainment Group）として知られている。

スター・グループが、ニューサウスウェールズ州に所有・運営するカジノ複合施設スター・シドニー（The Star Sydney）は、ヴィクトリア州のメルボルンにあるクラウン・メルボルン・エンターテインメント複合施設（Crown Melbourne Entertainment Complex）に次ぎ、オーストラリアで二番目に大きなカジノ複合施設である。The Star Sydney の従業員は、4,500 名超<sup>117</sup>であり、2017 年度の総収益（Gross Revenue）は 1,875 百万豪ドル（1,487 億 63 百万円）である<sup>118</sup>。

施設の概要

スター・グループが所有・運営するカジノ複合施設スター・シドニー（The Star Sydney）の概要は、以下のとおりである。

表 4-5 スター・シドニー（The Star Sydney）の施設概要

施設名称	The Star Sydney	
開業時期	1997 年 11 月開業 (1995 年 9 月に仮開業)	
施設場所	シドニー Darling Harbour 地区の Pyrmont	

(出典：ホームページより抜粋)

<sup>117</sup> Star Entertainment Group, Annual Report 2017, p.3

<sup>118</sup> Star Entertainment Group, Annual Report 2018, p.8

<b>施設特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル客室数：606 室 (Darling, Astral Tower, Astral Residence)</li> <li>・多目的劇場 (Sydney Lyric Theater)：1,997 席</li> <li>・MICE 施設：Main Room (最大収容人数 3,000 名)</li> <li>・その他：F&amp;B、商業施設、プール、ジム、スパ、駐車場等</li> </ul>
<b>カジノ施設特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノフロア：10,800 m<sup>2</sup> (VIP エリアあり)</li> <li>・ゲーミング：スロット 1,500 台、テーブル 160 台</li> <li>・営業時間：24 時間</li> </ul>

(出典：ウェブサイト<sup>119</sup>を基にあずさ監査法人作成)

## ii) クラウン・リゾート・リミテッド (Crown Resorts Limited)<sup>120・121</sup>

### 組織の概要

クラウン・リゾートは、オーストラリアのヴィクトリア州のメルボルンにオーストラリア最大のカジノ複合施設、クラウン・メルボルン・エンターテインメント複合施設 (Crown Melbourne Entertainment Complex) を有する他、西オーストラリア州のパースにクラウン・パース・エンターテインメント複合施設 (Crown Perth Entertainment Complex)、英国のロンドンにクラウン・アスピナルズ (Crown Aspinalls) を所有・運営する上場会社である。

クラウン・リゾートのオーストラリア全土の従業員は約 18,000 名であり、2017 年度の総収益 (Normalised Revenue) は、クラウン・メルボルン・エンターテインメント複合施設が 2,279 百万豪ドル (1,808 億 16 百万円)、クラウン・パース・エンターテインメント複合施設が 844.5 百万豪ドル (670 億 2 百万円) である<sup>122</sup>。

### 施設の概要<sup>123</sup>

クラウン・シドニー・ホテル・リゾート (Crown Sydney Hotel Resort) プロジェクトは、世界最大級の投資規模 7 億豪ドル (555 億 38 百万円) を誇るシドニーハーバーの南バラングルー (Barangaroo South) における再開発プロジェクトの 1 つとして、Australian Jobs Act 2013 に基づきオーストラリア産業参画計画 (Australian Industry Participation Plan)<sup>124</sup>において認可を得ており、2021 年に 6 つ星高級ホテルと VIP 専用のゲーミング施設を含む新たなビジネス・金融・観光名所として開業予定である。

<sup>119</sup> <https://web.archive.org/web/20140821051732/http://www.leightonproperties.com.au/our-projects/other/141.html>

<sup>120</sup> <https://www.crownresorts.com.au/about-us/crown>

<sup>121</sup> <https://www.barangaroo.com/the-project/progress/barangaroo-development/crown-sydney-hotel-resort/>

<sup>122</sup> Crown Resorts Limited, Annual Report 2018, p.2, 3

<sup>123</sup> <https://www.crownsydney.com.au/the-precinct>

<sup>124</sup> オーストラリア産業参画計画 (Australian Industry Participation Plan) とは、連邦政府の産業省がオーストラリア及び海外の主要プロジェクトにオーストラリア産業界の参加促進を図るため、設備投資額が 5 億豪ドル (396 億 70 百万円) 以上の官民プロジェクト等の要件を具備するプロジェクトに対して、オーストラリア政府が資金援助する計画である。

表 4-6 クラウン・シドニー・ホテル・リゾート (Crown Sydney Hotel Resort) の施設概要

施設名称	Crown Sydney Hotel Resort	 <p data-bbox="1077 660 1340 689">(出典：ホームページより抜粋)</p>
開業時期	2021 年開業予定	
施設場所	シドニー Harbour 地区の Barangaroo South	
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積：6,200 m<sup>2</sup></li> <li>・ホテル客室数：350 室（6 つ星）</li> <li>・その他：F&amp;B、会議室、居住施設、商業施設、プール、スパ等</li> </ul>	

(出典：クラウン・リゾートのホームページを基にあずさ監査法人作成)

【参考】

L&GNSW の戦略的計画 2017-2019

カジノ分野へのアプローチ

L & GNSW はニューサウスウェールズ州のカジノの法規制を管理し、ILGA とともにカジノ施設の監督責任を有している。法規制の主たる目的は、カジノの運営及び管理に際して犯罪等の影響がないことの保証、カジノ施設内でゲーミングが正当（Honesty）に実施されることの確保、カジノのゲーミングによるコミュニティーへの潜在的な悪影響を最小化することである。

L&GNSW はカジノの誠実性を確保し、カジノの運営が犯罪や組織的な重大な犯罪に利用されないために、連邦政府及び他の州の政府と連携している。

カジノ事業者は、レギュレーションコストを相殺するために、監督負担金の支払が義務付けられているとともに、総収益の2%を RGF に拠出することが義務付けられている。

表 4-7 L&G NSW の戦略的計画における目標と優先事項

目標 (Goal)	優先事項
インテリジェンスとリスクベースの監督	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2017 年 12 月までに改良した統合型リスクベースのカジノ監督プログラムを導入する</li><li>・ 既知の問題や新たな問題に対応し、早期介入及び計画的・統合的な対応をする</li><li>・ ノンコンプライアンス問題がより深刻・永続的・故意の分野について段階的に強化する措置を講ずる</li><li>・ リスクベースの収益保証監査及び保証業務を導入する</li><li>・ 2017 年 12 月までに Star Sydney、他の規制局及び法務執行機関とともに改訂版エンゲージメントフレームワークを導入する</li><li>・ 2018 年 6 月までにカジノ現代版レビュー（Casino Modernisation Review）に対する政府対応を提供する</li><li>・ Crown Sydney 開業の準備のため、新たなカジノ施設の運営を監督するためのスタッフ及び組織能力の強化を図る</li></ul>

（出典：L&G NSW、『戦略的計画 2017-2019』を元にあずさ監査法人作成）

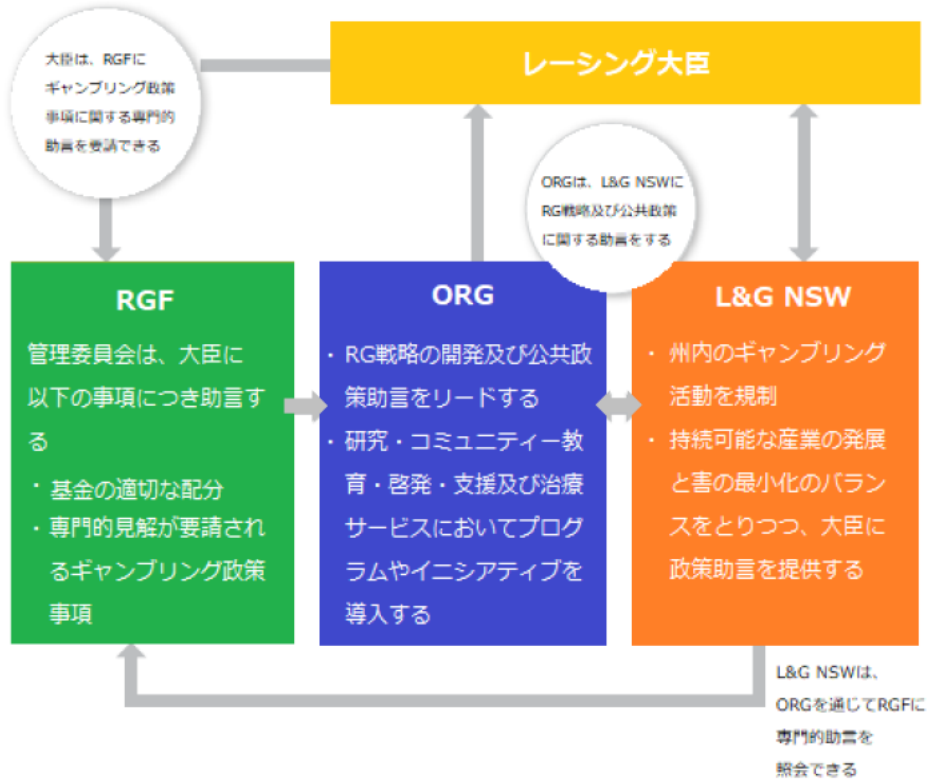


【参考】

ORGの戦略的計画 2018-2021

◆ ガバナンス・フレームワーク

図 4-4 ニューサウスウェールズ州政府の RG 対策に係るガバナンス・フレームワーク概念図



(ORG、『戦略的計画 2018-2021』を元にあずさ監査法人作成)

◆ 目標と優先事項

ORGの戦略的計画(2018-2021)では、理念・目的を達成するために、各分野における目標と優先事項を設定している。

戦略的計画上の各分野の目標と優先事項は以下のとおりである。

表 4-8 ORGの戦略的計画における分野別目標と優先事項

分野	目標	優先事項
研究	責任あるギャンブル政策・介入・プログラムに係る根拠 (Evidence Base) を提供する研究を実施・資金援助する	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先事項の研究課題を作成する</li> <li>現在のプログラムとサービスを評価し、効果と効率を判断する</li> <li>ギャンブルに係る学術研究のための能力を構築する</li> <li>責任あるギャンブル活動、サービス等の改善のために、研究成果・洞察・情報を統合し公表等する</li> <li>政策開発・規制改革等のために、研究洞察と知見を開発する</li> </ul>



分野	目標	優先事項
連携	ギャンリング関連の弊害を防止・削減するために連携する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルス・セクター及び非営利組織等と連携する</li> <li>・産業界と協力しベストプラクティスを奨励するとともに、責任あるギャンリングの成果を向上させる投資と革新を促進する</li> <li>・他の管轄地域と協力し、政策及び戦略開発に貢献する</li> <li>・メディア等、他の組織と連携し、啓発・消費者強化を実施する</li> <li>・助成金配布に際しては、透明性の高いフレームワークを利用する</li> </ul>
教育及び啓発	責任あるギャンリング及びギャンブルに関連する弊害に係る啓発に努め、柔軟性の高いコミュニティを奨励する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的な啓発・教育戦略を開発・実施する</li> <li>・ギャンブルが消費者にとって厳格に規制されたレクリエーションかつエンターテイメントであることを認識する</li> <li>・責任あるギャンリングにおいて、ORGとRGFが権威者となるために能力とプロフィールを形成する</li> <li>・ターゲットとするコミュニティ啓発活動を開発・実施する</li> </ul>
支援サービス	支援・カウンセリングサービスを提供し、早期介入及び統合ケアを奨励する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供モデルを改善し、州内の多様な文化・地理・人口に適合する予防・支援・治療の多様かつ統合的なアプローチを開発する</li> <li>・効果を高め成果を向上させるため、サービスシステム全体の能力を高める</li> <li>・サービスの品質を支援するため、明確で一貫した評価と継続的改善フレームワークを開発する</li> </ul>
技術及び革新	弊害を防止・削減するために、技術を活用し革新を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・革新的なアプローチを促進・資金援助・運用する</li> <li>・責任あるギャンリング活動のトライアル・実施のために、新しい技術や革新につき、産業界と連携して積極的に実施する</li> <li>・責任あるギャンリング教育・サービス・成果を効果的に提供するために技術を活用する</li> <li>・内外のデータを照合・分析・活用する</li> </ul>

(ORG、『戦略的計画 2018-2021』を元にあずさ監査法人作成)

### ③ 責任あるギャンbling・プログラムの内容

#### 1) 州の取組 : Gambling Help (NSW) <sup>125</sup>

Gambling Help は、州政府の L&G NSW が安全かつ責任あるギャンbling環境の確保のために提供する責任あるギャンbling・プログラムであり、全てのサービスを無料で提供している。当該プログラムは州政府が提供する主な責任あるギャンbling対策の 1 つであり、カジノ事業者の RG 負担金で運営する RGF の資金により運営しており、2018 年度の運営予算は 14 百万豪ドル <sup>126</sup> (11 億 11 百万円) である。

Gambling Help の提供するサービスの主な内容は、以下のとおりである <sup>127</sup>。

- ・ 24 時間 365 日利用可能な電話相談 (Gambling Help Hotline)
- ・ 対面式のギャンblingカウンセリングサービス
- ・ 24 時間 365 日利用可能なオンラインサービス (Gambling Help Online) の財政的支援及び情報提供
- ・ アボリジニー向けの支援サービス
- ・ 多言語対応サービス
- ・ 財務・法務カウンセリングサービス
- ・ 女性向けの支援サービス
- ・ ウェブサイト上での情報提供及び支援ツールの公開

#### 2) カジノ事業者の取組

カジノ事業者は、責任あるギャンbling対策の一環として、カジノ管理法に基づき RG 負担金の支払が義務付けられている。また、カジノ事業者が遵守しなければならない責任あるギャンbling対策については、カジノ管理規則 (Casino Control Regulation) の第 4 章、責任あるギャンbling活動 (Responsible Gambling Practices) (別名、責任あるギャンbling行動規範 (Responsible Conduct of Gambling)) にまとめられている。

##### i) カジノ事業者の責任あるギャンbling対策の概要

カジノ事業者の取り組む責任あるギャンbling対策では、カジノ管理法及びカジノ管理規則の遵守に加え、独自の取組も実施している。

カジノ事業者が独自に提供するギャンbling対策の主な内容は以下のとおりである。

- ・ 責任あるギャンblingポリシー (Responsible Gambling Policy)

<sup>125</sup> Gambling Help, "About-Us", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/about-us/>

<sup>126</sup> <https://www.budget.nsw.gov.au/sites/default/files/2018-06/Toole%20-%20Responsible%20gambling%20fund%20%2B%20general%20budget.pdf>

<sup>127</sup> Gambling Help, "Gambling Help", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/>

- ・ スター責任あるギャンリング規範 (The Star Responsible Gambling Code)
- ・ インフォームド・ディシジョン (Informed Decision)
- ・ スター・エンターテイメント・グループ・自己申告による入場制限プログラム (The Star Entertainment Group Self-Exclusion Program) (85 ページ参照)
- ・ 家族等による入場制限プログラム (87 ページ参照)
- ・ プレコミットメントプログラム・スターアシスト (Star Assist) (88 ページ参照)
- ・ 責任あるギャンリング・チーム (Responsible Gambling Team) (94 ページ参照)

#### ア. 責任あるギャンリングポリシー (Responsible Gambling Policy) <sup>128</sup>

責任あるギャンリングポリシー (Responsible Gambling Policy) は、カジノ事業者であるスター・グループの所有する 3 つのカジノ施設、子会社、関連会社を含めた全ての従業員が遵守しなければならない責任あるギャンリングに関する事業者の方針である。

責任あるギャンリング活動 (Responsible Gambling Practices) の導入・維持・継続的改善のために、主として 4. Policy Statement において以下の内容が規定されている。

- ・ 営業時間におけるカジノ施設において責任あるギャンリング・リエゾン (Responsible Gambling Liaison) を指名
- ・ 責任あるギャンリング・チームは、責任あるギャンリング活動の継続と改善に責務を負う
- ・ 新規チームメンバーは、オリエンテーションを通じて責任あるギャンリング活動を理解
- ・ 全チームメンバーは、年 2 回の責任あるギャンリング研修を受講
- ・ 責任あるギャンリング活動に関する内容と支援先情報についてのパンフレットが入手可能
- ・ 勝率に関する「How to Play Gaming Guides」パンフレット入手可能
- ・ 未成年者及び酩酊者のギャンブルを禁止
- ・ 責任あるギャンリング・チームは、ギャンブルに悪影響を受けている顧客を支援することができる
- ・ 顧客は、自発的入場制限が可能

#### イ. スター責任あるギャンリング規範 (The Star Responsible Gambling Code) <sup>129</sup>

スター責任あるギャンリング規範 (The Star Responsible Gambling Code) は、スター・シドニー (The Star Sydney) の規範であり、ギャンブル製品及びサービスの責任ある提供のために、遵守すべき基準及び要件を規定している。

スター責任あるギャンリング規範 (The Star Responsible Gambling Code) の主な概要は、

<sup>128</sup>

[https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/56fdb2672fe131ac8a5af0f1/1459466857371/Responsible\\_Gambling\\_Policy.pdf](https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/56fdb2672fe131ac8a5af0f1/1459466857371/Responsible_Gambling_Policy.pdf)

<sup>129</sup>

[https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/58c89d9fcd0f684b3a011d97/1489542560804/Resp\\_Gaming\\_DL\\_English.pdf](https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/58c89d9fcd0f684b3a011d97/1489542560804/Resp_Gaming_DL_English.pdf)

以下のとおりである。

表 4-9 スター責任あるギャンブリング規範の主な概要

項目	概要
規範の目的・適用	1.1 規範の定義 1.2 規範の目的 1.3 規範の内容 1.4 規範の適用 1.5 規範の慣行と法規等との齟齬
コミットメント	2.1 啓発、教育及び顧客情報 2.2 法令・業界規則の遵守 2.3 研修 2.4 不適切な行為 2.5 最新技術と新製品 2.6 方針と手順 2.7 規範に係るコミュニケーション
活動（情報規定）	(ア) 顧客が製品を理解するための情報提供 (イ) 問題あるギャンブリング支援サービス及び責任あるギャンブリングに係る情報提供
活動（RGの提供）	4.1 プレイする環境 4.2 受け入れられない行為及び苦痛の兆候 4.3 未成年 4.4 保護者等のいない子供 4.5 スターの管理者及び従業員に対するギャンブル規制 4.6 ATM 機器 4.7 勝金の支払いとクーリングオフ
活動（顧客への支援提供とコミュニティとの連携）	5.1 支援サービス 5.2 自己申告による入場制限プログラム 5.3 自己申告による入場制限プログラムの取消 5.4 コミュニティとの連携
管理及び苦情	6.1 責任あるギャンブリング委員会（Responsible Gambling Committee）の役割 6.2 苦情

（スター・グループ、『The Star Responsible Gambling Code』を基にあずさ監査法人作成）

#### ウ. インフォームド・デシジョン (Informed Decision) <sup>130</sup>

インフォームド・デシジョン (Informed Decision) とは、カジノ事業者が情報提供を通じた責任あるギャンブルの提供を約束することにより、顧客がカジノ事業者の提供する情報に基づきギャンブルへの参加の可否を決定できることである。

カジノ事業者は、責任あるギャンリング規範 (Responsible Gambling Code) により、ロイヤルティ・カードを使用したゲーミング機器及びテーブルゲームのプレイにつき、顧客からの要請に基づき顧客のゲーミング活動情報を提供する (規範 3.2)。また、問題あるギャンリング、支援先情報、申告による入場制限、勝率、顧客苦情処理、未成年者禁止、責任あるアルコールの提供、ギャンブル利用時間、財務取引、広告、顧客リエゾン等の多様なギャンブルに関する情報に関して、パンフレット等を通じた情報提供をしている。

#### ii) カジノ事業者の責任あるギャンリング対策の評価方法

ニューサウスウェールズ州では、カジノ事業者の責任あるギャンリング対策については、ILGA 及び L&G NSW の調査官 (Inspector) が、カジノ・ライセンスの適切性やコンプライアンス遵守の監督の一環として評価している。

ILGA は、カジノ管理法に基づき、5 年ごとに、(a) カジノ事業者のライセンスの適切性、及び (b) カジノ・ライセンスの継続が公共の利益となっているかについて調査し、報告書を作成しなければならない (カジノ管理法第 31 条)。その過程において、カジノ事業者の取り組む責任あるギャンリング対策についての評価も実施している <sup>131</sup>。

一方で、L&G NSW の調査官は、カジノ事業者のコンプライアンス・監視等をする中で、責任あるゲーミング活動 (Responsible Gambling Practices) を監視する役割を果たしている <sup>132</sup>。

---

<sup>130</sup>

[https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/58c89df6a5790a58d70d2f63/1489542648281/TSEG\\_MAID\\_A4\\_English.pdf](https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/58c89df6a5790a58d70d2f63/1489542648281/TSEG_MAID_A4_English.pdf)

<sup>131</sup> <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/law-and-policy/reviews-investigations/section-31-investigations.aspx>

<sup>132</sup> <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/law-and-policy/casino-compliance.aspx>

#### ④ 利用制限プログラムの実行状況

##### 1) 入場制限プログラム

- i) 自己申告による入場制限プログラム：スター・エンターテイメント・グループ・自己申告による入場制限プログラム（The Star Entertainment Group Self-Exclusion Program）<sup>133</sup>

##### ア. 根拠法規等

規制当局またはカジノ事業者は、カジノ管理法に基づき本人の自発的申請を受けた場合、入場制限命令（Exclusion Order）を与えなければならず、自発的申請に当たっては、以下の規定が適用される（カジノ管理法第 79 条第 3 項）。

- ・ 申請書は文書でなければならず、かつ署名は当局の定めた方法で証明されなければならない
- ・ 自発的申請書は、一方または両方のカジノ施設に利用できる
- ・ 両方のカジノ施設に対する自発的申請書であっても、規制当局または一方のカジノ事業者に対して作成できる
- ・ 一方のカジノ事業者に対して両方のカジノ施設に対する自発的申請が作成された場合、申請を受けたカジノ事業者は、もう一方のカジノ事業者に対して遅滞なく報告しなければならない

カジノ事業者は、カジノ管理法及びスター責任あるギャンブリング規範に基づき、カジノ施設からの自己申告による入場制限（入場禁止）を希望する顧客への選択肢として、スター・エンターテイメント・グループ・自己申告による入場制限プログラム（The Star Entertainment Group Self-Exclusion Program、以下「スター・自己申告による入場制限プログラム」とする。）を提供している（スター責任あるギャンブリング規範 5.2）。

##### イ. プログラムの概要

スター・自己申告による入場制限プログラムは、本人の自発的申請により設定した期間においてカジノ施設への入場を禁止することで、自らギャンブル活動を制限することができるプログラムである。

##### ウ. 申請場所・手順

申請はカジノ施設においても可能であるが、カジノ施設へ訪問せずに申請する方法も整備されている。主な申請方法は以下のとおりである。

- ・ カジノ施設のメインのゲーミングフロアの他、カジノ施設内のソブリン（Sovereign）、オアシス（Oasis）または、ヴァンテージゲーミングルーム（Vantage Gaming Rooms）にあるカジノ・ホスト（Casino Host）を訪問する
- ・ ゲーミング・エリアの入口のセキュリティー・スタッフまたは誰でもよいのでスタッフに依頼
- ・ 営業時間中に顧客リエゾン・マネージャー（Patron Liaison Manager）に電話

133

[https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/58c89e51bf629a48787b84fd/1489542738517/Self\\_Exclusion\\_English.pdf](https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/58c89e51bf629a48787b84fd/1489542738517/Self_Exclusion_English.pdf)

申請に際しては、写真付きの身分証明書（例えば、運転免許証、パスポート）の提示が必要である。セキュリティ・スタッフは申請希望者を面接室に同伴し、記録用の写真撮影を実施する。申請希望者は、セキュリティ・スタッフの目の前で写真に署名する。次に、申請希望者はカジノ施設への入場を禁止することに同意する文書へ署名する。その際、州内で利用可能なカウンセリングサービスに関する連絡先情報が提供される。

また、クィーンズランド州のスター・グループへの入場制限も同時に希望する場合には、クィーンズランド州のスター・グループの顧客リエゾン・マネージャーの連絡先情報も提供される。最後に、自己申告による入場制限命令のコピーと解除方法に係るプロセスが文書にて発行される。

入場制限期間は、最低期間 12 か月から最長で永久までの期間のうち、本人が自由に設定できる。最低期間は、法令で規定されているものではなく、顧客がカウンセリングサービスを受ける及び（または）財務状態を立て直す等のための適切なクーリングオフ期間を保証するために、カジノ事業者が設定した期間である。

#### エ. 解除・延長等の方法<sup>134</sup>

本人が署名すると同時にスター・自己申告による入場制限プログラムは開始され、期限が切れるまでいかなる場合にもキャンセルや変更はできない。

期限経過後も、スター・自己申告による入場制限プログラムは自動的に解除されない。解除申請希望者は、スター責任あるギャンリング規範に基づき、ギャンブル行動を管理するための措置を講じた証拠とカジノ事業者が認可したギャンブルカウンセラーからの評価を提出しなければならない。また、解除申請希望者の重要な他者<sup>135</sup>からの支援文書の提出も求められる（スター責任あるギャンリング規範 5.3）。

具体的には、期間経過後にカジノ事業者に対して文書にて解除希望を申請し、カジノ事業者が契約している外部の問題あるギャンリングカウンセラーのセッションを受講した後、外部カウンセリング機関<sup>136</sup>からの評価をカジノ事業者に提出しなければならない。当該外部のカウンセリング機関は、カナダで開発された CPGI 指標（60 ページ参照）に基づき、評価報告書を作成している。

カウンセリング機関から解除申請の却下を要請される場合も多く、解除申請者が未だに問題あるギャンリングリスクを中程度または高度有していると評価された場合には、スター・自己申告による入場制限プログラムは解除されずに継続する可能性が高い。また、重要な他者からの支援文書がない場合には、過去に関係を破壊する行動をしギャンブルに大きな問題を抱えている可能性が高いと判断される。さらに、スター・自己申告による入場制限プログラムへ 2 度申請を行った顧客は、入場制限命令が解除されることはほとんどない。

解除申請者は、文書による解除通知の受理により、カジノ施設への入場制限が解除される。本人が解除希望を申請しなければ、期間経過後、自動的にスター・自己申告による入場制限プログラムは延長

---

<sup>134</sup> The Star Casino: License Review, 280-281

<sup>135</sup> 例えば、妻・夫・パートナー・親等からの支援文書を通常、要請する。



される。

#### オ. 違反者への対応

自己申告による入場制限命令の文書は法的拘束力を有する。申請者が合意内容に違反をしてカジノ施設へ入場しようとした場合、セキュリティー・スタッフはスター・自己申告による入場制限プログラム申請時に撮影した写真を登録した監視カメラの顔認証システム及び入場制限命令対象者の日次リスト（カジノ管理法第 83 条）に基づき、違反者の検知をしている。

#### カジノ事業者の責任

カジノ管理法に基づき、カジノ事業者の責任者・従業員等はスター・自己申告による入場制限プログラム登録者をカジノ施設内で発見した場合には、調査官（Inspector）に知らせ該当者を即時に強制的に退去させなければならず、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理法第 85 条）。

#### 違反者の責任

自己申告による入場制限プログラム登録者が違反した場合、カジノ管理法では、違反者に対する罰則規定は定めていない（カジノ管理法第 84 条第 1 項参照）。

#### ii) 家族等による入場制限プログラム

##### ア. 根拠法令等

家族等による入場制限プログラムは、カジノ事業者独自の取組として整備しているが、法令上は、カジノ管理法のカジノ事業者による入場制限命令であるベニュー・エクスクルージョン（Venue Exclusion）<sup>137</sup>（カジノ管理法第 79 条第 1 項）として処理している。

##### イ. プログラムの概要

家族等による入場制限プログラムはカジノ事業者が独自に提供しているプログラムであり、家族からの申請により、設定した期間につきカジノ施設への入場を禁止することでギャンブル活動を制限するプログラムである。

家族からの要請の目的が生活の保護（Welfare）である場合には、通常、入場制限要請は認められるが、申請理由が明確でなく正当な理由がないと判断されない場合には要請は却下される<sup>138</sup>。

##### ウ. 申請場所・手順

申請場所・手順は基本的にスター・自己申告による入場制限プログラムと同じであるが、本人の意思が重要であることから、家族等による申請があった場合、顧客リエゾン・マネージャーが本人と協議し、まずは

---

<sup>137</sup> ベニュー・エクスクルージョン（Venue Exclusion）とは、カジノ管理法に基づき、カジノ事業者が文書によりカジノ複合施設からの入場制限命令を出す場合である（カジノ管理法第 79 条第 1 項）。

<sup>138</sup> The Star Casino: License Review 277

スター・自己申告による入場制限プログラムの申請を要請する。自己申告による入場制限プログラムの申請が拒否された場合に、カジノ事業者による入場制限命令（ベニュー・エクスクルージョン）として、文書により通知をし入場を禁止する。

#### エ. 違反者への対応

違反者の検知に際しては、カジノ事業者はカジノ管理法に基づきスター・自己申告による入場制限プログラムと同様の責任を負っており、基本的に同様の検知に係る手続きを実施している。一方、違反者については、法令上、責任が科されることとなる。

#### カジノ事業者の責任

カジノ管理法に基づき、カジノ事業者の責任者・従業員等は、スター・自己申告による入場制限プログラムと同様、入場制限命令対象者をカジノ施設内で発見した場合には、調査官に知らせ該当者を即時に強制的に退去させなければならず、違反した場合には、罰金が科される（カジノ管理法第 85 条）。

#### 違反者の責任

カジノ事業者による入場制限除命令に違反した場合、カジノ管理法では、違反者に対し罰金または（及び）懲役 12 か月を科している（第 84 条第 1 項）。

### 2) 入場制限以外の利用制限プログラム

#### i) プレコミットメント・プログラム：スター・アシスト（Star Assist）<sup>139</sup>

##### ア. 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州では、入場制限以外の利用制限に関する法規等はなく、カジノ事業者独自の取組としてプレコミットメント・プログラムを実施している。

##### イ. プログラムの概要

スター・アシストとは、カジノ事業者がロイヤリティ・プログラム（スタークラブ）の会員に対して提供している利用時間及び（または）賭け金額の上限を設定できる自発的なプレコミットメント・ツールである。

スター・アシストは、登録した施設のみで利用制限が設定されるため、全てのスター・グループのカジノ施設で利用するには各施設において自ら登録する必要がある。

##### ウ. 申請場所・手順

申請方法は、カジノ施設内の電子ゲーム機器またはスロットにスタークラブ会員カードを挿入し、一日の最大利用時間及び（または）最大賭け金額を指定すると会員カードに限度枠が登録される。

---

139

[https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/5823efa41b631b02ca6cd9be/1478750117554/SCLUB0002\\_Star\\_Assist\\_Program.pdf](https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/5823efa41b631b02ca6cd9be/1478750117554/SCLUB0002_Star_Assist_Program.pdf)

利用限度時間設定の他に、電子ゲーム機器またはスロットを使用できないワールドダウン時間を 15 分、1 時間、12 時間、24 時間から選択し設定することも可能である。

利用できる対象は電子ゲーム機器またはスロットであり、通常のテーブルゲームでは利用できない。

#### エ. 違反者への対応

利用上限に達した場合、スタークラブ会員カードを使用した電子ゲーム機器及びスロットを利用できなくなるのみであり、紙幣を利用したプレイ自体は可能である。罰則等は規定していない。

## ⑤ 広告規制

### 1) 根拠法規等

ニューサウスウェールズ州では、広告に関する規制はカジノ管理法の第 5 章、カジノの運営（Casino Operations）及びカジノ管理規則の第 4 章責任あるギャンブリング活動（Responsible Gambling Practices）の第 3 部広告（Advertising）において規定されている。

### 2) 規制内容

#### i) カジノ管理法

カジノ管理法に基づき、カジノ事業者は、カジノ・ライセンスの要件として、カジノ管理規則で規定されている例外を除き<sup>140</sup>ゲーミング機器に関する広告を出すことが禁止されており、他の者が同様の広告を出すことを容認することも禁止している（カジノ管理法第 70A 条）。

#### ii) カジノ管理規則

カジノ管理規則では、ギャンブル関連広告に関する禁止事項、ギャンブル関連標示（Gambling-Related Sign）、勝ち金者公表等、広告に関する詳細な規制を規定している。

#### ア. ギャンブル関連広告に関する禁止事項

カジノ事業者は以下の内容を含むカジノ関連広告を禁止しており、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理規則第 33 条第 1 項、第 3 項）。

- ・ 法令違反を奨励
- ・ 子供が登場する
- ・ 嘘、誤解を生む、または欺瞞的
- ・ 関連する広告活動規範（Advertising Code of Practice）に準拠していない
- ・ ギャンブル参加の結果、勝利が最も可能性の高い結果であると提案
- ・ ギャンブル参加の結果、社会的地位や財務的見通しを改善する可能性があるとして提案
- ・ プレイの技術により、勝率に影響を与えることができると提案
- ・ ギャンブルに際してのアルコール消費を描写または奨励する

また、カジノ事業者は、新聞・雑誌・ポスター・その他印刷物の広告において、ヘルプラインの電話番号及びホームページ等を記載した以下の文言を含めなければならない、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理規則第 33 条第 2 項、第 3 項）。

---

<sup>140</sup> カジノ施設の外からは見えないカジノ施設内におけるゲーミング機器の広告及びカジノ事業者のロイヤリティ・プログラムの会員に対して、会員の同意等、一定の条件を充たしている場合には、ゲーミング機器に関する広告の送付を容認している（カジノ管理規則第 34 条第 1 項、第 2 項）。

Think! About your choices

Call Gambling Help

1800 858 858

[www.gamblinghelp.nsw.gov.au](http://www.gamblinghelp.nsw.gov.au)

イ. ギャンブル関連標示 (Gambling-Related Sign)

カジノ事業者は、カジノ施設外において、ゲーミング機器の注意を引くようなギャンブル関連の標示（文字、シンボル、描写等）を掲示してはならず、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理規則第 35 条）。

ウ. 勝ち金者公表

カジノ事業者等は、カジノ施設内のゲーミング機器で 1,000 豪ドル（8 万円）超獲得した人物を特定する情報を公表してはならず、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理規則第 36 条）。

## ⑥ 相談業務の体制

### 1) 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州の相談業務に関しては、カジノ管理法の第 5 章カジノの運営（Casino Operations）及びカジノ管理規則の第 4 章責任あるギャンブリング活動（Responsible Gambling Practices）の第 4 部問題あるギャンブリングカウンセリングサービス（Problem Gambling Counselling Services）において規定している。

#### i) カジノ管理法

カジノ事業者は、カジノ管理規則に準拠の上、顧客が利用可能な問題あるギャンブリングカウンセリングサービスを整備しなければならず、違反した場合には罰金が科される（第 72A 条第 1 項）。

#### ii) カジノ管理規則

カジノ事業者は、自己申告による入場制限プログラム申請者及び当該プログラムの情報を希望した全ての顧客に対して、問題あるカウンセリングサービスの名称及び連絡先情報を提供しなければならない（カジノ管理規則第 37 条）。

### 2) 連邦政府の取組

オーストラリア全土では、連邦政府主導の取組である Gambling Help オンライン（Gambling Help Online）及びキッズ・ヘルプ・ライン（Kids Help Line）が利用できる。キッズ・ヘルプ・ラインはギャンブル問題に特化した取組ではないが、1993 年に開始し、オーストラリア全土の青少年を対象に 24 時間 365 日対応の無料ヘルプライン提供している<sup>141</sup>。

#### i) 相談窓口の概要

##### ア. Gambling Help オンライン（Gambling Help Online）<sup>142</sup>

連邦政府主導の下、連邦政府・首都特別区・州政府から財政的支援を受け、会話よりもタイピングを好む相談者向けにオーストラリア全土に提供している Gambling Help オンライン（Gambling Help Online）サービスがある。

Gambling Help オンラインサービスは独自のウェブサイトを有し、相談者が対面式カウンセリングサービスを提供している施設に物理的にアクセス困難な場合、または精神的に対面式がづらい場合にも、カウンセリングまたは情報提供を受ける手段を確保することで相談者のサービスの利用手段を補完・拡大を目的として、オンラインに特化したサービスである。

提供する主なサービス内容は、

- (a) 24 時間 365 日対応の無料ライブオンライン・チャットまたは電子メール支援サービス
- (b) ギャンブル問題及びオンラインサービスの専門家であるカウンセラーによるカウンセリングの提供

<sup>141</sup> <https://kidshelpline.com.au/about/about-khl>

<sup>142</sup> Turning Point, "About us", <https://www.gamblinghelponline.org.au/about-us>

(c) 電話相談や対面式カウンセリング等、より深いサービスを受けるための土台となるサービスの提供  
(d) 相談者の州の自己申告による入場制限プログラムや他の支援情報の提供  
等である。

Gambling Help オンラインサービスの実際の運営は、連邦政府から委託を受けた民間機関の依存症治療センターのターニングポイント（Turning Point）が実施している。

ニューサウスウェールズ州は、Gambling Help オンラインサービスに対して RGF を通じて資金提供しており、Gambling Help ウェブサイト上でも当該サービスの情報提供をしている。

#### ii) 相談員の品質の保証

連邦政府が契約する独立した業者であるターニングポイントが運用しており、オンライン・カウンセラーは当該業者が雇用している。オンライン・カウンセラーは、ギャンブル問題及びオンラインサービスの専門家がサービスを提供している。

### 3) 州政府の取組

ニューサウスウェールズ州では、州政府の取組である Gambling Help サービスの一環として Gambling Help ホットライン（Gambling Help Hotline）、アボリジニー向けヘルプライン、多言語対応ヘルプライン等を提供している。

#### i) 相談窓口の概要

##### ア. Gambling Help ホットライン（Gambling Help Hotline）

Gambling Help ホットライン（Gambling Help Hotline）は、24 時間 365 日利用可能な無料の電話相談窓口である。当該電話相談はオーストラリア全土で共通の電話番号（1800 858 858）をホットラインとして利用しているが、各州政府がそれぞれの州において提供しているサービスであり、相談者が電話をかけた場所の州政府が提供する相談窓口につながる仕組みになっている。電話での相談の他、自己申告による入場制限プログラム等の情報提供、及び相談者の近隣の対面式のカウンセラーの紹介も行っている。

ニューサウスウェールズ州の場合、民間の依存症治療センターであるターニングポイント（Turning Point）に運営を委託している。

##### イ. アボリジニー向けヘルプライン<sup>143</sup>

ニューサウスウェールズ州内の先住民族アボリジニーに対しては、アボリジニー専用のホットラインによる電話相談を提供している。

---

<sup>143</sup> Gambling Help, "Waruwi Gambling Help", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/get-help/warruwi-gambling-help/>



#### ウ. 多言語対応ヘルプライン<sup>144</sup>

多文化対応の問題あるギャンリングサービス（Multicultural Problem Gambling Service）の専用ホットラインでは、40 以上のコミュニティー言語に対応した電話相談及び相談者の言語に対応する対面式カウンセリングの紹介サービスを提供している。

また、ウェブサイト上では、中国人（北京語及び広東語）、ベトナム語、アラビア語、イタリア語専用のカウンセリング施設の情報提供をしている。

#### エ. 財務・法務カウンセリングサービス<sup>145,146</sup>

財務カウンセリングサービスでは、財務カウンセラーがギャンブルによる金銭問題の解決を支援している。ウェブサイト上では、財務カウンセリングサービスを提供している 14 の組織・施設の情報提供をしている。

また、法務カウンセリングサービスでは、州政府から委託を受けたウェスリー・コミュニティー法律サービス（Wesley Community Legal Service）がギャンブルによる法律問題の解決を支援している。電話または州内複数の箇所で実施している対面式カウンセリングにより相談に応じている。営業時間は、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時までであり、午後 5 時以降は予約者のみ受付している。

#### 4) カジノ事業者の取組

カジノ事業者は、1)に記載のカジノ管理法及びカジノ管理規則の遵守の他、事業者の自主的な取組である責任あるギャンリングポリシー（Responsible Gambling Policy）において、責任あるギャンリング活動の導入・維持・継続的改善のために、ギャンブルに悪影響を受けている顧客の支援が可能な責任あるギャンリング・チーム（Responsible Gambling Team）の組成及び責任あるギャンリング・リエゾン（Responsible Gambling Liaison）の指名につき規定している。また、事業者の自主的な取組であるスター責任あるギャンリング規範（The Star Responsible Gambling Code）に基づき、ギャンブル関連の問題を抱える者及び（または）家族に対して、支援先情報を提供するとともにスター・グループのウェブサイト（[www.starentertainmentgroup.com.au](http://www.starentertainmentgroup.com.au)）においても同様な情報を公開する（スター責任あるギャンリング規範 5.1）。

カジノ事業者は、カジノ施設の従業員で組織される責任あるギャンリング・チームによるカウンセリング及び外部のカウンセラーによる緊急対応カウンセリングを自主的に提供している。

##### i) 相談窓口の概要

###### ア. 責任あるギャンリング・チーム（Responsible Gambling Team）のカウンセリング

責任あるギャンリング・チーム（Responsible Gambling Team）は、1 名の顧客リエゾン・マネージャー（Patron Liaison Manager）及び責任あるギャンリング・リエゾン職員（Responsible

<sup>144</sup> Gambling Help, "Help in other languages", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/get-help/other-languages/>

<sup>145</sup> Gambling Help, "Financial Counselling", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/get-help/financial-counselling/>

<sup>146</sup> Gambling Help, "Legal Help", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/get-help/legal-help/>

Gambling Liaison Officer、以下「RGLO」とする。) から構成され、カジノ施設内において、顧客とのコミュニケーションを通じた声掛け、カウンセリング等を実施している。RGLO は、ゲーミング・スタッフやセキュリティ・スタッフ等を兼務しており、問題あるギャンブルの兆候を示す顧客のモニタリング、声掛け及びカウンセリングを実施しており、人員は約 190 名である。

相談内容に応じて、ヘルプライン、自己申告による入場制限プログラム及び契約している外部カウンセリング機関の紹介・情報提供を実施している。また、責任あるギャンブル・チームは、外部の支援サービス施設との効果的な連携を確立する責務も有している<sup>147</sup>。

## ii) 相談員の品質の保証

カジノ施設の従業員の責任あるギャンブルに係る品質を保証するために、L&G NSW は責任あるギャンブル管理 (Responsible Conduct of Gambling、以下「RCG」とする。) の資格取得を求めている。また、カジノ事業者は、責任あるギャンブルポリシー (Responsible Gambling Policy) に基づき、カジノ施設の全ての従業員に対して責任あるギャンブル研修 (Responsible Gambling Training) の受講を義務付けている。

### ア. 責任あるギャンブル管理 (Responsible Conduct of Gambling : RCG) 資格<sup>148</sup>

カジノ施設の従業員はゲーミング機器規則第 59 条に基づき開発された RCG コースの受講を完了し、L&G NSW が発行する写真付きの RCG コンピテンシー・カード (RCG Competency Card) を取得しなければならない。

RCG コースの提供に際しては、受講者とトレーナーの比率は 30 対 1 を超えてはならず、最低 6 時間以上受講した後、受講者のコンピテンシー評価が要求されている。RCG コースは 2 部構成であり、各セクションは複数のモジュールからなる。RCG コースの概要は以下のとおりである。

表 4-10 RCG コースの概要

セクション	モジュール
第 1 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>モジュール1：政府、ギャンブル及び法令</li> <li>モジュール2：掲示に関する法定要件</li> <li>モジュール3：ギャンブルの誘惑、顧客勝金、報酬スキーム及び現金・小切手払い</li> <li>モジュール4：未成年者</li> </ul>
第 2 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>モジュール5：責任・問題ギャンブル</li> <li>モジュール6：潜在的問題あるギャンブラーへの対応</li> <li>モジュール7：自己申告による入場制限及びギャンブルカウンセリング</li> </ul>

<sup>147</sup> The Star Entertainment Group, “Responsible Gambling Policy”, 2016 年 3 月、p.6

<sup>148</sup> L&G NSW, “Responsible Conduct of Gambling-Student Course Notes”, 2018 年 2 月,  
[https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Documents/gaming-and-wagering/responsible-gambling/RCG\\_student\\_manual.pdf](https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Documents/gaming-and-wagering/responsible-gambling/RCG_student_manual.pdf)

(出典：L&G NSW、『RCG Student Course Notes』を基にあずさ監査法人作成)

RCG コースの受講完了に伴い、受講者はニューサウスウェールズ州のギャンブル概要、責任あるギャンブル管理のための法的枠組み及び問題あるギャンブルの兆候と影響に関する説明が可能となり、責任あるギャンブル戦略を実践することが可能となる。

#### イ. 責任あるギャンブル研修 (Responsible Gambling Training)

責任あるギャンブル規範 (Responsible Gambling Code) に基づき、カジノ施設の全ての従業員は責任あるギャンブル活動を実践し、詳細な情報へのアクセス方法を知るために責任あるギャンブル研修 (Responsible Gambling Training) を受講しなければならない (責任あるギャンブル規範 2.3)。

また、ゲーミング活動に関わる従業員については、ギャンブルに問題を抱えている顧客からの申告がない場合にも、問題を抱えている可能性のある顧客を支援するために問題ある者を発見した場合にとるべき対処方法等に関する理解を促進するための研修を義務付けている (責任あるギャンブル規範 2.3)。

ゲーミング活動に関わる従業員に対して、問題あるギャンブラーかどうかの判断は求められておらず、以下の行動等の兆候がある顧客を把握し、適切な者への報告、声掛けやカジノ施設からの退去等を含め、適切な対応を義務付けている (責任あるギャンブル規範 4.2)。

- ・ 毎日ギャンブルをする
- ・ 休憩なく連続でギャンブルをする
- ・ 施設内の複数の ATM から現金を引き出す
- ・ ギャンブルのために、お金を借りようとしたり、高価なものを売ろうとしたりする
- ・ 多額の勝金を機械に戻し入れて継続して遊ぼうとする
- ・ ゲーミング機器を蹴る、泣く等、怒りや悲しみを表現している
- ・ 友人または家族から電話がある、またはカジノ施設にまだいるかどうかを質問しに来る
- ・ 負けた原因をカジノ施設・従業員・ゲーミング機器のせいにする
- ・ 勝率等に関して、非現実的な認識を有している
- ・ ギャンブルに関連して、鬱状態または自殺願望を有している
- ・ 特定の機械での勝利に執着している

#### iii) 相談実績

カジノ事業者における責任あるギャンブル・チーム (Responsible Gambling Team) 及び外部カウンセラーによる相談実績の詳細は情報公開していない。

## ⑦ 治療体制

ニューサウスウェールズ州では、州の取組である Gambling Help の提供するサービスにおいて、問題あるギャンブルの専門家による対面式のカウンセリングサービスを提供している。

### 1) 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州の治療業務に関しては、相談業務と同様、カジノ管理法の第 5 章カジノの運営 (Casino Operations) において規定している。

カジノ事業者は顧客が利用可能な問題あるギャンブルカウンセリングサービスを整備しなければならず、違反した場合には罰金が科される (カジノ管理法第 72A 条第 1 項)。

### 2) 州の取組

ニューサウスウェールズ州では、州政府の取組である Gambling Help サービスにおいて、対面式のギャンブルカウンセリングサービス及び女性向けの支援サービスを提供している。

#### i) 治療機関・カウンセラーの概要

##### ア. 対面式のギャンブルカウンセリングサービス

Gambling Help サービスでは、州内全域の 55 施設 278 拠点<sup>149</sup>において、ギャンブルに問題を抱える本人または家族等に対して問題あるギャンブルの専門家による対面式のカウンセリングサービスを提供している。年齢・言語・所在地等にかかわらず、全てのニューサウスウェールズ州民が無料のカウンセリングサービスを受けることができる。

カウンセリングを希望する者は、Gambling Help ホットライン等のヘルプラインを通じて紹介を受ける以外にも、Gambling Help のウェブサイトに掲載されているカウンセラーの連絡先リスト<sup>150</sup>から近隣の施設を検索し、直接電話予約をすることでサービスを受けることができる。

##### イ. アボリジニー向け

チャリティー団体のミッション・オーストラリア (Mission Australia) 及びシドニー大学のギャンブル治療・研究クリニック (Gambling Treatment and Research Clinic) が、州内 4 拠点において先住民族アボリジニー向けのカウンセリングサービスを提供している。

##### ウ. 女性向けの支援サービス

シドニー女性カウンセリングセンター (Sydney Women's Counselling Centre) が女性向けにギャンブルヘルプカウンセリングプログラム (Gambling Help Counselling Program) を提供し

<sup>149</sup> NSW Department of Justice, "Annual 2016-2017", p.5

<sup>150</sup> Gambling Help, "Gambling Help NSW service providers contact list - search by postcode", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/Service-providers-contact-list-postcode-22-12-2017.pdf>

ている。

## ii) 治療プログラム

### ア. 対面式のギャンブルカウンセリングサービス

各施設において提供するカウンセリングアプローチは異なる。

### イ. 女性向けのギャンブルヘルプカウンセリングプログラム<sup>151</sup>

女性向けの支援プログラムでは、現状のギャンブル問題に取り組み、ギャンブルを止め、長期的回復の維持、及びうつ病・メンタルヘルスの問題・DV 問題等、同時に発症している症状に対処する短期介入、短期・中期・長期のカウンセリングを提供している。ギャンブル依存症者には、損傷削減戦略（Harm Reduction Strategy）により、顧客やコミュニティへの悪影響を軽減し、健康面の長期的変化を目指す。一方で、不安定な回復期のギャンブル依存症者には、再発予防戦略（Relapse Prevention Strategy）が一般的に利用される。

### ウ. アボリジニー向けのカウンセリングサービス

各施設において提供するカウンセリングアプローチは異なる。

---

<sup>151</sup> Sydney Women's Counselling Centre, "Gambling Help",  
<http://womenscounselling.com.au/counselling/gambling-help/>

【参考】

シドニー大学

ギャンブラー治療・研究クリニック (Gambling Treatment and Research Clinic : GTRC)

GTRCは、1999年にニューサウスウェールズ州政府からの財政的支援を受け、准教授 Michael Walker 氏が設立した。シドニー大学の脳とこころのセンター (Brain and Mind Centre) に所在し、2010 年以降は、病理学的ギャンブル治療の権威である Alexander Blaszczynski 教授が Director を務めている。GTRC の使命は、問題を抱えるギャンブラー本人及びその家族に対して、高品質の証拠に基づく介入の提供と奨励である。GTRC は、RGF からの財政的支援を受け運営されている。

GTRC は、現在、本部 Camperdown の他、Parramatta、Lidcombe、及び Campbelltown にあるキャンパス内でギャンブルに問題を抱える者に対面式のカウンセリング治療を提供している。臨床研究の中核は、以前としてギャンブルに問題を抱える人がギャンブルを削減またはやめるために支援することであるが、ギャンブル問題に影響を受ける家族や友人へのカウンセリングサービス、感情抑制が難しい者への集団行動療法、先住民族等に対するアウトリーチサービス等を提供している。全ての臨床サービスは無料で提供している。可能な限り多くの者を支援するため、平日の遅い時間や土曜日の予約も可能である。

◆ 対面式カウンセリングプログラム

相談者のニーズに応じて、通常 1 時間の対面式カウンセリングセッションを週単位で 2-3 か月実施している。治療に際しては、まず治療目標を設定するためにギャンブルが人生や仕事に与えた影響を模索する。次に、ギャンブルについての個人的な信念 (Personal Beliefs) を把握する。加えて、不安・抑うつ等、他の症状がないかを判断し、必要に応じて別の機関の紹介もしている。

◆ アボリジニー向けカウンセリングプログラム

GTRC の心理学者が、マリン・ウィジャリ・アボリジナル・コーポレーション (Marrin Weejali Aboriginal Corporation) 及びヌガル・ワル・アボリジナル子供と家族センター (Ngallu Wal Aboriginal Child and Family Centre) と連携し、ギャンブラー問題に苦しむアボリジニーを対象に個別に治療を提供している。

## ⑧ 自助団体の活動状況

### 1) 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州では、自助団体に関する法規等はなく、民間の非営利組織が活動をしている。

### 2) 自助団体の概要

ニューサウスウェールズ州で活動する主な自助団体は、ギャンブラーズ・アノニマス（Gamblers Anonymous（Australia））、ギャマノン（Gam-Anon）及びスマート・リカバリー（SMART Recovery）である。

#### i) ギャンブラーズ・アノニマス（Gamblers Anonymous : Australia）<sup>152</sup>

ギャンブラーズ・アノニマス（Gamblers Anonymous : Australia、以下「GA」とする。）は、ギャンブル問題に苦しむ本人及びその家族が運営する会員制の相互自助型の非営利組織であり、全世界で活動している。オーストラリアでは独自のウェブサイト有しており、各州におけるGAミーティング等の開催情報等を提供している<sup>153</sup>。GAへは、GAミーティングを通じて参加することができる。オーストラリアでは毎週約130のGAミーティングが開催されており、ニューサウスウェールズ州内でも毎日数か所で開催されている<sup>154</sup>。

GAは、回復のためのプログラムである12ステップ・プログラム（12 Step Program）に基づき、経験、強み、及び希望を共有することで、共通問題の解決及びギャンブル問題からの回復を目指すことを目的としている。参加者の唯一の条件はギャンブルを止めることを希望していることであり、会員になることによる義務や会費はない。

#### ii) ギャマノン（Gam-Anon）<sup>155</sup>

ギャマノン（Gam-Anon）は、家族や友人等の他者のギャンブル問題に苦しむ者を支援する会員制の相互自助型の非営利組織であり、世界的に活動している。ギャマノンは宗教団体でもなければカウンセリング機関でもなく、会員になることによる義務や会費はない。参加者の条件は家族や友人等の他者のギャンブル問題により自身の生活に影響が出ていることである。ギャマノン・ミーティングは、ニューサウスウェールズ州では毎週月曜日・木曜日・金曜日に開催されている<sup>156</sup>。

ギャマノンにおいてもGAと同様に12ステップ・プログラムを利用している。

#### iii) スマート・リカバリー（SMART Recovery）<sup>157</sup>

スマート・リカバリー（SMART Recovery）は、1994年にアメリカで設立された依存症を抱える人に

<sup>152</sup> <http://www.gamblersanonymous.org/ga/node/1>

<sup>153</sup> <https://gaaustralia.org.au/>

<sup>154</sup> <https://gaaustralia.org.au/meetings/?d=any&v=list>

<sup>155</sup> <http://www.gamblersanonymous.org/ga/content/gam-anon-help-family-friends>

<sup>156</sup> <https://gaaustralia.org.au/gam-anon/>

<sup>157</sup> <https://www.smartrecovery.org/about-us/>



対する自助プログラムを有する禁欲型（Abstinence-Based）の非営利組織であり、アメリカを中心に、カナダ、オーストラリア及びイギリス等で活動している。組織名称の「SMART」は、自己管理及び回復訓練（Self-Management And Recovery Training）の略である。オーストラリアでは、2004年にシドニーで開始された。現在は、独自のウェブサイトを有するとともに、ギャンブル問題を抱える本人、家族及び友人のためのプログラムの提供や会合の開催をしている<sup>158</sup>。

スマート・リカバリーへの参加方法は、オンライン・サポート・コミュニティ（Online Support Community）<sup>159</sup>の利用、無料のスマート・リカバリー・ミーティングへの参加、遠隔地の場合にはオンライン・ミーティングへの参加の他、印刷物を好む人にはスマート・リカバリー・ハンドブックの購入を通じても可能である。オーストラリアでは、毎週、約 250 のスマート・リカバリー・ミーティング（約 90 分）が開催されている<sup>160</sup>。

スマート・リカバリーは、依存症的なギャンブル行動（Addictive Gambling Behavior）からの回復を支援するために、GA 等に代替するプログラムとして、自助的認知行動療法（Cognitive Behavior Therapy : CBT）モデルのスマート・リカバリー4 ポイント・プログラム（SMART Recovery 4-Point Program®、以下「4-Point・プログラム」とする。）を提供している。

### 3) プログラム概要

#### iii) 12 ステップ・プログラム（12 Step Program）<sup>161</sup>

GA 及びギャンマンの提供する 12 ステップ・プログラム（12 Step Program）の主な概要は、以下のとおりである。

- ・ ギャンブルに対して無力であることを認めた。つまり、ギャンブルにより生活が管理不能である。
- ・ 自分自身よりも大きな力により、健全な思考と生活を取り戻すことが出来ると信じるようになった。
- ・ 当該力を利用し、自身の意志と生き方を変える決心をした。
- ・ 探究を怖れず、モラルと財務の棚卸を行い、一覧（Inventory）を作成した。
- ・ 自身に対し、他者に対し、自らの誤りの本質（Exact Nature of Our Wrongs）をありのまま受け入れた。
- ・ こうした誤った性格の欠点を取り除く準備が完全に整った。
- ・ 自身の欠点について、謙虚に（自身が信じる）神に取り除く依頼をした。
- ・ 迷惑をかけた全ての人のリストを作成し、全員に対して償う気持ちを持った。
- ・ 償うことで傷つけることがない限り、（迷惑をかけた全ての人に）可能な限り直接償いをした。
- ・ 継続して個人的な棚卸による一覧を作り、誤りがあった場合には直ちに認めた。
- ・ 祈りと瞑想を通じて自分が信じる神との意識的コンタクトを深め、神の意志を知ることと実現しようとする力のみを求めた。

<sup>158</sup> <https://smartrecoveryaustralia.com.au/about/smart-recovery-australia/>

<sup>159</sup> <https://www.smartrecovery.org/community/>

<sup>160</sup> <https://smartrecoveryaustralia.com.au/wp-content/uploads/2018/03/SMART-Info-Pack-2018-about-the-program.pdf>

<sup>161</sup> <http://www.gamblersanonymous.org/ga/content/recovery-program>

- ・ あらゆる局面においてこの原理を実践する努力をするとともに、当該メッセージを他のギャンブル依存症者（Compulsive Gamblers）へ伝えるように努めた。

iv)スマート・リカバリー4 ポイント・プログラム（SMART Recovery 4-Point Program® : 4-Point・プログラム）<sup>162</sup>

スマート・リカバリーの提供する 4-Point・プログラムの主な概要は、以下のとおりである。

- ・ 止めるためのモチベーションを向上・維持：ギャンブルを止める理由を特定するとともに、継続して目標に取り組むための支援をする
- ・ 衝動への対処：ギャンブルへの衝動へ対処するためのツールを提供する
- ・ 問題の管理：問題から逃げる・避けるために依存症的行動へ戻ることが多いため、問題解決ツールの学習を支援する
- ・ ライフスタイルのバランス：短期・長期目標だけでなく、バランスがとれていなかった娯楽やニーズの部分のバランスをとるスキルの開発を支援する

---

<sup>162</sup> <https://www.smartrecovery.org/addiction-recovery/gambling-addiction/>

⑨ 普及啓発活動

1) 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州の普及啓発活動に関しては、カジノ管理規則の第 4 章責任あるギャンブリグ活動 (Responsible Gambling Practices) の第 2 部顧客情報 (Player Information) 及び第 4 部問題あるギャンブリグカウンセリングサービス (Problem Gambling Counselling Services) において規定している。

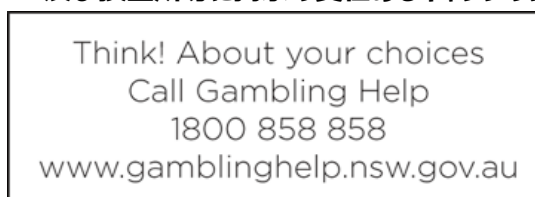
i) カジノ管理規則

カジノ事業者に対して、第 2 部顧客情報及び第 4 部問題あるギャンブリグカウンセリングサービスにおいて、以下の内容を要求しており、違反した場合には罰金が科される (カジノ管理規則第 21-32, 37, 38 条)。

ア. 第 2 部 顧客情報

- ・ゲーミング機器及びゲーミング機器が設置されているエリアにおいて、勝率等に関する情報 (「ジャックポットを当てる確率は？ わずか 100 万分の 1 (What are the odds of hitting the jackpot? No better than a million to one)」等) の掲示をすること
- ・ILGA の認可を得た顧客情報を記載したパンフレット (英語・アラビア語・中国語・韓国語・トルコ語・ベトナム語) を、カジノ施設の顧客が入手可能とすること
- ・各ゲーミング機器に、ギャンブルの危険性を示すギャンブル警告通知 (Gambling Warning Notice) 及び問題あるギャンブリグ通知 (Problem Gambling Notice) の掲示をすること
- ・カジノ施設の入口付近にカウンセリングに関するメッセージの掲示をすること
- ・各 ATM 及び換金所 (Cash-back Terminal) に責任あるギャンブリグ・メッセージの掲示をすること

図 4-5 各 ATM 及び換金所等に掲示の責任あるギャンブリグ・メッセージ



(出典 : L&G NSW、『RCG Student Course Notes』を基にあずさ監査法人作成)

イ. 第 4 部 問題あるギャンブリグカウンセリングサービス

- ・顧客が、問題あるギャンブリグカウンセリングサービスの名称及び連絡先の情報を常に入手可能とすること
- ・ゲーミング機器が設置されている全てのエリアにおいて、問題あるギャンブリグカウンセリングサービスの名称及び連絡先の情報と顧客の自発的申請による入場制限が可能なことについて掲示する

こと

- 各ゲーミング機器に、自己申告による入場制限や問題あるギャンリングヘルプサービスに関連する情報が記載されたギャンブル・コンタクト・カード（Gambling Contact Card）を掲示すること

図 4-6 カジノ施設における責任あるギャンリング・メッセージの例

ゲーミング機器への掲示（5つの内のいずれか）

ゲーミング機器設置エリアにおける

勝率等の掲示



ゲーミング機器へのギャンブル・コンタクト・カード（Gambling Contact Card）の掲示

入口付近に

カウンセリング・メッセージの掲示



（出典：L&G NSWのホームページを基にあずさ監査法人作成）

## 2) 州政府の取組

州政府は、責任あるギャンリングの普及啓発活動として、主に i) 広告キャンペーン活動、ii) Gambling Help のウェブサイトを通じた普及啓発活動、及び iii) DVD・出版物の作成等を実施している。

i) 広告キャンペーン

ORG は、RGF の資金により、毎年、以下のような広告キャンペーンを実施している。

表 4-11 ORG による主な広告キャンペーンの概要

キャンペーン名称	キャンペーン期間	概要
You're Stronger Than You Think <sup>163</sup>	2014 年後半に開始 2016-2017 : 第 2 フェーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>35-54 歳の男性のギャンブラーを対象として、専門家の支援を受けることへの障壁を取り除くことを目的</li> <li>テレビ・ラジオ・オンライン・カジノ施設で実施</li> <li>事後評価において、26%の男性がキャンペーンにより支援について真剣に考えた、22%が支援を求めた等と回答</li> </ul>
Show Some Betiquette <sup>164</sup>	2017 年 9 月 7 日から 30 日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン・スポーツ・ベッティングによりギャンブルに問題を抱えるリスクのあると予想される 18-35 歳の男性を対象</li> <li>ソーシャルメディアを利用した革新的なキャンペーン</li> <li>NRL や AFL のファイナル等の重要なスポーツイベントと一緒に実施</li> </ul>
若者向けキャンペーン <sup>165</sup>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブルの機会が増える卒業前後の若者を対象として、賢明な選択が可能ないように予防的な視点を重視したプログラム</li> <li>保護者・教師・ロールモデル等による教育・啓発・支援を通じた早期介入</li> <li>TAFE<sup>166</sup>、大学及び学校カウンセラーのサポート計画・ワークショップ・セミナーにおいて、ビデオ・Facebook・email で発信</li> </ul>

(出典：ウェブサイトに基づかず監査法人作成)

ii) Gambling Help のウェブサイトを通じた普及啓発活動

Gambling Help のウェブサイト (<https://gamblinghelp.nsw.gov.au/>) 上では、カジノ事業者の提供するスター・自己申告による入場制限プログラム (Self-Exclusion) の他、アボリジニー向けの

<sup>163</sup> <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/education-and-awareness/advertising-campaigns>

<sup>164</sup> <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/education-and-awareness/advertising-campaigns>

<sup>165</sup> <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/education-and-awareness/youth-campaigns>

<sup>166</sup> TAFE は Technical and Further Education の略称であり、州立の職業訓練専門学校であり、各専門分野において大学の学位に相当する資格等を取得できる。

サービス（Warruwi Gambling Help）、多言語対応施設、女性向け支援サービス、財務・法務カウンセリングサービス等、Gambling Help サービスとして外部機関が提供するサービスの紹介も行っている。

また、ギャンブルに関する知識育成目的で、ギャンブル自己診断ツール及び年間見積もりギャンブル消費金額計算ツールの他、勝率やゲーミング機器に関する知識についても掲載している。共通の問題を抱える人との問題の共有を目的として、ギャンブルに問題を抱える者が利用できるチャットサービスのギャンブルヘルプフォーラム（Gambling Help Forum）、他者の体験談の閲覧サービス、及び自己の体験を Facebook 等で共有するためのサービスを提供している。カウンセラーを身近な存在に感じてもらう目的で、ギャンブル依存症の専門家であるカウンセラーの Sam 氏がブログ上でギャンブルを管理する上での貴重なヒントやアドバイスを掲載している<sup>167</sup>。

他者への支援を目的として、ギャンブルに問題を抱える人の家族、友人、若者、同僚等のための情報提供も行っている。

### iii) DVD・パンフレット・ポスター等の作成

L&G NSW は、青少年・保護者・高齢者・多文化等を対象として、DVD、パンフレット及びポスター等の作成をしている。L&G NSW が作成している DVD 及びパンフレットの例は以下のとおりである。

表 4-12 L&G NSW の作成する主な DVD 及びパンフレットの概要

タイトル	概要
The Gaming Machines: Facts and Myths	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲーミング機器の真実と迷信に関する DVD</li> <li>英語以外に 5 言語に翻訳</li> </ul>
Problem Gambling: A Guide for Family and Friends <sup>168</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブルに問題を抱えている人の家族・友人向けのパンフレット</li> </ul>
Problem Gambling and the Workplace <sup>169</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブルに問題を抱える人の同僚・職場向けのパンフレット</li> </ul>

（出典：ウェブサイトを基にあずさ監査法人作成）

また、保健省もギャンブルによる影響についての多言語対応 DVD「What's Gambling Really Costing You? Gambling Help in Your Language」を作成している。

### 3) カジノ事業者の取組

カジノ事業者は、1)に記載のカジノ管理規則の遵守の他、責任あるギャンブリング規範（Responsible Gambling Code）に基づき、責任あるギャンブリング・メッセージ及び問題あるギャン

<sup>167</sup> <https://counsellorsam1.wordpress.com/>

<sup>168</sup> [https://gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/Friends-Family-Booklet\\_V3\\_ScreenSpreads.pdf](https://gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/Friends-Family-Booklet_V3_ScreenSpreads.pdf)

<sup>169</sup> [https://gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/ProblemGamblingInTheWorkplace\\_WEBREADY.pdf](https://gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/ProblemGamblingInTheWorkplace_WEBREADY.pdf)



ギャンブルに係る支援先情報につき適切に掲示するとともに、同様の情報をウェブサイト公開する。情報及びメッセージは適宜レビューされ定期的に更新する。また、問題あるギャンブルに係る情報については、多言語にて入手可能とする（規範 3.2）。さらに、ATM または ATM の近くにギャンブル関連問題の支援先情報について記載する（規範 4.6）。

加えて、カジノ事業者は独自の取組として、以下のような、責任あるギャンブル対策に関する独自のパンフレットの作成をしている。

**表 4-13 カジノ事業者の作成する主なパンフレットの概要**

タイトル	概要
Responsible Gambling Policy	<ul style="list-style-type: none"> <li>スター・グループ共通の責任あるギャンブルポリシー</li> </ul>
The Star Responsible Gambling Code	<ul style="list-style-type: none"> <li>スター・シドニー向けの責任あるギャンブル規範</li> <li>多言語対応（英語・アラビア語・中国語・韓国語・タイ語・トルコ語・ベトナム語）</li> </ul>
Responsible Gambling - Making an Informed Decision	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフォームド・デシジョンを支援するために実施している責任あるギャンブル対策全般に関する情報を記載したパンフレット</li> <li>多言語対応（英語・アラビア語・中国語・韓国語・タイ語・トルコ語・ベトナム語）</li> </ul>
Star Assist	<ul style="list-style-type: none"> <li>スター・プリコミットメントプログラムの概要について記載したパンフレット</li> </ul>
Self-Exclusion Program	<ul style="list-style-type: none"> <li>スター・自己申告による入場制限プログラムの概要について記載したパンフレット</li> <li>多言語対応（英語・アラビア語・中国語・韓国語・タイ語・トルコ語・ベトナム語）</li> </ul>

（出典：スター・グループのホームページを基にあずさ監査法人作成）

#### 4) 州政府とカジノ事業者共同の取組

GPEB とカジノ事業者による共同の取組として、責任あるギャンブル週間（Responsible Gambling Awareness Week）を開催している。



i) 責任あるギャンbling周知週間（Responsible Gambling Awareness Week）<sup>170</sup>

責任あるギャンbling周知週間とは、責任あるギャンbling活動の早期介入と意識向上を奨励する年次のイベントである。ウェブサイト上のツールや情報提供を通じて、本人・家族・友人のギャンbling活動をチェックするよう呼び掛ける普及啓発活動である。2018年は、10月8日から14日の7日間開催した。

---

<sup>170</sup> <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/education-and-awareness/responsible-gambling-awareness-week>

## ⑩ 青少年対策

オーストラリアでは、10代の3-4%がギャンブルに問題を抱えているとされている。学生であっても、スマートフォンを利用すれば、オーストラリア国内だけでなく海外のオンライン・ギャンブルサイトやギャンブル製品をいつでも利用できる状況にあり、兆候もなく多額の負債を抱えるリスクさえある。連邦政府は、子供向けの全般的なヘルプラインとして、キッズ・ヘルプ・ライン（Kids Help Line、92ページ参照）を提供している。一方、州政府は、青少年の心の準備を積極的に支援することでさらなる状況の深刻化を防止するため、カジノ施設内だけでなくカジノ施設の外における青少年対策にも積極的に取り組んでいる<sup>171</sup>。

### 1) 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州の青少年対策は、カジノ管理法第6章未成年者（Minors）において規定している。

#### i) カジノ管理法

ニューサウスウェールズ州では、18歳未満の未成年者はいかなる理由があってもカジノ施設への入場または滞在をしてはならない（カジノ管理法第93条）。

また、カジノ事業者は、未成年者と疑われる者がカジノ施設への入場を試みていることを知った場合、当該人物の入場を拒否しなければならず、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理法第95条第1項）。カジノ事業者の実効性を担保するため、カジノ事業者等に対して、未成年者と疑われる場合に年齢・氏名・住所を含む身分証明書の提示を要求できる権利を付与しており、身分証明書の提示を要求された者は要求に応じなければならず、応じない場合には罰金が科される（カジノ管理法第96条第1項、第2項）。

さらに、カジノ事業者は、営業時間中、18歳未満の入場を禁止している旨を常に掲示しなければならない（カジノ管理法第98条第1項）。

図 4-7 未成年者の入場を禁止に関する掲示



（出典：L&G NSW、『RCG Student Course Notes』を基にあずさ監査法人作成）

<sup>171</sup> <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/support-someone/classroom-resources/>

## 2) 州政府の取組

州政府は、青少年対策として主に、i) Gambling Help のウェブサイトにおいて青少年・教師・保護者向けの教材・情報提供、ii) 教育目的ウェブサイトの開発のための資金供与、及び iii) 学校教育向け教材の開発等を通じた予防対策を実施している。

### i) Gambling Help のウェブサイトにおいて、青少年・教師・保護者向けの教材・情報提供

Gambling Help のウェブサイトにおいて、以下のような青少年・教師・保護者向けの教材・情報等を掲載しており、無料でダウンロードが可能である<sup>172</sup>。

**表 4-14 Gambling Help サービスの提供する青少年・教師・保護者向け教材・情報等の概要**

出版物	概要
青少年向けポスター	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 標語：「One more punt and I'll be rolling in it」</li><li>・ 「None of my friends have a gambling problem」</li></ul>
青少年向けパンフレット	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「ギャンブル問題を抱える生徒を見つけることができる（Think you can spot a student with a gambling problem）」</li></ul>
青少年向けビデオ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 未成年のギャンブル、ギャンブルの若者への影響、青少年の考えるギャンブルの魅力と驚異等をテーマとしたシリーズ全 11 話</li></ul>
保護者向けガイド <sup>173</sup>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 青少年にギャンブルについて話すためのガイド（Talking to teens about gambling: A guide for parents and carers）</li></ul>

（出典：Gambling Help のウェブサイトを基にあずさ監査法人作成）

### ii) 教育目的ウェブサイトの開発のための資金提供<sup>174</sup>

ニューサウスウェールズ州では、州政府の RGF を通じた資金提供により、コミュニティにおける問題あるギャンブリングの意識向上を目的として、青少年向けの教育ウェブサイトである「ギャンブル：リスクの計算（Gambling: Calculating the Risk）」を開発している。

当該ウェブサイトは現代美術館のパワーハウス・ミュージアム（Powerhouse Museum）のスタッフ、州の教師及びマククォーリー（Macquarie）大学が協力して調査し、パワーハウス・ミュージアム等が開発しており、ロト（Lotto）、インスタント・スクラッチ、ルーレット、ポーカー機器の数学的理論を学習することができる。

<sup>172</sup> <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/support-someone/classroom-resources/>

<sup>173</sup> [https://gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/teens\\_gambling\\_parents-guide\\_LR.pdf](https://gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/teens_gambling_parents-guide_LR.pdf)

<sup>174</sup> <http://archive.maas.museum/gambling/>

iii) 学校教育向けの教材の作成・開発

ニューサウスウェールズ州では、州政府が、RGFの資金により、以下の教材を作成・開発している。

表 4-15 州政府による学校教育向け教材の概要

タイトル	発行年	発行機関	概要
「問題あるギャンブルのガイド：子供及び若者 (A Guide to Problem Gambling: Children and Young People) 」 <sup>175</sup>	2008年	OLGR (現在のL&G NSW)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的：学校及びTAFEのカウンセリングスタッフへの情報提供・支援</li> <li>ヴィクトリア州政府が2007年に開発した「問題あるギャンブル：ヴィクトリア州の学校向けガイド (Problem Gambling: A Guide for Victorian Schools) 」をニューサウスウェールズ州向けに再発行</li> <li>問題あるギャンブルが家族へ与える影響、保護者等へのアドバイス、カウンセラーへの影響、及び支援先情報等を記載</li> </ul>
「責任あるギャンブル (Responsible Gambling) 」 <sup>176</sup>	2015年	教育・コミュニティー省 (現在の教育省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的：州のクロスロードカリキュラムプログラム (Crossroads Curriculum Program) <sup>177</sup>と連携し、多様な状況下での責任ある行動を学ぶこと</li> <li>ニューサウスウェールズ州のYears11-12 (16-18歳) の生徒は学習が義務付けられている</li> </ul>

(出典：ウェブサイトを基にあずさ監査法人作成)

3) カジノ事業者の取組

カジノ事業者は、1)に記載のカジノ管理法の遵守の他、カジノ事業者独自の取組として、責任あるギャンブル規範 (Responsible Gambling Code) に基づき、18歳以上の者のみがゲーミング・エリアへのアクセスが許可されるよう、身元確認プロセスを設定している (責任あるギャンブル規範 4.3)。

また、従業員は、同伴者のいない子供をカジノ施設内 (カジノ施設の公共スペースや駐車場を含む)

<sup>175</sup> <https://www.austgamingcouncil.org.au/system/files/GamblingEducation/A-Guide-to-Problem-Gambling-Children-and-Young-People-Booklet.pdf>

<sup>176</sup> [https://cpb-ap-se2.wpmucdn.com/learning.schools.nsw.edu.au/dist/c/2/files/2014/11/final\\_gambling-1dhy2kv.pdf](https://cpb-ap-se2.wpmucdn.com/learning.schools.nsw.edu.au/dist/c/2/files/2014/11/final_gambling-1dhy2kv.pdf)

<sup>177</sup> クロスロードカリキュラムプログラム (Crossroads Curriculum Program) とは、州内の Years 11 と 12 の生徒に対する必須プログラムで、人生において重大な変化や問題に直面した際に健康・安全・幸福の問題に取り組むための支援を目的としている。  
(<http://www.learning.schools.nsw.edu.au/crossroads/>)

で発見した場合、以下のいずれかの手続きをとらなければならない（責任あるギャンブリング規範 4.4）。

- ・ 子供の安全を確保するための措置
- ・ 子供が親または保護者の元に戻れるための措置をとる
- ・ 親または保護者をカジノ施設から退去するように指示する

⑩ 実態調査<sup>178</sup>

オーストラリアでは、連邦政府の要請に基づき、諮問機関の生産性委員会（Productivity Commission）<sup>179</sup>がこれまでギャンブル産業に係る一般調査（Public Inquiry）を2回実施している。1999年の初回調査時は、ギャンブルがオーストラリア全土の社会・経済に与える影響を体系的に調査するにあたり州政府によるデータでは分析上不十分であった等の理由から、生産性委員会が独自にギャンブル依存症率を含むナショナル・ギャンブル調査を実施した。しかし、2010年の第2回目の一般調査においては、ほとんど全ての州においてカナダ問題あるギャンブリング指標（Canadian Problem Gambling Index：CPGI）を利用したギャンブル依存症率調査等のギャンブル行動・影響に関する調査が実施されていたことから、全国的な調査は実施されなかった<sup>180</sup>。

ニューサウスウェールズ州では、生産性委員会による調査とは別に、OLGR（現、L&G NSW）がギャンブルの参加率及び問題あるギャンブリングが疑われる者の割合についての調査を定期的実施しており、最新の調査はOLGRが2011年にオギルビー・イルミネーション（Ogilby Illumination）に委託し実施した。調査の概要は以下のとおりである。

表 4-16 OLGRによるギャンブル依存症率等に係る調査の概要

項目	概要
調査目的	<p>主たる目的は、州内のギャンブル及び問題あるギャンブリングが疑われる者の割合を見積り、問題あるギャンブリングの特性とリスクを抱えている層を把握し、ギャンブル関連の政策及び法規等に反映することである。具体的な目的は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州内のギャンブル参加率を推定し、前回の調査（2006年）結果と比較</li> <li>・ ギャンブル活動の社会人口学的（Sociodemographic）特徴を調査</li> <li>・ 問題あるギャンブリングが疑われる者の割合を推定し、前回の調査結果と比較</li> <li>・ 問題あるギャンブリングの社会人口学的特徴を調査</li> <li>・ 問題あるギャンブリングに関連する行動や信念の詳細の調査</li> <li>・ 問題あるギャンブラーの支援模索行動の調査</li> <li>・ ギャンブラーとノン・ギャンブラーのギャンブル行動と信念の評価</li> </ul>
調査期間	2011年9月-11月
調査手法	コンピューターを利用した電話インタビュー調査 (Computer-Assisted Telephone Interviews: CATI)
調査対象者	ニューサウスウェールズ州の成人住民：10,000名

<sup>178</sup> Kerry Sproston, Nerilee Hing & Chrissy Palankay, "Prevalence of Gambling and Problem Gambling in New South Wales", 2012年4月, p. i-iv, 1-3, 12, 21, 41, 83-86

<sup>179</sup> 生産性委員会（Productivity Commission）は、財務省内に位置する連邦政府の諮問機関として、独立したアドバイス及び情報の提供によるアイデアや分析の伝達に貢献している。主な役割は、連邦政府の要請に基づきオーストラリアの経済成果及び地域社会の福祉に関する重要な政策または規制上の問題についての一般調査の実施、年次報告書の作成、業績モニタリング等である。

<sup>180</sup> Productivity Commission, "Productivity Commission Inquiry Report-Gambling", Volume1, 2010年2月, p.1.1-1.2

利用指標

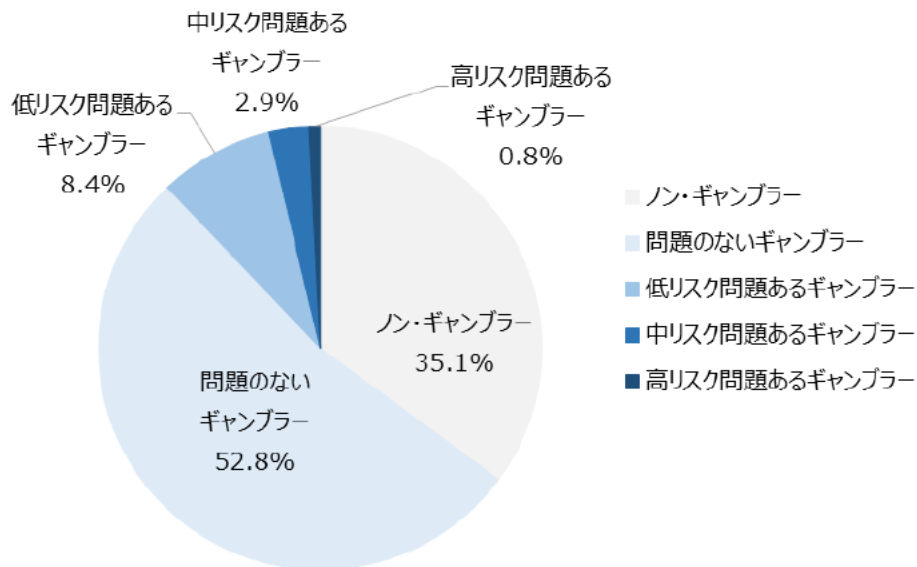
カナダ問題あるギャンリング指標（Canadian Problem Gambling Index : CPGI）の問題あるギャンリング重症度指標（Problem Gambling Severity Index : PGSI）

（Ogilby Illumination、『Prevalence of Gambling and Problem Gambling in New South Wales』を基にあずさ監査法人作成）

調査の結果、ニューサウスウェールズ州のギャンブル参加率は、前回の調査時から減少し、過去 12 か月以内にギャンブルを最低 1 回実施した州民は 65%であった。また、ニューサウスウェールズ州民に人気のギャンブル活動は、宝くじ（参加率全体の 41%）、インスタント・スクラッチ（同 28%）、及びポーカーズ（ゲーミング機器）（同 27%）である。年齢層別の過去のギャンブル参加率は、最も若年層の 18-24 歳の年齢層が最も高く 71%であり、年齢の増加とともに減少傾向にあった。

問題あるギャンリングが疑われる者の割合<sup>181</sup>は、ニューサウスウェールズ州の成人住民の 3.7%と推定された。

図 4-8 ニューサウスウェールズ州の問題あるギャンリングが疑われる者の割合



（Ogilby Illumination、『Prevalence of Gambling and Problem Gambling in New South Wales』を基にあずさ監査法人作成）

ニューサウスウェールズ州民の内、問題あるギャンリングのリスクを抱えているギャンブラーの傾向や特徴は、以下のとおりである。

- ・ 男性
- ・ 若年層

<sup>181</sup> 問題あるギャンリングが疑われる者の割合は、高リスク問題あるギャンブラーと中リスク問題あるギャンブラーの合計で算出される。



- ・ 独身・離婚・死別
- ・ 低い教育水準
- ・ 非雇用
- ・ 特定のギャンブル活動（例えば、ポーカーズ・競馬・スポーツイベント等）における定期的なギャンブラー

## 5. マカオ

### (1) IR・カジノの概況

#### 1) マカオのカジノ市場

マカオでは、1847年にポルトガル政府によりカジノが合法化された。それ以来19世紀後半にかけてマカオのゲーミング産業は活況を呈し、マカオは「東洋のラスベガス」と呼ばれるようになった。現行法においては、1996年に制定されたIllegal Gaming Law (Law No.8/96/M) (第8/96/M号法律 不法賭博) ではマカオでは原則としてギャンブルは禁止されているが、法律で認められた場合に限りギャンブルを行うことが認められている。2006年にマカオにおけるカジノ総売上 (Gross Gaming Revenue<sup>182</sup>、以下「GGR」とする。) はラスベガスを越え、それ以降、世界第1位を維持しており、2013年にはマカオのGGRは過去最高を記録した。

マカオのカジノ市場の特徴としては、顧客の大半が中国本土からの来訪客であることと、GGRに占めるVIPの割合が大きいことが挙げられる。2017年のマカオ訪問客総数は約3,261万人であったが、うち90%以上が中国本土、香港、台湾からの来訪者である<sup>183</sup>。そのため、中国における政策動向や法規制の影響を大きく受けやすい。2014年には、習近平政権が反腐敗キャンペーンの一環として、中国本土からの富裕層によるマカオ来訪を著しく抑制する政策がとられた。その結果、マカオのカジノ市場は大きな影響を受け、一時的にVIP市場は激減し、マカオ全体のGGRは2015年に大きく減少した。しかし、2015年以降は回復基調にあり、2016年及び2017年はいずれも前年を上回る成長をしている。

#### 2) カジノ事業者の動向

1999年の中国返還前までのマカオのゲーミング産業は、Sociedade de Turismo e Diversores de Macau (以下、「STDM」とする。) の独占体制であった。しかし、治安の悪化による観光客数の減少やアジア各地のゲーミング産業の台頭で競争が激化してきたことを背景に、マカオではゲーミング産業の自由化が議論され、第10/86/M号法律 (Law No.10/86/M)<sup>184</sup>では「コンセッションは最大で3つに限定される」と定められた。2000年7月には、「マカオゲーミング委員会 (Macao Gaming Committee)」が発足し、ゲーミング産業自由化に向けてゲーミングに関する法的問題、行政政策等の調査がなされた。その後、2001年にはカジノ事業者選定に関する法律 (Law No.16/2001) が制定され、同年11月に事業者選定が開始された。事業者選定の結果、カジノ・ライセンスはSTDMの後継会社であるSJM (SJM Holdings Limited、以下「SJM」とする。) 、ギャラクシー・エンターテインメント・グループ (Galaxy Entertainment Group Limited、以下「ギャラクシー」とする。) 、ウイン・マカオ (Wynn Macau, Limited、以下「ウイン」とする。) の3社に落札され、

<sup>182</sup> GGRは、①賭け金総額 (ただし、与信に基づくものは入金があった時点で収入に計上) + ②顧客同士のゲームからの収入 - ③顧客への払戻金という計算式により算出される。

<sup>183</sup> Statistical Information System of Macao ([https://www.dsec.gov.mo/home\\_enu.aspx](https://www.dsec.gov.mo/home_enu.aspx))

<sup>184</sup> [https://bo.io.gov.mo/bo/i/86/38/lei10\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/86/38/lei10_cn.asp)

サブライセンス<sup>185</sup>を含めてサンズ・チャイナ（Sands China Ltd.、以下「サンズ」とする。）、MGM・チャイナ（MGM China Holdings Limited、以下「MGM」とする。）、メルコリゾート&エンターテインメント（Melco Resorts & Entertainment Limited、以下「メルコ」とする。）の6社体制となった。

現在マカオでは、マカオ半島地区とコタイ地区あわせて38か所のカジノ施設がある<sup>186</sup>。以下は、マカオ内のカジノ事業者一覧と代表カジノ施設である。

表 5-1 マカオの代表カジノ施設一覧

カジノ企業	系列	代表カジノ施設名
SJM	マカオ系	Grand Lisboa
ギャラクシー	香港系	Galaxy Macau
ウイン	米国系	Wynn Palace
サンズ	米国系	The Venetian Macau
MGM	米国系	MGM Macau
メルコ	香港系	City of Dreams

（出典：あずさ監査法人作成）

表 5-2 SJM の代表カジノ施設概要（Grand Lisboa）

施設名称	Grand Lisboa	
開業時期	2007年2月開業	
施設場所	マカオ半島地区	
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル客室数：430室</li> <li>その他：F&amp;B、プール、スパ、会議施設</li> </ul>	

（出典：ホームページより抜粋）

<sup>185</sup> MGM、サンズ、メルコが有しているのはサブライセンスであり、MGMはSJMより、サンズはギャラクシーより、メルコはウインよりそれぞれ取得している。

<sup>186</sup> Gaming Inspection and Coordination Bureau「Casino Location Map」  
<http://www.dicj.gov.mo/web/en/information/map-04/map.html>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓮の花をイメージした独特のデザイン</li> </ul>
<b>カジノ施設特徴</b> <b>(2017年12月</b> <b>月末時点)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲーミング：スロット約 800 台、テーブル約 400 台</li> <li>営業時間：24 時間</li> </ul>

(出典：SJM ウェブサイト<sup>187</sup>を基にあずさ監査法人作成)

**表 5-3 ギャラクシーの代表カジノ施設概要 (Galaxy Macau)**

<b>施設名称</b>	Galaxy Macau	
<b>開業時期</b>	2011 年 5 月開業	
<b>施設場所</b>	コタイ地区	
<b>施設特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル客室数：3,600 室 (ホテルオークラ、リッツカールトン、ギャラクシー・ホテル等 6 つのホテルブランド)</li> <li>その他：F&amp;B、プール、スパ、会議施設</li> </ul>	(出典：ホームページより抜粋)
<b>カジノ施設特徴</b> <b>(2017年12月</b> <b>月末時点)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノフロア：70,000 m<sup>2</sup> (VIP エリアあり)</li> <li>ゲーミング：スロット 4,000 台、テーブル 2,500 台</li> <li>営業時間：24 時間</li> </ul>	


(出典：ギャラクシーウェブサイト<sup>188</sup>、「Annual Report 2017」を基にあずさ監査法人作成)

**表 5-4 ウィンの代表カジノ施設概要 (Wynn Palace)**

<b>施設名称</b>	Wynn Palace	
<b>開業時期</b>	2016 年 8 月開業	

<sup>187</sup> SJM ウェブサイト (<http://www.sjmholdings.com/en>)

<sup>188</sup> ギャラクシーウェブサイト (<https://www.galaxyentertainment.com/en>)

施設場所	コタイ地区	 <p>(出典：ホームページより抜粋)</p>
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル客室数：1,700 室</li> <li>・ 多目的会議場：1,200 席</li> <li>・ その他：F&amp;B、プール、スパ、ケーブルカー、会議施設等</li> </ul>	
カジノ施設特徴 (2017年12月末日時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノフロア：39,019 m<sup>2</sup> (VIP エリアあり)</li> <li>・ 営業時間：24 時間</li> </ul>	

(出典：ウインウェブサイト<sup>189</sup>、「Annual Report 2017」を基にあずさ監査法人作成)

表 5-5 サンズの代表カジノ施設概要 (The Venetian Macau)

施設名称	The Venetian Macau	 <p>(出典：ホームページより抜粋)</p>
開業時期	2007年8月開業	
施設場所	コタイ地区	
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル客室数：約 3,000 室 (The Venetian)</li> <li>・ アリーナ：15,000 席</li> <li>・ その他：F&amp;B、プール、スパ、会議施設、マリーナ</li> <li>・ 水の都ヴェネツィアを感じられる空間を演出</li> </ul>	
カジノ施設特徴 (2017年12月末日時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノフロア：35,000 m<sup>2</sup> (VIP エリアあり)</li> <li>・ゲーミング：スロット 1,485 台、テーブル 570 台</li> <li>・ 営業時間：24 時間</li> </ul>	

(出典：サンズウェブサイト<sup>190</sup>、「Annual Report 2017」を基にあずさ監査法人作成)

<sup>189</sup> ウインウェブサイト (<https://www.wynnpalace.com/en>)

<sup>190</sup> サンズウェブサイト (<https://www.sandschina.com/>)

表 5-6MGM の代表カジノ施設概要 (MGM Macau)

施設名称	MGM Macau	 <p>(出典：ホームページより抜粋)</p>
開業時期	2007年12月開業	
施設場所	マカオ半島地区	
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル客室数：582 室</li> <li>・ 多目的劇場：660 席</li> <li>・ その他：F&amp;B、プール、スパ、会議施設</li> <li>・ ゴールド・シルバー・ブロンズの3色に輝く曲線の外観が印象的</li> </ul>	
カジノ施設特徴 (2017年12月末時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノフロア：25,000 m<sup>2</sup> (VIP エリアあり)</li> <li>・ ゲーミング：スロット 1,060 台、テーブル 416 台</li> <li>・ 営業時間：24 時間</li> </ul>	

(出典：MGM ウェブサイト<sup>191</sup>、「Annual Report2017」を基にあずさ監査法人作成)

表 5-7 メルコの代表カジノ施設概要 (City of Dreams)

施設名称	City of Dreams	 <p>(出典：ホームページより抜粋)</p>
開業時期	2009年6月開業	
施設場所	コタイ地区	
施設特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル客室数：約 1,400 室 (Grand Hyatt, Crown Towers, Count Down 等)</li> <li>・ 多目的展示場：1,600 席</li> <li>・ その他：F&amp;B、プール、スパ、会議施設</li> <li>・ ザハ・ハディッド氏によりデザインされたモーフィアスが 2018 年開業</li> </ul>	

<sup>191</sup> MGM ウェブサイト (<http://en.mgmchinaholdings.com/>)

<b>カジノ施設特徴</b> <b>(2017年12</b> <b>月末時点)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノフロア：42,000㎡（VIPエリアあり）</li> <li>・ ゲーミング：スロット1,300台、テーブル445台</li> <li>・ 営業時間：24時間</li> </ul>
---	--

（出典：メルコウェブサイト<sup>192</sup>、「Annual Report 2017」を基にあずさ監査法人作成）

---

<sup>192</sup> メルコウェブサイト (<https://www.melco-resorts.com/en/home.html>)



図 5-1 マカオ半島地区の代表カジノ施設所在地



(出典：Google Map によりあずさ監査法人作成)

図 5-2 コタイ地区の代表カジノ施設所在地



(出典：Google Map によりあずさ監査法人作成)

(2) 責任あるギャンリング対策

① 責任あるギャンリング対策関連法令

マカオのカジノを規制することを目的とした主な法規は、以下のとおりである。

表 5-8 マカオのカジノを規制する主な法規等

規制レベル	名称	概要
法律	Illegal Gaming Law (Law No. 8/96/M) (第 8/96/M 號法律 不法賭博)	違法にギャンブルを行うことの禁止について規定している。
	Macau Gaming Law (Law No. 16/2001) (第 16/2001 號法律 娛樂場幸運博彩經營法律制度)	カジノゲームの種類や参入できる事業者の条件、カジノ税等について規定している。
	Advertising Activities (Law No.7/89/M) (第 7/89/M 號法律 廣告活動)	カジノを含めた広告活動全般について規定している。
	Gaming Credit Law (Law No. 5/2004)	カジノ事業者のクレジット業務等について規定している。
	第 2/2006 號法律 預防及遏止清洗黑錢犯罪	マネー・ロンダリング犯罪の防止と抑制について規定している。
	Gaming Participation Law (Law No.10/2012) (澳門特別行政區第 10/2012 號法律 規範進入娛樂場和在場內工作及博彩的條件)	カジノ施設への入場制限プログラムに関して規定している。
指示	Measures for the Implementation of Responsible Gambling (Instruction No.2/2012 ) <sup>193</sup>	カジノ事業者が責任あるギャンリングに関して実施しなければならない項目について規定している。

(出典：あずさ監査法人作成)

<sup>193</sup> DICJ の組織と運営を規定する行政規則第 34/2003 号第 4 条第 3 項において、DICJ が法の遵守のために指示 (Instruction) を作成すべきことが規定されており、その規定に従って作成・公表されているのがこの指示 (instruction) である。

マカオでは、「Illegal Gaming Law (Law No.8/96/M) (第 8/96/M 號法律 不法賭博)<sup>194</sup>」において、違法なギャンブルや許可を受けずにギャンブルを行った際の罰則について規定している。

また、カジノの入場制限を定める法律は Gaming Participation Law (Law No.10/2012)<sup>195</sup>であり、この法律により、2012 年にカジノ入場の年齢制限が 18 歳から 21 歳へと引き上げられた。入場制限が 18 歳から 21 歳に引き上げられた理由は、若年層が早い時期からギャンブルの環境にさらされ悪影響を被ることを防ぎ、また地域社会の利益を守るためである<sup>196</sup>。

また、2018 年には、カジノ従業員のギャンブル依存症リスクを最小化するため、カジノ従業員の入場に関して現行法が改正され、カジノ従業員が勤務時間外に全てのカジノフロアへ入場することが禁止される法案が成立した<sup>197</sup>。この改正法は公布から 1 年後の 2019 年から施行される。

事業者による責任あるギャンブリング対策としては、Measures for the Implementation of Responsible Gambling (Instruction No.2/2012) においてその内容が詳細に定められている。この Instruction は、ギャンブル依存症のリスクを減らすことを目的とし、責任あるギャンブリングに関して事業者が実施すべき最低限の義務・規則・手続について定めている。

Advertising Activities (Law No.7/89/M) (第 7/89/M 號法律 廣告活動)<sup>198</sup>ではカジノを含めた広告活動全般について規定されているが、この法律により、マカオでは出版物、バス、掲示板等を含め、ギャンブルに関する広告は禁止されている。そのため事業者はエンターテインメント活動の広告を行うことは許されているが、間接的にもギャンブルを促進する広告は禁止されている。

---

<sup>194</sup> [https://bo.io.gov.mo/bo/i/96/30/lei08\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/96/30/lei08_cn.asp)

<sup>195</sup> [https://bo.io.gov.mo/bo/i/2012/35/lei10\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/2012/35/lei10_cn.asp)

<sup>196</sup> Davis Fong, Bernadete Ozorio, Ruby Chen Institute for the Study of Commercial Gaming, University of Macau “Responsible Gambling” Policies and Promotional Work: Retrospective and Outlook”, p4

<sup>197</sup> Macau Daily Times ‘All casino employees to be banned from casinos while off-duty’ (<https://macaudailytimes.com.mo/all-casino-employees-to-be-banned-from-casinos-while-off-duty.html>)

<sup>198</sup> [https://bo.io.gov.mo/bo/i/89/36/lei07\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/89/36/lei07_cn.asp)

② 責任あるギャンブリング対策に関する関係主体

マカオにおける責任あるギャンブリング対策に関連する主な関係主体は、以下のとおりである。

表 5-9 マカオの責任あるギャンブリング対策に関連する主な関係主体

組織名称	概要
澳門特別行政區政府博彩監察協調局 (Gaming Inspection and Co-ordination Bureau : DICJ)	マカオのゲーミングに関する規制当局である。ゲーミングの監督・監視やライセンスの発行等を行っている。
澳門特別行政區政府 社會工作局 (Social Welfare Bureau : SWB)	家族・コミュニティー・子ども・若者・高齢者への社会サービスの提供、薬物依存・ギャンブル依存の予防・治療等を行う行政機関。
志毅軒 (The Resilience Centre)	SWB によって設立された組織であり、ギャンブルに関するカウンセリング、予防的教育等を実施する行政機関。
澳門大学博彩研究所 (The Institute for the Study of Commercial Gaming, University of Macau : ISCG)	ゲーミングに関する研究、カジノマネジメント・ゲーミングマネジメントに関する学位の授与を行う研究機関。
各カジノ事業者	DICJ の指示に基づき、責任あるギャンブリング対策を行うとともに、事業者として自主的に責任あるギャンブリングの取り組みを行っている。

(出典：あずさ監査法人作成)

1) 澳門特別行政區政府博彩監察協調局 (Gaming Inspection and Co-ordination Bureau : DICJ) <sup>199</sup>

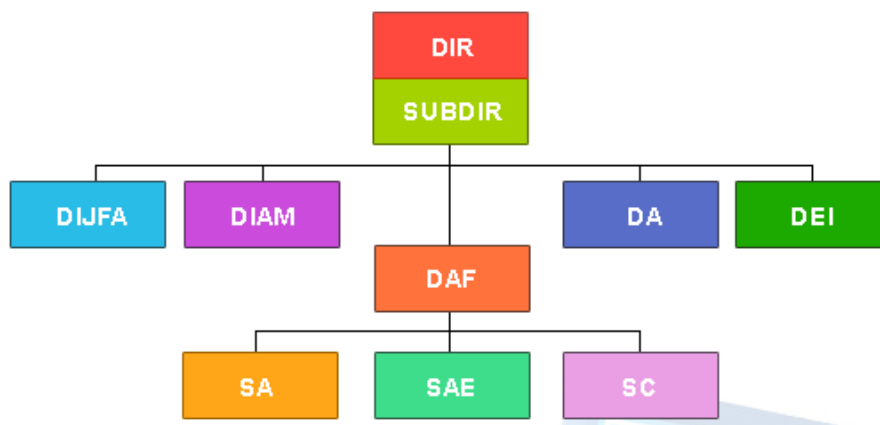
i) 組織の概要

澳門特別行政區政府博彩監察協調局 (Gaming Inspection and Co-ordination Bureau、以下、「DICJ」とする。) はゲーミングの監督・監視やライセンスの発行等を行うマカオの規制当局である。DICJ の組織構造は図 5-3 に示したように、Director 及び Deputy Director の下にゲーミング検査部 (Inspection of Games of Fortune Department)、場外馬券検査部 (Inspection of Pari-Mutuels Department)、監査部 (Audit Department)、研究調査部 (Research and Investigation Department)、行政財務部 (Administrative and Finance Division) の 5 つの部署があり、行政財務部の下にはさらに管理部門 (Administrative Section)、総合サポート部門 (General Support Section)、会計部門 (Accounting Section) の 3 つの部署があ

<sup>199</sup> Gaming Inspection and Coordination Bureau (<http://www.dicj.gov.mo/web/en/frontpage/index.html>)

る。このうち、カジノ事業者に関する規制を行っているのはゲーミング検査部（Inspection of Games of Fortune Department）である<sup>200</sup>。

図 5-3 DICJ 組織図



（出典：DICJ ウェブサイトより抜粋）

DIR: Director

SUBDIR: Deputy Director

DIJFA: Inspection of Games of Fortune Department

DIAM: Inspection of Pari-Mutuels Department

DA: Audit Department

DEI: Research and Investigation Department

DAF: Administrative and Finance Division

SA: Administrative Section

SAE: General Support Section

SC: Accounting Section

<sup>200</sup> Gaming Inspection and Coordination Bureau「Organization」  
(<http://www.dicj.gov.mo/web/en/organization/index.html>)

## ii) 活動状況

DICJ の実施している業務として、以下の 11 項目が公表されている<sup>201</sup>。

- ア. カジノゲーム、場外馬券、その他のゲーミングの運営のための経済政策の立案、調整、及びその遂行を担うこと。
- イ. カジノ事業者の活動、特に法的、契約上の義務の遵守を調査、監督、監視すること。
- ウ. カジノ事業者やその他の関係者の適格性及び財務能力を調査、監督及び監視すること。
- エ. カジノゲームの運営のための場所の認可等において政府と協力すること。
- オ. カジノ事業者のカジノ運営に使用されるすべてのゲーミング機器を認可すること。
- カ. カジノゲームのジャンケットプロモーターのライセンスを発行すること。
- キ. 法律、契約上の義務の履行及び該当する法律に定めるその他の責任について、ジャンケットプロモーターの活動やプロモーションを調査、監督、監視すること。
- ク. ジャンケットプロモーターの取引先や従業員の適格性を検査、監督及び監視すること。
- ケ. 適切な実質的かつ手続上の法律に従って行政違反を調査し、罰すること。
- コ. カジノ事業者が政府・公共との関係を確実にすることは規制を遵守することであり、またマカオ政府の利益につながる。
- サ. チーフエグゼクティブの命令または法的規定に従って、上記に掲げられている項目以外にも必要な取り組みを実施すること。

## 2) 澳門特別行政區政府 社會工作局 (Social Welfare Bureau : SWB)<sup>202</sup>

### i) 組織の概要

澳門特別行政區政府 社會工作局 (Social Welfare Bureau、以下、「SWB」とする。) は、マカオで社会福祉行政を担う行政機関である。そのうち、ギャンブル問題を扱うのがギャンブル・ドラッグ予防対策部 (The Department of Prevention and Treatment of Problem Gambling and Drug Dependence) の問題あるギャンブル予防対策課 (Problem Gambling Prevention and Treatment Division) である。

### ii) 活動状況

SWB は、責任あるギャンプリング活動を行うコミュニティ組織<sup>203</sup>の補助金助成やコミュニティ組織と協働して行うキャンペーン活動も行っている。SWB とともに責任あるギャンプリングに関して協力して活動をしているコミュニティ組織は以下のとおりである<sup>204</sup>。

<sup>201</sup> Gaming Inspection and Coordination Bureau「Introduction to DICJ」

(<http://www.dicj.gov.mo/web/en/introduction/index.html>)

<sup>202</sup> Social Welfare Bureau (<http://www.ias.gov.mo/en/home>)

<sup>203</sup> マカオ市内の NGO (非政府組織) や社会福祉協議会を指す。

<sup>204</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling Promotions 2016”, August 2017, p49-53 なお、本レポートは SWB, DICJ 及び ISCG によって構成されている The Responsible Gambling



表 5-10 SWB と協力して活動を行う主なコミュニティー組織

団体種類	団体名
カウンセリングサービス提供団体	S.K.H. Gambling Counseling and Family Wellness Centre
	Yat On Responsible Gambling Counselling Centre
	Macau Industrial Evangelistic Fellowship
	Macau Gaming Industry Employees Home
	Fountain of Love and Joy Integrated Family Service Centre
	Taipa Family and Education and Support Centre
	Macao Catholic Family Advisory Council
ギャンブル依存症予防活動団体	Youth Men's Association of Macau
	Macao New Chinese Youth Association
	Bosco Youth Service Network
	Integrated Service Centre
	The Youth Volunteers Association of Macau
	Macau Responsible Gaming Association
	Centre of Service Provider of the Association for the Promotion Development of Macao
	Federação das Associações dos Operários de Macau
	Associação de Juventude Voluntária de Macau

(出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』を基にあずさ監査法人作成)

### 3) 志毅軒 (The Resilience Centre) <sup>205</sup>

#### i) 組織の概要

志毅軒 (The Resilience Centre、以下、「レジリエンスセンター」とする。) は 2005 年に SWB に よって設立されたギャンブル問題を専門的に扱うカウンセリング機関である。同センターの行うサービスと概 要は以下のとおりである <sup>206</sup>。

表 5-11 レジリエンスセンターによるサービス概要

	サービス名	概要
1	対面式カウンセリング	ギャンブル問題を抱える人が行動・感情をコントロールしたり、家族との関係を改善したり、健康的なライフスタイルを再構築したりするため

Organising Committee によって発行されているものであり、政府による責任あるギャンプリングに関する政策方針やその取組状況につ いて年次報告を行うものである。

<sup>205</sup> The Resilience Centre (<http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/en/>)

<sup>206</sup> The Resilience Centre 'Service Introduction' (<http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/en/index.jsp>)



	サービス名	概要
		に、ギャンブル依存症のレベルを評価する。
2	電話カウンセリング	ギャンブル問題カウンセリングホットラインを通じて市民にカウンセリングサービスを提供する。
3	ファイナンシャルカウンセリング	財政的アドバイスを必要とする人に対し予約制でカウンセリングサービスを提供する。
4	コミュニティでのプロモーション活動	ギャンブル依存症によって引き起こされる問題と助けを得る方法の認知度を上げるため、ポスター、パンフレット、モバイルアプリケーション、TV 広告等さまざまな種類のメディアを使用して啓発する。
5	コミュニティでの教育	個人の財産管理とギャンブル依存症の防止に関する教育や活動を行う。
6	特別プロジェクトの実施	ターゲットグループごとにデザインされた「スマートファイナンシャルプロモーションプラン」、「スマートティーンプラン」、「レインボーライフ・ゲーミング産業従業員サービスプログラム」というギャンブル依存症問題予防プランに対する助成を行う。
7	責任あるギャンプリングに関するプロモーション	他のステークホルダーと協力して、責任あるギャンプリングの意識を高める活動を行う。また、責任あるギャンプリングの情報を提供するために、カジノやカウンセリングセンターに配置される「責任あるギャンプリング・キオスク」を開発している。
8	専門家育成	2014 年以降、ISCG、Macao Polytechnic Institute、DICJ と協力して、「ギャンブルカウンセリングの専門資格認定トレーニングコース」を実施しているほか、ソーシャルワーカーやカウンセラーのための研修コースも実施している。

(出典：レジリエンスセンターウェブサイトを基にあずさ監査法人作成)

## ii) 活動状況

レジリエンスセンターが責任あるギャンプリングに関する特別プロジェクトとして行う内容は以下のとおりである。

### ア. スマートファイナンシャルプロモーションプラン (Smart Financial Promotion Plan)

このプランの内容は「青少年対策」(159 ページを参照)において記載。

### イ. スマートティーンプラン (Smart Teen Plan)

このプランの内容は「青少年対策」(159 ページを参照)において記載

### ウ. 「レインボーライフ」ゲーミング産業従業員サービスプログラム ('Rainbow Life' Gaming

Industry Employees Service Programme) <sup>207</sup>

「レインボーライフ」ゲーミング産業従業員サービスプログラムは、SWB の資金によって Youth Volunteers Association of Macao が立ち上げたゲーミング産業の従業員とその家族をターゲットとしたプログラムである。このプログラムの目的は、

- ①ゲーミング産業の従業員の仕事と生活のストレスを開放すること
  - ②ゲーミング産業の従業員の能力を向上させること
  - ③ゲーミング産業の従業員とその家族の関係を調和のとれたものにする
  - ④ゲーミング産業の従業員がボランティア活動に参加することによって地域への帰属意識を高めると
- である。

2016 年までの時点で、13,738 人のゲーミング産業の従業員の参加があった。2016 年に行われた活動は 66 回であり、参加者は 9,714 人であった。

#### 4) 澳門大学博彩研究所 (The Institute for the Study of Commercial Gaming, University of Macau : ISCG) <sup>208</sup>

##### i) 組織の概要

澳門大学博彩研究所 (The Institute for the Study of Commercial Gaming, University of Macau、以下、「ISCG」とする。) は、カジノマネジメント及びゲーミングマネジメントに関する学位の授与を行うとともに、カジノ従業員向けの研修を行っている <sup>209</sup>。

ISCG 内に責任あるギャンブリングについて恒久的に研究する組織があるわけではないが、ディレクターを務めるデイビス・フォン (Davis Fong) 教授は DICJ、SWB、ISCG、Macao Polytechnic Institute (MPI)、Education and Youth Bureau の 5 つの組織からなる責任あるギャンブリングワーキンググループの一員である。

##### ii) 人員・財源

マカオ大学全体では約 1 万人の学生が在籍しており、うち ISCG に所属する学生は学部全体で 200 名程度である。

ISCG が責任あるギャンブリングに関して加わっているワーキンググループには、固定的な予算や人員は定められておらず、プロジェクトごとに予算や人員が割り当てられる。

---

<sup>207</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.37

<sup>208</sup> The Institute for the Study of Commercial Gaming, University of Macau (<https://www.um.edu.mo/iscg/>)

<sup>209</sup> ISCG ウェブサイト (<https://www.um.edu.mo/iscg/>)

### iii) 活動状況

ISCG がメンバーの一員となっている責任あるギャンblingワーキンググループは、2003 年に設立され、現在人員は 11 名である。毎年 3 つほどのプロジェクトを実施しており、これまでに約 40 のプロジェクトを行ってきた。また、SWB の委託を受け、3 年ごとに一般人に対する電話調査を行い、責任あるギャンblingに関する認知度調査を行っている他、依存症に関する実態調査も実施している。例年の活動としては、責任あるギャンblingに関するアニュアルレポートを公表している<sup>210</sup>。

そうした活動に加え、ISCG は責任あるギャンblingに関する DICJ のガイドライン作成や、責任あるギャンblingワーキンググループによるプロモーション活動においても協力している。

---

<sup>210</sup> アニュアルレポートはレジリエンスセンターウェブサイトに掲載されている。(http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/en/report.jsp)

### ③ 責任あるギャンbling・プログラムの内容

#### 1) マカオでの責任あるギャンblingへの取り組み<sup>211</sup>

マカオでは、図 5-4 の蓮の花の形をした「責任あるギャンblingプロモーション」ロゴの図のように、5つのステークホルダー（①政府、②カジノ事業者、③ギャンbling依存症予防対策のカウンセリング機関、④教育機関とコミュニティ組織、⑤プレイヤーとその家族・友人）が五位一体となって協力して責任あるギャンblingに取り組んでいる。

この蓮の花の図が示すように、5つのステークホルダーが互いに協力しながら健全なゲーミングを築く必要があると考えられている。それぞれのステークホルダーの役割については次のとおりである。1つ目の政府は、責任あるギャンblingを推進するための政策の立案・遂行の役割を担っている。2つ目のカジノ事業者は、政府の責任あるギャンbling政策に則ったカジノ経営を行う役割を担っている。3つ目のギャンbling依存症予防対策のカウンセリング機関は、ギャンbling依存症の予防及びその治療の役割を担っている。また、4つ目の教育機関とコミュニティ組織は、ギャンblingに関する正しい情報や価値観を提供する役割を担っている。そして、5つ目のプレイヤーとその家族・友人は、責任あるギャンblingの意識を持つことが求められている。

図 5-4 「責任あるギャンblingプロモーション」ロゴ



(出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』p.59 より抜粋)

<sup>211</sup> 以下、The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling Promotions 2016”, August 2017, p.59 を元に記載

i) 政府の役割：責任あるギャンブリングの政策の立案と実行<sup>212</sup>

マカオ政府は、SWBとDICJを主要な担当部局として、責任あるギャンブリングの政策の立案と実行を行う。また、以下のような役割を担っている。

- ・ 様々なセクターとの利益や福祉を考慮し、マカオのゲーミング産業を発展させること。また、ゲーミング産業の発展に伴い懸念されるギャンブル依存症を減少させ、責任あるギャンブリング政策を発展させること。
- ・ 責任あるギャンブリングの実行を監督すること
- ・ 政策の評価と学術研究の実行を行うこと
- ・ 責任あるギャンブリングに関する基準とガイドラインを発展させること
- ・ カジノ事業者、コミュニティ組織、そしてプレイヤーに対し、責任あるギャンブリングを実行できるよう支援すること

ii) カジノ事業者の役割：責任あるギャンブリングの運営<sup>213</sup>

ゲーミング産業の健全な発展には、カジノ事業者の社会的責任が必要不可欠であり、責任あるギャンブリングの実行は重要であるとされている。プレイヤーの「十分な情報を得たうえでの決断」には、カジノ事業者が責任あるギャンブリングのコンセプトを提供することが必要であるとされ、以下の点を実行すべきであるとされている。

- ・ 責任あるギャンブリングとギャンブル依存症に関する従業員研修プログラムを立ち上げること
- ・ 顧客に対して正しいギャンブルの情報を提供すること
- ・ 間違った、誤解を与えるようなプロモーション資料を提示しないこと
- ・ 顧客のリクエストがなされた場合、ギャンブルのプロモーションリストから除外すること
- ・ 未成年に対しギャンブルを促す広告を行わないこと
- ・ 未成年がカジノに入場させないこと
- ・ ギャンブルのリスクと責任あるギャンブリングについてのポスターやバナー等をわかりやすい場所に提示すること
- ・ 必要に応じて入場制限プログラムの手続を進めること
- ・ 入場制限された顧客に対しギャンブルのプロモーションを行わないこと
- ・ 入場制限された顧客またはギャンブル依存症者をカジノに入場させないこと

iii) ギャンブル依存症予防対策のカウンセリング機関の役割：ギャンブル依存症の予防と対策<sup>213</sup>

レジリエンスセンターは、ギャンブル依存症と責任あるギャンブリングに関する情報を提供し、ギャンブル依存症の予防と対策に努める役割を担っている。具体的には主に以下の任務を行うこととされている。

---

<sup>212</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.56~58

<sup>213</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.15

- ・ カウンセリングを必要としている人やギャンブル依存症者に対し、その苦しみから解放し、新しいスタートができるようカウンセリングサービスを提供すること
- ・ ギャンブル依存症者の家族に対して、その困難を支援するためにカウンセリングサービスを提供すること
- ・ 責任あるギャンブリングの促進と公表を行うこと

iv) 教育機関とコミュニティー組織の役割：正しい感覚を身につけることの教育と啓発<sup>213</sup>

予防は治療に勝るとの考えから、ギャンブルに対する正しい感覚を身につけるため、日々のコミュニティーでの教育は重要である。また、責任あるギャンブリングの政策を発展させるにあたって、学術機関の役割は大きいと認識されている。

教育機関とコミュニティー組織が行うべき役割は以下のとおりである。

- ・ 青少年にギャンブルに関する正しい感覚を教育すること
- ・ 責任あるギャンブリングの促進を支援すること
- ・ 住民がギャンブルに熱中しすぎないように、さまざまなレクリエーション活動を行うこと
- ・ ギャンブル依存症者に対しレジリエンスセンターの存在を知らせ、カウンセリングを受けることを勧めること

学術研究機関が行うべき役割は以下のとおりである。

- ・ 責任あるギャンブリングの政策の内容、実施状況、効果について定期的に研究し、評価すること
- ・ 研究結果に基づいた戦略的で実施可能な提言を行うこと

v) プレイヤーとその家族・友人の役割：責任あるギャンブリングの行動<sup>213</sup>

責任あるギャンブリングにおいて、プレイヤーは最も重要なステークホルダーであるとされている。政府、カジノ事業者、コミュニティー組織は責任あるギャンブリングの環境を構築しているが、プレイヤー自身による自制がギャンブルの負の影響を減らすためにはより効果的であると考えられている。

その上で、プレイヤーの役割は次のとおりである。

- ・ ゲーミングはエンターテイメントとしてとらえ、投資や稼ぎの手段として使わないこと
- ・ ギャンブルの潜在的リスクを理解し、費やす費用と時間を自ら制限すること
- ・ ギャンブルをするときは、クレジットカードやキャッシュカードを携帯せず、借金や過度の飲酒をしないこと
- ・ 自分自身のギャンブルの結果について記録すること
- ・ ギャンブル行動がコントロールできなくなっていると気づいたら、積極的に助けを求めること

また、プレイヤーの家族・友人は次のような役割があるとされている。

- ・ 未成年をギャンブルに連れていったり、参加させるようなことをしないこと
- ・ 未成年がギャンブルに参加しないように忠告すること
- ・ プレイヤーがギャンブル依存症になることを防ぎ、思いやること
- ・ ギャンブル依存症者にカウンセリングを受けることを勧め、支援すること、そして金銭的な支援はしないこと

## 2) 責任あるギャンブル政策のテーマ

マカオ政府は、責任あるギャンブル政策を推進する主導的立場から、2009年以降、毎年責任あるギャンブルポリシーのテーマを決めている。2016年のテーマは「借金でギャンブルをすることは害を及ぼす（Gambling with Borrowed Money is Harmful）」であった。このテーマは、プレイヤーに対し自分で使用できる合理的な範囲の金額でギャンブルをし、借金をしてまでギャンブルをすることを避けること、またプレイヤーの家族に対しても、プレイヤーにお金を貸すことは問題の解決につながらないというメッセージを伝えるものである<sup>213</sup>。

これまでのテーマは以下の表のとおりである<sup>214</sup>。

表 5-12 マカオ政府の責任あるギャンブル政策のテーマ

年	テーマ
2009	「責任あるギャンブルのコンセプト（Concepts of Responsible Gambling）」
2010	「責任あるギャンブルの行動をサポートしてください（Please Support Responsible Gambling Behavior）」
2011	「責任あるギャンブルの運営と行動（Responsible Gambling Operation and Responsible Gambling Behavior）」
2012	「積極的に助けを求めよう（Seek Help Proactively）」
2013	「コミュニティサポート（Community Support）」
2014	「他人を助け、自分も助けよう（Help Others, Help Yourself）」
2015	「ギャンブルについてどれだけ知っていますか？（How Much Do You Know About GAMBLING?）」

（出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』を基にあずさ監査法人作成）

<sup>214</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.14



図 5-5 2016 年の責任あるギャンブリング政策テーマ「借金でギャンブルをすることは害を及ぼす (Gambling with Borrowed Money is Harmful)」のポスター



(出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』p.14 より抜粋)

### 3) 政府による責任あるギャンブリング・プログラムの内容

マカオ政府が提供する責任あるギャンブリング・プログラムは以下のとおりである。

#### i) ギャンブル依存症者のセントラルレジストリーシステム<sup>215</sup>

ギャンブル依存症の予防と対策にあたり、SWB は 2011 年に「ギャンブル依存症者のセントラルレジストリーシステム」を立ち上げた。このシステムは、助けを求めるギャンブル依存症者数とその状況を把握し、ソーシャルサービスの実施のためのデータを収集することを目的としている。システムに登録される情報は電子ネットワークを通じて収集されるが、個人のプライバシー保護に配慮されている。

このシステムの新規登録者数は以下のとおりである<sup>215</sup>。

表 5-13 ギャンブル依存症者のセントラルレジストリーシステム新規登録者数

年	2014	2015	2016
新規登録者数	141	147	141

(出典：『Report on Responsible Gambling 2016』を基にあずさ監査法人作成)

<sup>215</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling Promotions 2016”, August 2017, p.20

なお、セントラルレジストリーシステムの利用に参加している団体は以下のとおりである（順不同）  
215。

1. Yat On Responsible Gambling Counselling Centre
2. Sheng Kung Hui Gambling Counseling and Family
3. Wellness Centre
4. Macau Industrial Evangelistic Fellowship
5. Macao Federation of Trade Unions
6. Macao Catholic Family Advisory Council
7. Macao New Chinese Youth Association
8. Macau China Evangelistic Mission— Hou Kuong Centre
9. Fountain of Love and Joy Integrated Family
10. Service Centre (Family Service Centre of Macao Caritas)
11. Life Hope Hotline of Macao Caritas
12. The Women’s General Association of Macau- Northern Family Service Centre
13. União Geral das Associações dos Moradores de Macau-Family Service Centre
14. União Geral das Associações dos Moradores de Macau-Mong Ha Community Centre
15. Macao Gaming Industry Employees Home
16. ‘Taipa’Family Education and Support Center – The Methodist Church
17. Centre of Service Provider of the Association for the Promotion Development of Macao
18. Bosco Youth Service Network

ii) 入場制限プログラム（自己申告による入場制限と家族等による入場制限）

自己または家族等の申請に基づきカジノへの入場を制限するプログラム。詳細は「入場制限プログラム」（144 ページ参照）にて記載。

iii) 24 時間ホットラインとオンラインによるギャンブルカウンセリングサービス

SWB の委託を受けて、SKH Social Services Coordination Office（以下、「SKH」とする。）が運営する 24 時間体制のカウンセリングサービス。詳細は「相談業務体制」（148 ページ参照）にて記載。

iv) 責任あるギャンブリングのモバイルアプリケーション (Responsible Gambling Mobile Application)

責任あるギャンブリングのプロモーションの一環として提供されるモバイルアプリケーション。詳細は「普及啓発活動」(154 ページ参照)にて記載。

v) スマートファイナンシャルプロモーションプラン (Smart Financial Promotion Plan)

SWB の委託を受け、Young Men's Christian Association of Macau が青少年向けに財政マネジメントの啓発を行うプロモーション活動である。詳細は「青少年対策」(158 ページ参照)にて記載。

vi) 責任あるギャンブリング専門家研修コース

SWB が、DICJ、ISCG、Macao Polytechnic Institute と共同で責任あるギャンブリング専門家を育成する資格取得の研修を行っている。詳細は「相談業務体制」(148 ページ参照)にて記載。

また、政府の責任あるギャンブリング政策の支出は以下のとおりである<sup>216</sup>。2016 年度の支出合計は 11,441 千マカオパタカ (158 百万円) であり、過去 3 年の支出状況を見ると全体として増加傾向にあり、特に内訳としてカジノ従業員研修、責任あるギャンブリングキオスクに関する支出等が増加傾向にある。

表 5-14 マカオ政府の責任あるギャンブリング政策の支出

(単位：千マカオパタカ)

項目	2014	2015	2016
コミュニティー教育と出版 (Community Education and Publicity)	1,964 (27 百万円)	894 (12 百万円)	544 (7 百万円)
学術研究・調査 (Academic Research/Survey)	-	-	448 (6 百万円)
従業員トレーニング (In-service Staff Training)	238 (3 百万円)	518 (7 百万円)	524 (7 百万円)
責任あるギャンブリングプロモーション (Responsible Gambling Promotions)	1,131 (16 百万円)	1,481 (20 百万円)	1,311 (18 百万円)
責任あるギャンブリングキオスク (Responsible Gambling Kiosks)	1,111 (15 百万円)	1,209 (17 百万円)	1,906 (26 百万円)

<sup>216</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.25

項目	2014	2015	2016
人件費 (Human Resources Expenses)	4,858 (67 百万円)	6,606 (91 百万円)	6,705 (92 百万円)
支出合計 (Total Expenditure)	9,305 (128 百万円)	10,710 (148 百万円)	11,441 (158 百万円)

(出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』を基にあずさ監査法人作成)

#### 4) カジノ事業者による責任あるギャンブルの内容

##### i) DICJ の要請に基づく取り組み

カジノ事業者は、DICJ の策定している指示である Measures for the Implementation of Responsible Gambling (Instruction No.2/2012) に基づいて責任あるギャンブルに関する措置を取らなければならない。この指示 (Instruction) に基づいて実施すべきカジノ事業者の責任あるギャンブル対策の主な取組は、以下のア. ～キ. のとおりである。

##### ア. 責任あるギャンブルの表示とプロモーション

責任あるギャンブルのプロモーションのため、事業者はギャンブルのリスクと責任あるギャンブルに関するメッセージ、及び入場制限プログラムに関する情報を、ポスター、パンフレット、ビデオ等を利用してカジノ施設内に中国語及び英語で表示することが義務付けられている。

その他、カジノ事業者は、ゲームのルール、オッズ、勝敗の確率についての情報が記載された印刷物を顧客が入手可能にし、ゲーミングに関する正確な情報を顧客が把握できるように配慮する必要がある。

また、入場制限プログラムに関する情報の表示とその申請書を換金所近くに設置し、顧客がいつでも入手できるようにする必要がある。

設置するカジノ機器については、スロットマシン一台ごとに責任あるギャンブルのステッカーを貼ること、及びカジノ機器のモニターに時計を表示することが義務付けられている。

また、カジノ事業者のウェブサイトにはゲーミングの内容を表示してはならないとされているため、ウェブサイトはエンターテイメント、レストラン、ショッピング情報等の掲載に留められている。

図 5-6 責任あるギャンブル・メッセージの表示例



(出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』p.27 より抜粋)

#### イ. Responsible Gambling Kiosk の設置<sup>217</sup>

マカオでは、責任あるギャンブリングの普及活動の一環として、DICJ により、Responsible Gambling Kiosk 及び Responsible Gambling Station のカジノ施設内への設置が義務付けられている。

Responsible Gambling Kiosk 及び Responsible Gambling Station は、マカオ市民及び観光客に対し責任あるギャンブリング行動に関する理解の促進を目的として、包括的な情報提供を行うために開発された。2012年には、最初のバージョンである Responsible Gambling Kiosk Version1.0 が導入された。

Responsible Gambling Kiosk は、ギャンブルの理解、ゲームのルール、ヘルプサービス、Responsible Gambling Kiosk について、ゲーム、そしてクイズの6つの内容から構成されており、責任あるギャンブリングの概念、ギャンブル依存症、問題が起きたときのカウンセリングサービスの連絡先、ゲームのルールの情報等が入手可能である<sup>218</sup>。

その後も Responsible Gambling Kiosk の機能向上が進み、Version 2.0 と Version3.0 がリリースされ、最新バージョンの Responsible Gambling Kiosk Version 3.0 は2016年2月に設置されている。Version 3.0 ではパスポートスキャナーが導入され、観光客が自己申告による入場制限 (Self-Exclusion) 及びカウンセリングサービスを申請することが可能となった。また、この機器を通してスロットマシンと大小<sup>219</sup>のゲーミングに関する情報についてもアクセスできる。

Responsible Gambling Station は、Responsible Gambling Kiosk Version 3.0 の機能を含むもので、比較的規模の大きいカジノ施設内に設置されている。このステーションでは問題あるギャンブリング行動や治療センターに関する広報資料、ビデオ、調査レポートの入手が可能である。

2016年末の時点で、Responsible Gambling Kiosk は24台、Responsible Gambling Station は1台が稼働中である。また、2016年における Responsible Gambling Kiosk の利用者数は8,951人であり、そのうち旅行者の利用が68.89%であり、マカオ住民の利用が31.31%であった。スタジオシティ (Studio City) に設置されている Responsible Gambling Station の利用者は517人であり、そのうち旅行者の利用が55.7%であり、マカオ住民の利用が44.3%であった。また、利用者のうち58.61%が、アンバサダー<sup>220</sup>が駐在しているときの利用であった。

2016年において、Responsible Gambling Kiosk 及び Responsible Gambling Station を通

---

<sup>217</sup> 以下、The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.17~p.18を参考に記載

<sup>218</sup> The Resilience Centre, "Report of the First-phase pilot test of Responsible Gambling Information Kiosk", 17<sup>th</sup> December 2012 to 31<sup>st</sup> March 2013, p.6

<sup>219</sup> サイコロを用いてその出目の合計数等を予想するカジノゲームの一つ。

<sup>220</sup> Responsible Gambling Kiosk の利用をサポートするため、専門的知識を持ったアンバサダーが決められた時間に駐在している。The Resilience Centre, "Report of the First-phase pilot test of Responsible Gambling Information Kiosk", 17<sup>th</sup> December 2012 to 31<sup>st</sup> March 2013, p8, 42

じて自己申告による入場制限（Self-Exclusion）申請がなされた回数は 42 回であり、また 24 時間ホットラインが利用された回数は 93 回であった。

図 5-7 Responsible Gambling Kiosk の設置例



（出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』p.19 より抜粋）

#### ウ. ゲーミング・エリアへの入場

すべてのゲーミング・エリアの入口に、ゲーミング・エリアとカジノ以外のエリアの区別が明確にできるようにゲートを設置すること、及び 21 歳未満の入場禁止と違反した際の罰則を中国語、英語及びポルトガル語で表示することが義務付けられている。

#### エ. 従業員に対する責任あるギャンブルの промоーション

従業員に対する責任あるギャンブルの促進として、従業員の研修資料に責任あるギャンブルのメッセージを含めること、従業員専用エリアの決められた場所に責任あるギャンブル・メッセージのポスターを設置すること、社内イントラネットにおいて責任あるギャンブルの情報を入手可能にすること、及びレジリエンスセンターと入場制限プログラムに関するリーフレットを従業員専用エリアに配置することがカジノ事業者に求められている。

また、従業員専用エリアで定期的に責任あるギャンブルの промоーション活動を行うことも求められており、責任あるギャンブルの活動を行うコミュニティ組織を招いて責任あるギャンブルに関するイベントが行われている。

従業員がギャンブル依存症について助けを求めたときに対応できるようにするため、24 時間ホットラインとモバイルアプリケーションの利用を従業員に推奨し、また従業員がカウンセリングを受けられる支援プログラムを実施しなければならない。



#### オ. 従業員への責任あるギャンbling研修の実施

カジノ従業員に対して責任あるギャンblingを浸透させるため、ゲーミングスタッフ、換金所スタッフ、セキュリティスタッフが責任あるギャンblingの研修を受講することが義務付けられている。カジノ事業者の新入社員に対しては、オリエンテーションで責任あるギャンbling研修を実施し、また責任あるギャンblingのパンフレットを配布することとされている。また、カジノ事業者には、2年に1度実施すべき責任あるギャンblingの研修に使用するテキストの内容を定期的に更新することが求められる。

その他、DICJによって開催される責任あるギャンblingの専門家研修に参加することや、従業員の責任あるギャンblingの知識を高めるため、外部の責任あるギャンblingの専門家を招いて研修を実施することも求められている。

#### カ. 責任あるギャンbling委員会 (Responsible Gambling Committee) の発足<sup>221</sup>

カジノ事業者は、24時間体制で機能する「責任あるギャンbling委員会」を立ち上げなければならず、そのメンバーは責任あるギャンblingの研修を受ける必要がある。メンバーが受けるべき研修ではプレイヤーが助けを必要としているか判断することや、ギャンbling依存症を減らすための適切な行動について学ぶこととなっている。

#### キ. DICJへの報告義務

カジノ事業者は Measures for the Implementation of Responsible Gambling (Instruction No.2/2012) で規定された項目を実施しなければならず、実施状況について DICJ に対し定期的に報告する必要がある。この Instruction の内容は最低限実施すべき点を定めたものであるため、自主的に Instruction の基準以上の取り組みを実施している事業者もある。

##### ii) 事業者による自主的な取り組み

上記の DICJ による Instruction の基準以上の取り組みを実施している事業者もあり、その主な取り組み内容は以下のとおりである。

#### ア. 顔認証システムを利用した入場管理

ある事業者は、入場制限プログラムにより入場が禁止されている者、公務員等の法律で入場が禁止されている者、及びカジノ事業者により入場がふさわしくないと判断された者の顔画像をシステム上で管理し、入場ゲートやカジノ施設内に設置された顔認証機能を備えたカメラにより管理している。

顔認証システムにより、入場がふさわしくない者が来場したと認識されると、スタッフの監視するモニターにアラートが表示され、監視室内のスタッフは必要に応じて現場のセキュリティスタッフにその情報を知らせる。最終的には人の目によって該当人物の本人確認が行われるが、この技術の導入により、より正確に大量の入場者を管理することができるようになっている。

---

<sup>221</sup> 'Report on Responsible Gambling 2009–2013', The Responsible Gambling Organizing Committee, October 2014, p.39



#### イ. 責任あるゲーミング大使の活動

ある事業者は、自社の責任あるギャンブリングチームにおいて、一定のレベルの研修を修了した選ばれた自社の従業員を、カジノフロアの第一線で活躍する役割を担う「責任あるゲーミング大使 (Responsible Gaming Ambassador)」に任命している。責任あるゲーミング大使は問題のあるゲーミング行動やその対処についての研修を受けており、24 時間体制でゲーミングフロアに配置されている。

責任あるゲーミング大使は DICJ による Measures for the Implementation of Responsible Gambling (Instruction No.2/2012) で定められた責務のとおり、顧客の行動を分析し、問題のあるギャンブル行動が発見された場合には、必要に応じてカウンセリング機関の紹介や入場制限プログラムの申し込みのサポートを行っている。

#### ウ. セルフリミットシステム<sup>222</sup>

マカオの一部の事業者においては、セルフリミットシステムと呼ばれる、コンプリメンタリー、プロモーション、換金の権利、及びゲームのインセンティブ等から自らを対象外とするプログラムが提供されている。このプログラムはゲーム金額や時間の上限を設定するものではないが、必要に応じて顧客が自らのゲーミング行動を管理できるものとなっている。

---

<sup>222</sup> MGM Resorts, 'Responsible Gaming' (<https://www.mgmresorts.com/en/casino/responsible-gaming.html>)

#### ④ 入場制限プログラムの実行状況

マカオにおいては、Gaming Participation Law (Law No.10/2012) により、本人または家族等による申請と DICJ による承認に基づき、最長 2 年間申請対象者がカジノへの入場が禁止される入場制限プログラムが規定されている<sup>223</sup>。

同法第 6 条では、第 1 項において、本人または家族等による入場制限の申請に基づき、DICJ は対象者を全てまたは一部のカジノへ入場することを禁止することができる旨が規定されている。第 2 項では、入場制限の解除について規定されており、申請後 30 日以降から本人が随時申請できる旨が定められている。第 3 項では、入場制限の期限が終了した場合、新たな申請が提出されれば入場制限期間が延長されることがある旨が規定されている。

##### 1) 本人による入場制限 (Self-Exclusion)<sup>224</sup>

###### i) 申請方法

申請方法は次のとおりである。申請書に必要事項を記入し、申請書とともに申請者の ID カードを持参し、入場制限対象者の最近の写真を DICJ オフィスに提出する。また、指定されたカジノ施設にある「Responsible Gambling Kiosks」を通して申請できるが、この機器では顔写真の提出ができないため、最終的には申請者は DICJ オフィスを訪れる必要がある。DICJ は申請受付後 5 営業日以内に入場制限開始時期と終了時期を通知する。

申請書（中国語、ポルトガル語のみ）はマカオ市内のカジノ施設とインターネット上から入手可能であり<sup>225</sup>、申請書には、氏名・住所等の基本情報を記入の上、入場制限期間と入場制限対象施設を記入する。入場制限期間は 6 か月・1 年・18 か月・2 年から申請者が選択する。制限期間が終了した場合、新たな自己申請もしくは家族等による申請が行われた場合のみ制限期間が延長される。

また、申請者は、入場制限対象のカジノ施設を全てまたは一部選択することができる。このため、例えばカジノ従業員が自己の勤務するカジノのみ入場制限の対象外として指定し、勤務には支障がないようにすることができる。

申請の際に問題あるギャンブル行動に関するカウンセリングを受けるか否かを選択することができる。申請者はマカオ市民だけでなく旅行者も可能である。

###### ii) 解除の方法

自己による申請の入場制限解除については、DICJ に対し本人が解除の申請手続を行うこととされ、入場制限申請後 30 日以降から申請可能である。解除の申請ができるのは本人のみで、DICJ に直接訪問し申請する必要がある。解除の際、医師やカウンセリング機関による診断書等の提出は必要とされていない。

<sup>223</sup> Gaming Participation Law(Law No.10/2012)第 6 条第 1 項

<sup>224</sup> 以下、DICJ 'Self-Exclusion and Third-party Exclusion

Applications'(http://www.dicj.gov.mo/web/en/responsible/isolation/isolation.html#1)を参考に記載

<sup>225</sup> DICJ ウェブサイト「Self-Exclusion and Third-party Exclusion Applications」

(http://www.dicj.gov.mo/web/en/responsible/isolation/isolation.html#1)にてダウンロード可能。

## 2) 家族等による入場制限 (Third Party Exclusion) <sup>224</sup>

### i) 申請方法

家族等による申請における家族等とは、配偶者・父母・子供または2親等内の血縁関係の親族を指す。申請方法は、本人による入場制限の申請の場合と同様、申請する家族等が申請書に必要事項を記入し、申請書とともに申請者及び入場制限対象者のIDカードと入場制限対象者の最近の写真をDICJ オフィスに提出する。ただし、家族等による申請の場合でも、申請書の所定欄に入場制限対象者本人による署名が必要となる。申請の際、医療機関による診断書等の提出は特に求められていない。DICJ は申請書受付後、5営業日以内に入場制限開始時期と終了時期を通知する。

申請書（中国語、ポルトガル語のみ）はマカオ市内のカジノ施設とインターネット上から入手可能であり<sup>226</sup>、申請書には、氏名・住所等の基本情報を記入の上、入場制限期間と入場制限対象施設を記入する。入場制限期間は6か月・1年・18か月・2年から申請者が選択する。制限期間が終了した場合、もしくは入場制限対象者による解除申請によって制限が解除された場合は、新たな自己申請、もしくは新たな家族等による申請が行われた場合のみ、制限期間が延長される。また、本人による申請の場合と同様、入場制限対象のカジノを全てまたは一部選択することができる。

申請者は、申請の際に問題あるギャンブル行動に関するカウンセリングを受けるか否かを選択することができる。申請者及び入場制限対象者はマカオ市民だけでなく旅行者も可能である。

### ii) 解除の方法

家族等による申請の場合であっても、本人による申請で入場制限申請後30日以降から入場制限の解除申請が可能である。解除の申請ができるのは本人のみであり、家族等による解除はできず、本人がDICJを直接訪れ申請する必要がある。解除の際、医師やカウンセリング機関による診断書等の提出は必要とされていない。

## 3) 罰則

本プログラムに違反してカジノへ入場した者は、Gaming Participation Law (Law No.10/2012) 第12条第2項に基づき、刑法第312条の規定に従って処罰される。また、罰金については、入場制限に従わなかった者に対しては1,000元（17千円）から10,000元（166千円）の罰金が科され（同法第13条第1項）、入場が禁止された者を入場させたカジノ事業者に対しては10,000元（166千円）から500,000元（8,305千円）の罰金が科される（同法第13条第2項）。

## 4) 統計情報

近年の入場制限プログラムの登録者数は、以下のとおりである<sup>227</sup>。プログラム開始以降、当初は

<sup>226</sup> DICJ ウェブサイト「Self-Exclusion and Third-party Exclusion Applications」

(<http://www.dicj.gov.mo/web/en/responsible/isolation/isolation.html#1>) にてダウンロード可能。

<sup>227</sup> DICJ 'Quarterly data of the Casino Exclusion

Applications' ([http://www.dicj.gov.mo/web/en/responsible/performance\\_pledge\\_stat-2013.html](http://www.dicj.gov.mo/web/en/responsible/performance_pledge_stat-2013.html))

280 名程度の対象者数であったが徐々に人数が増え、近年は 350 名以上が対象者として登録されている。登録者の申請方法としては、本人による申請が大半であり、家族等による申請が占める割合は小さい。

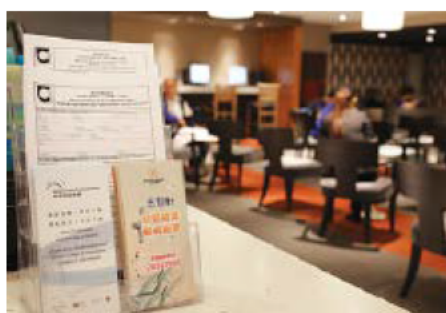
2016 年における Responsible Gambling Kiosk 及び Responsible Gambling Station を通じて行われた自己申告による入場制限（Self-Exclusion）申請は 42 回であった。うち、60%の申請者がカウンセリング機関によるカウンセリングサービスを受けることを選択している<sup>228</sup>。入場制限プログラムは問題あるプレイヤーが一定の期間カジノへ入場することを防ぐための重要な手段であると考えられている。

表 5-15 マカオの入場制限プログラム登録者数

	2012 <sup>229</sup>	2013	2014	2015	2016	2017
自己申告による入場制限登録者数（人）	27	252	262	328	326	316
家族等による入場制限登録者（人）	3	24	18	27	25	60
合計（人）	30	276	280	355	351	376

（出典：DICJ ウェブサイトを基にアズサ監査法人作成）

図 5-8 入場制限プログラム申請用紙の設置例



（出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』p.21 より抜粋）

<sup>228</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling Promotions 2016”, August 2017, p.18

<sup>229</sup> Law No.10/2012に基づく入場制限プログラムは 2012 年 11 月から開始している。

## ⑤ 広告規制

### 1) 根拠法令等

マカオの広告に関する規制は、Advertising Activities (Law No.7/89/M) (第 7/89/M 號法律 廣告活動) において規定されている。この法律ではギャンブル以外も含めた広告活動全般についての規制がなされているが、ギャンブルに係る規制は第 8 条 (b) において規定されている。

### 2) 規制内容

法令上、出版物、バス、掲示板等を含め、ギャンブルに関する広告は禁止されている。事業者はカジノ以外のエンターテインメント活動の広告を行うことは許されているが、直接的または間接的にギャンブルへの参加を促進または誘発する広告を行うことは禁止されている<sup>230</sup>。

### 3) 広告及びマーケティング

ゲーミング・エリア内において表示されるゲーミングに関する情報は、法に基づいた真実の内容でなければならず、勝率や景品に関して誇張された表現や誤解を招く情報は表示してはならない。

また、カジノ事業者向けの Measures for the Implementation of Responsible Gambling (Instruction No.2/2012) においては、ゲーミングの宣伝用資料には、責任あるギャンプリングに関するメッセージを表示することが義務付けられている。さらに、入場制限プログラムの対象者や、入場禁止となっている者に対してゲーミングの宣伝資料を送ることが禁止されている。また、ゲーミングに関するマーケティングを 21 歳未満の者に対して行うことは禁止されている。

### 4) 罰則

違法な広告が行われた場合、違反した広告主は民事責任及び刑事責任を負う (Advertising Activities (Law No.7/89/M) (法律第 7/89/M 号) 第 25 条及び第 26 条)。また、特別規定においてさらに厳しい罰則がない場合、違法な広告を行った個人に対しては 2,000 マカオパタカ (28 千円) から 12,000 マカオパタカ (165 千円) の罰金が科される。また法人については 5,000 マカオパタカ (69 千円) から 28,000 マカオパタカ (386 千円) の罰金が科される (同法第 27 条第 1 項 (b))。

---

<sup>230</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.26

## ⑥ 相談業務の体制

マカオでの責任あるギャンブルに関する相談業務は、一般顧客向けに①SWB から委託を受けたコミュニティ組織が運営する 24 時間ホットライン・オンライン相談、②Responsible Gambling Kiosk でのカウンセラーによる相談窓口、③レジリエンスセンターでのカウンセリングのサービスが提供されており、カジノ従業員向けには、④カジノ従業員向けのカウンセリング・ホットラインサービスが提供されている。また、SWB は、DICJ・ISCG・Macao Polytechnic Institute と共同で、カウンセリングサービスを行う専門家を育成するため、⑤責任あるギャンブル専門家の研修を実施している。

### 1) 24 時間ホットライン・オンライン相談

SWB は 24 時間のカウンセリングホットライン、オンライン及びモバイルアプリケーション（WeChat・Whatsapp）を通じたカウンセリングサービスを、SKH に委託して提供している。このサービスは、2014 年 7 月から開始し、2016 年には 1,214 人のホットライン利用者数と、943 人のオンライン・カウンセリングサービス利用者数があった。

また、SWB、DICJ 及び ISCG による RG Kiosk と RG アプリの開発に伴い、24 時間ホットラインサービスの提供もそれらに統合して提供している。

ホットラインとオンラインによるカウンセリングサービスの件数は以下のとおりである<sup>231</sup>。

表 5-16 カウンセリングサービス利用件数

	2014(Jul-Dec)	2015	2016
ホットライン・カウンセリング	426	1,828	1,214
オンライン・カウンセリング	143	802	943

（出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』を基にあずさ監査法人作成）

<sup>231</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.22

図 5-9 24 時間ホットラインカウンセリングのロゴマーク



(出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』p.22 より抜粋)

## 2) Responsible Gambling Kiosk での相談窓口

Measures for the Implementation of Responsible Gambling (Instruction No.2/2012) によりカジノ施設内への設置が義務付けられている Responsible Gambling Kiosk 及び Responsible Gambling Station において、NGO から派遣されたカウンセラーによる相談窓口が設置されている。カジノ事業者ごとに週 2 回程度の相談窓口が設けられており、曜日や時間帯はなるべくカジノ利用者の多い日時に設定されている。

## 3) レジリエンスセンターでのカウンセリング

SWB によって設立されたレジリエンスセンターでは、対面式カウンセリング、電話カウンセリング、及びファイナンシャルカウンセリングを行っている。対面式カウンセリングでは、ギャンブル問題を抱える人が行動・感情をコントロールしたり、家族との関係を改善したり、健康的な生活様式を再構築したりするために、ギャンブル依存症のレベルを評価している。また、電話カウンセリングは SKH の運営するギャンブル問題ホットラインサービスを通じてカウンセリングサービスを提供している。さらに、カウンセリングを受けた人のうち財政的アドバイスを必要とする人に対して、予約制でファイナンシャルカウンセリングサービスを提供している。

## 4) カジノ従業員エリアでのカウンセリング・ホットラインサービスの実施

Measures for the Implementation of Responsible Gambling (Instruction No.2/2012) では、カジノ従業員向けの 24 時間ヘルプラインを立ち上げることが義務付けられており、各事業者はこれに従い従業員向けのヘルプラインサービスを提供している。従業員向けのヘルプラインサービスが提供されている理由は、カジノ従業員は一般人に比べてカジノに接する機会が多く、ギャンブル依存症となるリスクが高いと考えられているためである。

また、SWB からの補助金を受けて活動している NGO である Macao Gaming Industry Employees Home は、各事業者の従業員エリア内に派遣され、カウンセリングを必要としている従業員に対し、定期的なカウンセリングサービスを提供している。Macao Gaming Industry Employees



Home は人間性の発展、調和のある家庭の構築、健全なゲーミング業界の構築を進めることを目指し、ギャンブル問題を含めたカウンセリングサービスやゲーミング業界従業員向けの研修、責任あるギャンブルの啓発活動等を行っており、2016 年には 133 人が同団体の提供するカウンセリングサービスを受け、また 26,317 人が同団体の行う活動に参加した<sup>232</sup>。

#### 5) 責任あるギャンブル専門家の育成

カウンセリングを行う専門家の育成にあたっては、2016 年から SWB・DICJ・ISCG・Macao Polytechnic Institute との連携により、ギャンブルカウンセリングの専門資格（「Professional Certificate in Gambling Counselling (Macau)」、以下「PCGC」とする。）及び責任あるギャンブルアドバイザー資格コース（「Certificate in Macau Responsible Gambling Advisor」、以下「MRGA」とする。）の 2 つのコースが提供されている。

##### i) ギャンブルカウンセリングの専門家資格（Professional Certificate in Gambling Counselling (Macau) : PCGC)<sup>233</sup>

ギャンブルカウンセリングの専門家資格（Professional Certificate in Gambling Counselling (Macau)、以下、「PCGC」とする。）はソーシャルワーカー向けの資格であり、資格取得のためには 70 時間の研修が必要である。この資格は、ギャンブル依存症者に対するサービスとカウンセリングサービスでの専門的能力を高めることを目的としている。また、SWB は PCGC 取得者に対して、その専門的能力と実践的能力を向上させるために継続的な研修を行っている。その研修の中には「Five Step Intervention Procedure」という、ギャンブル依存症者とその家族に対する「Emotionally Focused Therapy」(EFT)の手法を取り入れた研修が含まれている。こうした体系化された研修を通じて、研修受講者はギャンブル依存症者とその家族に対するアプローチのスキルを向上させることができるようになっている。

##### ii) 責任あるギャンブルアドバイザー資格（Certificate in Macau Responsible Gambling Advisor : MRGA)<sup>234</sup>

責任あるギャンブルアドバイザー資格（Certificate in Macau Responsible Gambling Advisor、以下、「MRGA」とする。）は、責任あるギャンブルワーキンググループのメンバーとゲーミング業界でゲーミング・エリアを担当するマネージャーを対象とする資格であり、資格取得のためには 30 時間の研修が必要である。この資格は、ギャンブル依存症と責任あるギャンブルに対する理解を深めるとともに、ギャンブル依存症を認識する能力とその対処方法についての能力を身につけることを目的としている。

---

<sup>232</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling Promotions 2016”, August 2017, p.37

<sup>233</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling Promotions 2016”, August 2017, p.35

<sup>234</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling Promotions 2016”, August 2017, p.24

2016年には69人がMRGAの資格を取得し、全体での資格取得者は98人となった。

⑦ 治療体制

SWB によって 2005 年に設立されたレジリエンスセンターは、ギャンブル依存症者とその家族に対してカウンセリングサービスを行っている。レジリエンスセンターが行うサービスと概要は以下のとおりである<sup>235</sup>。

- 1) 対面式カウンセリング - ギャンブル問題を抱える人が行動・感情をコントロールしたり、家族との関係を改善したり、健康的なライフスタイルを再構築したりするために、ギャンブル依存症のレベルを評価する。
- 2) 電話カウンセリング - ギャンブル問題カウンセリングホットラインを通じて市民にカウンセリングサービスを提供。
- 3) ファイナンシャルカウンセリング - 財政的アドバイスを必要とする人に対して予約制でサービスを提供。

また、レジリエンスセンターの治療実績は、以下のとおりである<sup>236</sup>。

表 5-17 レジリエンスセンターの治療実績

治療内容	実績数値	
	2015	2016
対面カウンセリング（人）	34	40
電話カウンセリング（人）	228	140
ファイナンシャルカウンセリング（人）	15	9

（出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』を基にあずさ監査法人作成）

<sup>235</sup> The Resilience Centre (<http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/en/index.jsp>)

<sup>236</sup> The Resilience Centre “Service Report of The Resilience Centre –Problem Gambling Counseling Service 2015” and The Resilience Centre “Service Report of The Resilience Centre –Problem Gambling Counseling Service 2016”

⑧ 自助団体の活動状況

ISCG のデビス・フォン（Davis Fong）教授によれば、マカオでは、ギャンブル依存症関連の自助団体は存在しておらず、特に活動はしていないとのことである。

⑨ 普及啓発活動

責任あるギャンブリグに関する普及啓発活動としては、以下のような取り組みがなされている。

1) 政府による普及啓発活動

i) 責任あるギャンブリグのモバイルアプリケーション（Responsible Gambling Mobile Application）<sup>237</sup>

SWB は、2014 年に責任あるギャンブリグの普及啓発を目的としたモバイルアプリケーションを開発した。このアプリケーションでは、責任あるギャンブル行動に関する各種情報、自己診断、自己救済の方法等を提供している。アプリケーションを通じて、24 時間のホットライン及びオンライン・カウンセリングサービスを利用することも可能である。このアプリケーションは iOS と Android のバージョンがあり、コンテンツは以下のとおりである。

- ア. 責任あるギャンブリグに関する情報と FAQ
- イ. ギャンブル依存症に関する情報とビデオ
- ウ. 青少年のギャンブル防止に関する情報
- エ. ゲーミング産業従業員向けの情報
- オ. ギャンブルについての迷信
- カ. ギャンブル依存症の自己診断（DSM-5）
- キ. 個人のギャンブル記録
- ク. ニュース
- ケ. ギャンブル依存症対処機関の情報紹介
- コ. 24 時間ホットラインとオンライン・カウンセリングサービス

図 5-10 責任あるギャンブリグのモバイルアプリケーション（Responsible Gambling Mobile Application）のロゴ



（出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』p.23 より抜粋）

<sup>237</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling Promotions 2016”, August 2017, p.23

ii) Responsible Gambling Kiosks

Responsible Gambling Kiosksによる普及啓発活動については、「責任あるギャンブリング・プログラムの内容」（140 ページ参照）において記載。

iii) スマートファイナンシャルプロモーションプラン（Smart Financial Promotion Plan）

スマートファイナンシャルプロモーションプラン（Smart Financial Promotion Plan）を通じた普及啓発活動については、「青少年対策」（158 ページ参照）において記載。

2) ギャンブル依存症予防・治療機関による普及啓発活動<sup>238</sup>

ギャンブル依存症予防・治療を行うコミュニティ組織は、マカオ政府の責任あるギャンブリングのコンセプトをサポートしている。2016 年に SWB の委託を受けてコミュニティ組織が行ってきた責任あるギャンブリングの普及啓発活動は 74 回であり、全体の参加者数は 20,792 人であった。活動内容は、ハイキング、オリエンテーリング、ゲームブース、レクリエーション活動、競争大会、カーニバル等であり、主なイベントは以下のとおりである。

表 5-18 ギャンブル依存症予防・治療機関による主な普及啓発活動

組織名	テーマ	活動内容
SKH Gambling Counseling and Family Wellness Centre	2016 年責任あるギャンブリングハイキング体験デー（2016 Responsible Gambling Hiking Activity Experience Day）	ハイキング、オリエンテーリング活動
Macao Gaming Industry Employees Home	責任あるギャンブリングコミュニティ活動「ギャンブルリスク」コミックセット（Responsible Gambling Community Activities - 'Gambling Risk' Comic Set）	ゲーミングブース
Fountain of Love and Joy Integrated Family Service Centre	責任あるギャンブリングコミュニティ活動 2016（Responsible Gambling Community Activities 2016）	スローガンデザイン大会、ギャンブル依存症予防セミナー
Associação de Mútuo Auxílio dos Moradores da Marginal	ギャンブル依存症予防カーニバル（Prevention of Gambling Disorder Carnival Series of Activities）	カーニバル

（出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』p33 を基にあずさ監査法人

<sup>238</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.33

作成)

### 3) カジノ事業者による普及啓発活動<sup>239</sup>

2009年から2016年にかけて、カジノ事業者は政府及び地域社会の要請に積極的に応える形で責任あるギャンブリングに関する様々なプロモーション活動に対し資金的援助を行ってきた。プロモーション活動は、責任あるギャンブリングプロモーションウィーク<sup>240</sup>に沿って開催されるシンポジウム、講義、研修、大会、ワークショップ、ロードショー、オリエンテーション等多岐にわたる。

それに加えて、カジノ事業者は、カジノフロア内の様々な場所に責任あるギャンブルに関するリーフレットを設置し、助けが必要になったときの情報が手に入るように配慮している。

2016年に行われたカジノ事業者によるプロモーション活動のうち、主なイベントは以下のとおりである<sup>241</sup>。

表 5-19 カジノ事業者による主な普及啓発活動

活動名	形式	ターゲット	参加者数
責任あるゲーミングクイズ (Responsible Gaming Quiz)	クイズ	従業員	7,747
地元の NGO を招いて従業員の責任あるギャンブリングとギャンブル依存症者へのサービスを促進するイベント (Invited Local NGOs to Promote Responsible Gambling and Services Related to Gambling Disorder to Team Members at the Back of the Office)	ロードショー	従業員	2,500 超
従業員専用エリアでの責任あるギャンブリングに関する掲示物の更新 (Update of the Responsible Gaming Ambassadors' Wall at the Back of the Office)	ディスプレイ	従業員	26,000
SKH による責任あるゲーミングロードショー「健康的な生活のための秘訣」 (SKH Responsible Gaming Road Show: 'Helpful Tips for a Healthy Life')	ブースプロモーション	従業員	1,100
責任あるギャンブリングプロモーションウィーク (Responsible Gambling Promotion)	セミナー、ゲーム、ブースプロモーション	従業員	21,609

<sup>239</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.27

<sup>240</sup> 責任あるギャンブリングプロモーションウィークは、2016年9月27日から2017年2月28日にかけて行われた2016年の責任あるギャンブリングに関する一連の活動の一つである。

<sup>241</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.28~29



活動名	形式	ターゲット	参加者数
Week)	ン、ポスター		
マカオユースボランティアアソシエーション <sup>242</sup> を招いた責任あるギャンブリグアンバサダーを促進するためのイベント (Invited Youth Volunteers Association of Macao to Promote RG Ambassadors)	ロードショー	従業員	6,000
責任あるギャンブリグプロモーションデー2016 (Responsible Gambling Promotion Day 2016 – Short Film Series Premiere)	セミナー	従業員	4,000

(出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』p28~p29 を基にあずさ監査法人作成)

<sup>242</sup> SWBと協力して責任あるギャンブリグの活動を行うボランティア団体。

## ⑩ 青少年対策

### 1) 青少年の入場制限

マカオでは、21歳未満の青少年のカジノ施設への入場が禁止されている（Gaming Participation Law（Law No.10/2012）第2条1項1号）。

マカオのカジノでは、全ての入場口にセキュリティスタッフが配置されており、21歳未満の者の疑いがある入場者に対してはIDカードまたはパスポートの提示が求められる。入場の際、ID等の提示を拒否した者等に対しては1,000元（17千円）から1万元（166千円）の罰金が科される（同法第13条1項2号）。また、21歳未満の者を未許可でカジノに雇用し、または活動させたカジノ事業者に対しては、1万元（166千円）から50万元（8,305千円）の罰金が科される（同法第13条2項1号）。

図 5-11 21歳未満入場禁止の旨の表示マーク



（出典：『 Report on Responsible Gambling Promotions 2009-2013』p.33 より抜粋）

### 2) 青少年教育<sup>243</sup>

青少年への教育に関しては、Education and Youth Affairs Bureau が、青少年が正しい金銭感覚を持つことと青少年のギャンブルを防ぐことを目的とし、学校での青少年に対する予防教育、青少年の親への予防教育及びコミュニティにおいて、多様で段階的な予防教育を行っている。このような手法による予防教育は、青少年、教師、親のそれぞれがギャンブル予防と正しいファイナンシャルマネジメントの知識を得ることを可能にし、また青少年が適切な金銭感覚を身につけるとともに、青少年のギャンブル予防を促進している。

#### i) 学校での予防教育

Education and Youth Affairs Bureau は、学校での予防教育において、「小学生のファイナンシ

<sup>243</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling Promotions 2016”, August 2017, p.39~p.42

「ヤルエデュケーション塗り絵大会」等のワークショップの開催、小学校での「道徳とシティズンシップ」の教材におけるギャンブル予防情報の記載、及び教育者向けの青少年のギャンブル予防研修を実施し、青少年のギャンブル予防を促している。その他に、青少年のギャンブル予防のため以下のような取組も行われている。

ア. スマートファイナンシャルプロモーションプラン (Smart Financial Promotion Plan) <sup>244</sup>

Young Men's Christian Association of Macau は、SWB の補助金を受けて、財政マネジメント教育を小学生及び中学生に対して実施することを目的とし、「スマートファイナンシャルプロモーションプラン」を立ち上げた。このプランでは、早い段階から財政的教育を実施することにより正しい金銭感覚を体系的に学ぶことができるようになっており、青少年がギャンブル依存症を防ぐ能力や、将来的に賢い金銭的選択ができるような力を身につけることが目的とされている。

小学校 4 年生から 6 年生をターゲットとした第 1 フェーズでは生徒が正しい金銭感覚と財政マネジメントを学び、ギャンブルに対する対応力を向上させるセミナーが実施され、2016 年までにこのプログラムに 5,300 人以上の生徒が参加し、136 回のセミナーが行われた。将来的には中学生に対してもこのプランが実施される見込みである。

イ. スマートティーン/アンバサダープログラム (The Smart Teens / Ambassador Programmes) <sup>245</sup>

SWB、Macao New Chinese Youth Association、Bosco Youth Service Network 及び Macao Federation of Trade Unions により、問題あるギャンブル行動についての周知、コミュニティにおける予防ネットワークの構築、社会参加を通じた自己救済に関する啓発活動を通じた予防力の強化を目的とした活動を行うプログラムである。

スマートティーンプログラム (Smart Teens Programmes) は 12 歳から 29 歳の青少年を対象としており、スマートアンバサダープログラム (Smart Ambassador Programmes) は 29 歳以上の市民を対象としている。2016 年時点で、3,669 人の若者ボランティア、186 人のアンバサダーが訓練を受けており、2016 年には 70 件の活動が実施され、11,153 人が参加した。

ウ. Bosco Youth Service Network の取り組み

Bosco Youth Service Network (以下、「BYS」とする) は、1993 年に設立された青少年に対するカウンセリングの提供を主たる活動とした総人員 40~45 人の団体である。BYS は責任あるギャンblingに関する活動として、学校において「Teen Teen Buddies Camp」を開催している。この活動の対象年齢は 15~16 歳であり、若年層がギャンブルに関する正しい知識を習得することを目的としている。

---

<sup>244</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.23, p24

<sup>245</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, "Report on Responsible Gambling Promotions 2016", August 2017, p.36

ii) 青少年の親への予防教育

Education and Youth Affairs Bureau は、青少年の親が子供に対し、正しい金銭感覚とギャンブルをしないことを教育するため、青少年の親を対象に健全なファイナンシャルマネジメントとギャンブル予防の促進を行っている。また、Education and Youth Affairs Bureau は専門機関と協力し「ファイナンシャルエデュケーションの子育てガイド」を作成するとともに、青少年の親向けのワークショップを継続的に開催している。

iii) コミュニティーでの予防教育

Education and Youth Affairs Bureau は、コミュニティでの青少年のギャンブル予防と健全なファイナンシャルマネジメントを促進している。Education and Youth Affairs Bureau はコミュニティ組織や学校と協力し、「ヤング・ファイナンシャル・マネージャー」、「ファイナンシャルスター・ワークショップ」、「ファイナンシャルエデュケーションキャンプ」といったワークショップの開催を通じて青少年のギャンブル予防の認知度を高めている。

青少年への教育として、学校及びコミュニティを通じて 2016 年に開催された主な活動は以下のとおりである。

表 5-20 マカオでのギャンブル予防に関する主な青少年教育活動

活動名	活動形式	ターゲット	参加者数
「赤いポケットマネーの有効活用」塗り絵大会 (‘Make Good Use of Red Pocket Money’ Colouring Competition)	競争大会	小学生	1,146
お金のマネジメント (Money Management/Financing)	競争大会	学生	2,510
ギャンブルの予防 (Prevention of Gambling)	競争大会	学生	761
子供の財政能力形成セミナー (‘Forming Children’s Financial Ability’ Seminar)	普及教育	親子	23
2016 年財政投資 – 個人の財政マネジメント IQ を 上げる (‘2016 Financial Investment – Raise IQ in Personal Financial Management’)	研修	18~40 歳のマ カオ市民	144

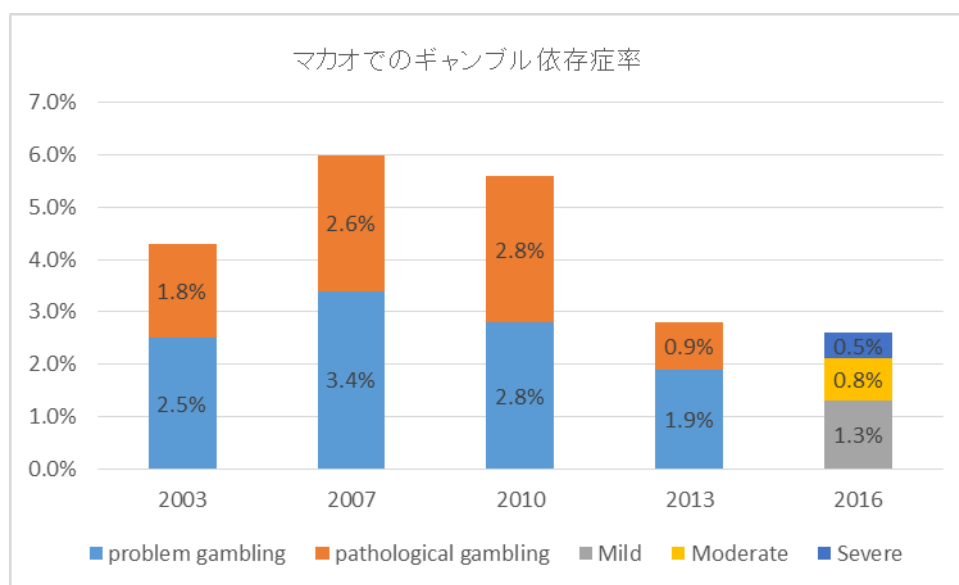
活動名	活動形式	ターゲット	参加者数
2016年投資知識に関する基礎コース（2016 'Fundamental Course on Investment Knowledge'）	研修	17歳以上のマ カオ市民	144

（出典：『Report on Responsible Gambling Promotions 2016』p41～p42 を基にあずさ監  
査法人作成）

## ⑪ 実態調査

マカオでのギャンブルの実態調査については、SWB の委託を受けて、ISCG が「マカオ市民のギャンブル活動研究」を行っている<sup>246</sup>。その調査結果によれば、マカオでのギャンブル依存症率は下表のような推移となっている。2016 年度の調査によれば、2,000 人の回答者のうち、DSM-5 を診断基準として 51 人（2.5%）がギャンブル依存症と判断されており、内訳としては、25 人（1.3%）が Mild、16 人（0.8%）が Moderate、10 人（0.5%）が Severe と分類されている<sup>247</sup>。

図 5-12 マカオでのギャンブル依存症率の推移



（出典：The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling Promotions 2016”, August 2017, p.44, 及び The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling 2009-2013”, October 2014, p.57 を基にあずさ監査法人作成）

<sup>246</sup> The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible Gambling Promotions 2016”, August 2017, p.44

<sup>247</sup> 2013 年以降の診断基準では、9 つの診断項目のうち、4~5 つ該当する場合は Mild、6~7 つ該当する場合は Moderate、8~9 つ該当する場合は Severe と分類される。2013 年以前の診断基準では、診断項目が 10 項目あり、5 つ以上該当する場合はギャンブル依存症と診断されていた。

## 6. ドイツ

### (1) 諸外国カジノ・IR の状況

#### 1) ドイツのカジノ市場

ドイツのカジノの歴史は古く、18世紀に温泉保養地に開設されたものが最初であると言われている。その後1868年の法律により禁止されたが、1933年のカジノ法により、官庁の許可を得た場合、温泉湯治場または外国のカジノの近接地に限り許可されることとなった。現在の連邦刑法典第284条においても、ギャンブル行為は公的機関の許可がない場合は違法とされている。さらに1970年3月連邦憲法裁判所において、カジノに係る法律は州に立法権限があるとの判断が示され、各州で新たなカジノ法が定められるようになった。

ドイツは16の州から成る連邦国家であり、各州が憲法、議会、政府を有する。カジノに関しても、ライセンス、規制、監督、徴税の権限は州に帰属し、各州が異なる制度を持つ。例えば、カジノ施設数は2～10と各州で差があり、また運営に関してもバイエルン州のように州直営事業のみとするケース、ザクセン・アンハルト州のように私法人でも可能とするケース、ヘッセン州のように許可は自治体に付与されるが第三者に運営委託が可能であるケースと、州により制度が異なっている<sup>248</sup>。

一方で、ドイツではカジノ施設外のゲームセンターやレストラン等に、スロットマシン等金銭を賭けて利益を得ることができるゲーム機を設置することが認められており、このゲームセンターについても各州で法律が定められている。ただし、ゲーム機は連邦の規制対象である。カジノ施設全体では約8,000台のスロットが設置されているが、カジノ施設外に設置されているゲーム機は23万5,000台に達し、売上の面でも圧倒している<sup>249</sup>。

2007年には州間ギャンブル協定が締結され、オンラインを含むすべてのギャンブルにつき法的枠組みを構築した。ただしこの協定は、市場を閉鎖し国家がギャンブルを独占するものであり、EU法違反であるとの欧州司法裁判所の判断を受け、2012年に改正され現在に至っている。

#### 2) カジノ事業者の動向

ドイツ連邦全体のカジノ数は66施設である(2016年時点)。バーデン・バーデン等の有名な温泉保養地以外は大都市に設置されるケースが多く、約半分が公営、残りの半分は半官半民企業によって運営されている。

2016年のゲーム収益は660百万ユーロ(832億19百万円)と近年で最高値を記録し、ヨーロッパ大陸で第4位であったものの、2008年と比較すると45%以上の減益となっている。またカジノ施設への来訪者数は、2013年が576万人だったのに対し2016年は552.8万人と減少している<sup>250</sup>。

近年は禁煙措置、広告規制、IDチェックの強化、ATM利用の制限、マネー・ローndリング規制のため

<sup>248</sup> 齋藤純子、渡辺富久子「ドイツにおけるカジノ規制－ゲームセンターとの比較の観点から－」(『外国の立法265』、2015年9月)

<sup>249</sup> IRゲーミング学会 217.各国事情 2) ドイツ・ゲーミング・カジノ制度

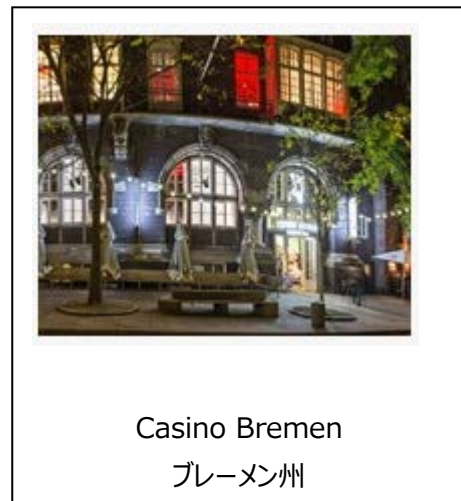
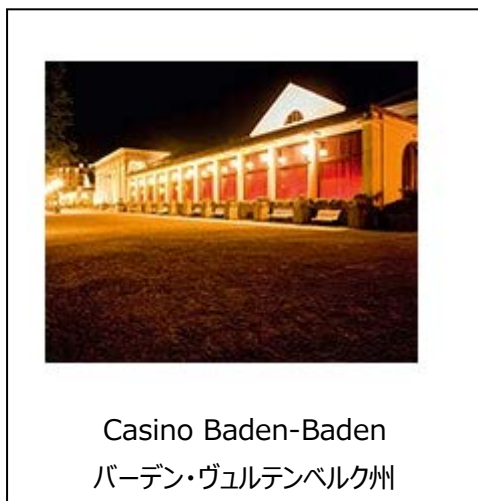
<sup>250</sup> European Casino Association ウェブサイト <http://www.europecasinoassociation.org/country-by-country-report/germany/>



の新たな本人確認要件等、カジノ事業者にとって規制が強化される傾向にある。また、もともと公営で中小規模のものが多くというドイツのカジノの特性に加え、誰でも入場することができる多数のゲームセンターの存在、違法オンライン・カジノの広がりの影響もあり、ドイツのカジノ市場の先行きは不透明感がある。

オンライン・ゲーミングに関しては 2008 年の州間ギャンブル協定で違法と明記していたが、欧州委員会から EU 法違反であるとの指摘を受けて修正し、2012 年の新協定からオンライン・スポーツ・ベッティングをライセンス方式で合法とした。また、当初協定に不参加であったシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州は 2012 年オンライン・カジノについてライセンスを発行する法律を制定したが、州政府の方針転換によって 2013 年に州間ギャンブル協定に参加し、法律は廃止された。ただし、すでに付与されたライセンスは期限までは有効とされ、事態の混乱を招いた<sup>251</sup>。

図 6-1 ドイツ バーデン・ヴュルテンベルク州・ブレーメン州のカジノ施設<sup>252</sup>



(出典：Deutscher Spielbankenverband ウェブサイト)

なお、本調査では、ドイツで最も歴史があり有名なカジノであるバーデン・バーデンが所在するドイツ南部のバーデン・ヴュルテンベルク州を調査のメインの対象とした。

<sup>251</sup> Practical Law / Thomson Reuter ウェブサイト

<https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/1-635->

[3486?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true&comp=pluk&bhcp=1](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/1-635-3486?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&comp=pluk&bhcp=1)

<sup>252</sup> <http://www.deutscher-spielbankenverband.de/mitglieder-2/>

## (2) 責任あるギャンリング対策

### ① 責任あるギャンリング対策関連法令等

ドイツのカジノを規制することを目的とした主な法規は、以下のとおりである。

一般法の下ではギャンブルは禁止されているが、連邦制をとるドイツではギャンブル行為の規範は 16 の州毎に取り決められており、州毎の特別法によりカジノは許可されている<sup>253</sup>。

ギャンブルを禁止する一般法は、ドイツ連邦刑法の第 284 条、287 条である。ギャンブル行為の施行、ないしはギャンブル行為の仲介者となることは、その行為がなされる州により合法的なライセンスを取得していない限り、これを禁止することを規定している。連邦法上の規定は様々なギャンブル行為を州政府からのライセンス取得の対象とするということだけであって、具体の規制は 16 の州政府毎に委ねられ、州毎に制度があり、州毎の規制の下でギャンブル行為が施行されている。現在、16 の州全てで一定の範囲内でギャンブル行為は認められている<sup>254</sup>。

ドイツで最も歴史があり有名なバーデン・バーデンのカジノは、ドイツ南部のバーデン・ヴュルテンベルク州にあるが、バーデン・ヴュルテンベルク州のカジノを許可する特別法は、2012 年 11 月 20 日に発効された州賭博法（Landesglücksspielgesetz (LGlüG) vom 20. November 2012 (GBl. 2012, S. 604).）である。ただし、2014 年 6 月 17 日の同州憲法裁判所の判決により一部無効となっている（Urteil des Staatsgerichtshofs für das Land Baden-Württemberg vom 17. Juni 2014 - 1 VB15/13 -）。

バーデン・ヴュルテンベルク州の州賭博法で、主にギャンブル依存症に係る条文は、別紙 1 のとおりである。

州法のほかに、州際間の調整の枠組みである「州際間ギャンブル協定書」(Interstate Treaty on Gambling) (Staatsvertrag zum Glücksspielwesen in Deutschland vom 15. Dezember 2011(Nds. GVBl. 2012, S. 190, 196) ) がある。これはドイツの 16 の州のうち 15 の州が署名しており、バーデン・ヴュルテンベルク州も署名している。州際間ギャンブル協定書は、全ギャンブルに共通して適用される目標（依存症予防、住民の射幸性のコントロール、青少年保護、ギャンブルの適正な実施、犯罪防止、スポーツ・ベッティングの競争公平性）を含む総則（許可制、インターネット・ギャンブルの禁止、広告の規制、官庁の監督等）、ギャンブル依存症に関する規定である。

現在では、「改定州際間ギャンブル協定書」（2012 年 7 月から発効）が最新となっている。2012 年のバージョンでは、不正防止、犯罪防止といった観点も新しく盛り込まれた。ギャンブルの種類によって依存症のリスク、不正、犯罪リスクが違っており、個々のギャンブルの形式に適合した対策をとることになった。

ドイツでは、カジノの監督機関は連邦政府にはなく、州政府の内務省ないしは大蔵省が直接監督に関与し、問題があれば地域の警察が随時対処するという体制である。現在では 16 の州ごとに監督官庁が

<sup>253</sup> IR・ゲーミング学会ウェブサイト <http://www.jirg.org/archives/1836/>

<sup>254</sup> 齋藤純子、渡辺富久子「ドイツにおけるカジノ規制－ゲームセンターとの比較の観点から－」（『外国の立法 265』、2015 年 9 月）

分かっているが、デンマークやベルギーで行われているように国としてひとつのギャンブル委員会を作れないかという意見があり、国全体を統括するような監督官庁を導入する気運が高まっている<sup>255</sup>。

## ② 責任あるギャンブル対策に関する関係主体

ドイツにおいて、責任あるギャンブル対策に関連する主な関係主体は、表 1 のとおりである。

表 6-1 ドイツにおける責任あるギャンブル対策に関連する主な関係主体

関係主体の種類	概要	備考
政府機関	16 州ある州政府が各々ギャンブルを管轄している。カジノの運営の許可や、課税を行い、社会的コンセプトも含めてカジノのモニタリングをしている。	バーデン・ヴュルテンベルク州であれば、バーデン・ヴュルテンベルク州内務・デジタル化・移民省 <sup>256</sup> が管轄。
カジノ事業者	ドイツには 66 のカジノが存在し、民間事業者、政府系事業者がある。ドイツ企業もあれば、ドイツ以外の企業もある。依存症対策の社会的コンセプトを定め、実施している。	バーデン・ヴュルテンベルク州にはコンスタンツ、シュトゥットガルト、バーデン・バーデンの 3 つのカジノがあり、全て同じ会社（バーデン・ヴュルテンベルク州カジノ運営統括企業 <sup>257</sup> ）が運営している。
研究機関	ギャンブルリサーチセンターのあるホーエンハイム大学ほか、様々な大学でギャンブルについての研究が行われている。	政府機関、カジノ事業者ともに、大学と協業しながら、学術的な知見を活かして依存症対策の方針を決めている。
研究機関	州政府によって予算が確保された研究機関がある。	州によって規模が異なる。バーデン・ヴュルテンベルク州による研究機関はほとんど機能していない。
政府機関	連邦健康教育センター（Federal Centre for Health Education : BZgA <sup>258</sup> ）がある。	ギャンブルだけに限ったものではないが、依存症全般への普及啓発活動を実施している。

（出典：あずさ監査法人作成）

<sup>255</sup> ホーエンハイム大学へのヒアリングによる。

<sup>256</sup> バーデン・ヴュルテンベルク州内務・デジタル化・移民省ウェブサイト <https://im.baden-wuerttemberg.de/de/startseite/>

<sup>257</sup> baden-wuerttembergische spielbanken ウェブサイト <https://www.bw-spielbanken.de/>

<sup>258</sup> ウェブサイト <https://www.bzga.de/home/bzga/>

### ③ 責任あるギャンリング・プログラムの内容

ドイツでは、カジノ事業者は事業開始時に運営権を取得する条件として、一般的な事業計画のほか、消費者保護の内容に特化している社会的コンセプトを記載し、提出することになっている（州法第 28 条や州際間ギャンブル協定書によって定められている。）。社会的コンセプトとは、ギャンブル依存症対策とその早期発見のためにギャンブルの提供者がとるべき具体的措置をまとめた文章である。カジノ事業者によるギャンブル依存症対策の行動計画のようなものであり、プレイヤーへの情報提供方法、ハイリスクプレイヤーの発見方法、従業員への教育方法等が記載されている。社会的コンセプトの位置づけとしては、概要を規定しているものになり、カジノ事業者の細かいオペレーション自体の規定に関しては、カジノ事業者は作業指示書等の別の文章で管理している。

ドイツでは、各州の州政府機関で社会的コンセプトを管轄している。バーデン・ヴュルテンベルク州の州政府機関では、定期的な報告での異常が見つかった場合や、顧客からクレームがあった場合に、P D C A サイクルを回すよう運用している。

社会的コンセプトは継続的な対応が必要なものであり、カジノ事業者は最初に申請した内容をたたき台として創意工夫を加え、順次改訂版を作成している。定期的に最新の細かい指針を社会的コンセプトに反映させた最新版の提出を州政府から要請されるとき、もしくは、許可証の期限が切れ新しくライセンスを更新する際に社会的コンセプトをアップデートして提出している。

社会的コンセプトの中の従業員教育には、州法で定められた内容（州法では消費者保護の中で従業員の研修を定期的に行う事が決められている）と、カジノ事業者による自主的な目標（どんなカリキュラムで消費者保護をするのか）の両方が含まれている。州政府機関は、カジノ施設への監査の際に従業員の定期的な研修の実施状況をチェックし、是正が必要であれば指導をしている。頻度やカリキュラムを事細かく指定することができ、指導に当たっては、学術的な意見を重視している。なお、ドイツでは依存症対策の研究者とともにカリキュラムを編み出す専門家が不足しているといわれている。州政府機関は、福祉の観点や全般的な依存症対策の研究から得られた知見を盛り込んだカリキュラムを作成している。

カジノ事業者によるカジノの社会的コンセプトは、他のギャンブルの形式やロトに比べると進んでいるという認識があり、ロトや合法的なオンライン・ギャンブルの社会的コンセプトは、学術的な検証を行わなければならない法規制がある。

バーデン・ヴュルテンベルク州カジノ運営統括企業では、2000 年に社会的コンセプトや消費者保護の取組をはじめている。その際には、スイスを通じて、いろいろな外国での実績を学んだ経緯がある。ディアコリンというプロテスタント系の保護団体は 1,000 人以上の従業員が在籍しており、神経内科や精神科医、ソーシャルワーカー等の職員も多くおり、そういった団体や協会と情報共有や協働をしつつ、消費者保護の観点からいろいろなコンセプトを編み出している。これらのような団体等は、依存者の回復をサポートするのがメインの仕事になっているが、カジノ事業者としては依存症を未然に防止すべきという観点で消費者保護を考えている。

#### ④ 入場制限プログラムの実行状況

ドイツでは、全カジノ間で共有されているカジノへの入場制限プログラムがある。入場制限プログラムの目的は、プレイヤーに自主的に登録してもらい、ギャンブル依存症になる前の歯止めとして機能することである。有効性を発揮するには、本当にギャンブル依存症になる前に登録することが望ましいとされている。

ドイツにおける入場制限プログラムは、一切入場禁止となるかどうかを決めているものであり、入場回数制限や利用時間制限、利用金額制限といった制限方法はない。入場制限プログラムに登録する方法は本人申請と家族等による申請の2つの方法がある。申請はカジノ事業者に対して行う。

入場制限プログラムの仕組みとしては、登録システムとして、ヘッセン州の監督官庁の中に全国のカジノから集められた登録者リストを共有するプラットフォームがあり、どこかのカジノで入場制限対象となったら自動的にそこに通達が行き、ドイツ全国の他のカジノ施設に対して情報提供がなされるようになっている。カジノに入場するには入口にて身分証（公的身分証明書もしくは生体認証）を提示する必要があるが、カジノの従業員が身分証と入場制限プログラムの登録リストを照合し、該当者は入場できない仕組みになっている。

##### 1) 本人による入場制限

###### i) 申請方法

本人がカジノ事業者に申請をする。入場制限プログラムに登録する期間は、1年以上で有期である。ただし、3年や5年のような区切りは特に設けられていない。有期となっている理由は、無期限とすると永久に入場制限できなくなってしまうことを避けたいプレイヤーが自己申告をしなくなってしまうためである。

申請は、電話、FAX、インターネット等のあらゆる方法で可能である。本人確認が重要であり、公的な身分証明書の提示が要求される。

###### ii) 解除の方法

登録の抹消は、本人が申請した場合は1年を過ぎたのち、本人が申請すれば解除できることになっている。自ら申請するような人は1年のクーリングオフを踏まえた時点でしっかり自分のことを考えて、自分の姿が見えており、責任能力があると考えられている。面談の実施は必須であるが、カジノ事業者によっては、事実関係の認定（財務状態の証明や、精神科医による問題ないという証明）は行わない場合もある。

##### 2) 家族等による入場制限

###### i) 申請方法

家族等による申請の場合は、申請者（家族等）は身分を明かしてパスポートのコピーや身分証のコピーを提示する必要があり、通報の内容を証明するような証拠の提出が求められる。家族等とは家族、友人のほかカジノ事業者でもよい。証拠とは、書面にて記録した本人の供述及び場合によっては金融機関の情報提供、財務/資産状況に関する証明や、精神鑑定である。

通報されると、入場制限プログラムの登録リストへの暫定的な掲載が行われたのち、本人はカジノ事

業者による面接を受け、事実確認もしくは調査が行われる。事実であるとすれば、本格的に入場制限プログラムに掲載され、事実無根であれば暫定的な掲載は取り消されることとなる。

現在は、カジノ事業者の従業員である消費者保護担当者が事実確認や調査を行うが、将来ドイツにギャンブルを管轄する全国的な委員会が設置されれば、委員会による調査が望ましいとする意見を持っているカジノ事業者もいる。

## ii) 解除の方法

登録期間（1年以上）ののちに解除が可能である。登録時に家族等が申請した場合は、本人に対してヒアリングを実施し、事実関係の確認が行われた上で登録が抹消される。解除の前提条件は、税理士、会計士、司法書士等により作成された財務/資産状況に関する証明、専門的なカウンセリングを行う機関の精神科医により作成された依存症リスクに関する精神鑑定の取得であり、また、解除後に半年から1年の間、依存症の再発が起きないかの継続的なカウンセリングや経過観察といった解除サポートを受けることである。

登録の抹消は複雑なプロセスが必要であり、解除が難しいこともある。例えば、精神科医による証明書は、依存症は慢性的な症状と考えられているため証明書を発行する精神科医は少ない。州によってはリストからの削除というシステムを持たない州もある。そういった州ではリスト掲載をするケースが減ってきているというデータもある。もっと明確で簡素な方法で削除できるよう検討されており、自分で簡単に解除できる方が良いと学術的な見地からも指摘されている。

## 3) 違反した場合の罰則

カジノ施設に入場するためには、入口にて身分証（公的身分証明書もしくは生体認証）を提示する必要があるが、カジノ事業者は、入場時の本人確認の方法に不備があった場合、罰則金が科せられたり、営業許可が抹消されたりする可能性がある。入場者が証明書を偽造する等により不正に入場した場合は、カジノ事業者に訴訟を起こされる可能性がある。

## 4) バーデン・ヴュルテンベルク州の例

バーデン・ヴュルテンベルク州カジノ運営統括企業（シュトゥットガルト、コンスタンツ、バーデン・バーデンのカジノを運営）では、常連客のギャンブル依存症のリスクが高いと考えている。これらのカジノの平均的な入場者数は、週末金土日は800～1,400人であるが、平日は250～300人程度である。現在事業者として、入場制限プログラムのリストに掲載している人数は260～300人程度で、各事業所の中で、グレーゾーンとして取扱を検討しようとしているのが、それぞれ30人ぐらいである。バーデン・ヴュルテンベルク州カジノ運営統括企業では、初回の来訪者も多い週末の人数を分母にするのではなく、常連で何回も通ってしてくれる顧客の人数を分母としてギャンブル依存症の割合を捉えている。

バーデン・ヴュルテンベルク州カジノ運営統括企業は、品質管理規程に基づいて運営している。品質管理規程でも消費者保護が組み込まれており、基準をクリアするためには、定期的に外部機関による監査を受けることになっている。

## ⑤ 広告規制

未成年者やギャンブル依存症者保護の観点から、州際間ギャンブル協定書により広告の規制が行われている。第 1 条において、州際間ギャンブル協定書の目標が定められており、それに従って第 5 条にて広告の規制について定められている。

### 【州際間ギャンブル協定書】<sup>259</sup>

#### 第1条 州間協定の目標

この州間協定の目標は、次の各号に掲げる事項とし、これらに順位を付さない。

1. ギャンブル依存症及びギャンブル依存症の発生を防止し、効果的なギャンブル依存症対策の基盤を築くこと
2. 無許可のギャンブルの適当な代替物となるギャンブルを限定的に提供することにより、住民の生来の射幸心を、整序され、監視された方向に誘導し、闇市場での無許可のギャンブルの発展及び拡大に対抗すること
3. 青少年及び利用者の保護を保障すること
4. ギャンブルの適正な実施、詐欺的謀略からの利用者の保護並びにギャンブルに関連した副次的犯罪及び付随犯罪の防止を確保すること
5. スポーツ・ベッティングの開催及び仲介に際して、スポーツ競技の公正性に及ぼす危険を防止すること

これらの諸目標を達成するために、個々のギャンブルの形態について異なる措置を定め、各々に特有な依存症リスク、詐欺リスク、不正操作リスク及び犯罪リスクを考慮しなければならない。

#### 第5条 広告<sup>259</sup>

- (1) 公共ギャンブルに係る広告の種類及び範囲は、第 1 条に規定する目標に従わなくてはならない。
- (2) 未成年者または同様に（ギャンブル依存症の）危機にある者を対象とした広告は、許されない。誤解を招く公共ギャンブルの広告、特に利得可能性または利得の種類及び額に関する不適切な表示を含むものは、これを禁ずる。
- (3) テレビ（放送州間協定第 7 条）、インターネット及び電気通信施設による公共ギャンブルの広告は、これを禁ずる。ただし、州は、第 1 条に規定する目標をより良く達成するために、宝くじ、スポーツ・ベッティング及び競馬に係るインターネット及びテレビにおける広告で、第 1 項及び第 2 項に規定する原則を遵守したものを許可することができる。スポーツの試合の生中継の直前または最中に、当該試合を対象としたスポーツ・ベッティングに係るテレビにおける広告は、許されない。第 9a 条の規定（各州統一の手続）を適用しなければならない。

<sup>259</sup> 渡辺富久子「ドイツの賭博に関する州間協定」（『外国の立法 265』、2012 年 10 月）



- (4) 州は、第 1 項から第 3 項までの規定により許される広告の種類及び範囲を具体化するために、共同の指針（広告指針）を定める。広告指針は、青少年並びに問題のある及び病的な利用者に与える広告の影響について提出された学術的な知見に依拠するものとする。広告指針を定める前及び重要な改正を行う前には、関係業界に対して、意見表明の機会を与えなければならない。（広告指針を定める際及び重要な改正を行う際には）第 9a 条第 6 項から第 8 項までの規定（各州、連邦州、ギャンブル評議会の手続き）を準用しなければならない。広告指針は、全ての州において公表しなければならない。
- (5) 無許可ギャンブルの広告は、これを禁ずる。

#### バーデン・ヴュルテンベルク州の例

ドイツの法理論の中で、ギャンブル施設の運営は、収益目的ではなく、人間が本来持つギャンブルへの要求を合法的に満たすことが目的であるため、カジノについても過度な広告が行われないう、州の条例で規制されている。建物の外観等の広告は可能であるが、カジノ施設内の設備は広告に掲載することができない。

#### ⑥ 相談業務の体制

州際間ギャンブル協定書により、全国統一の電話番号による電話相談窓口を設けることが定められている。連邦健康教育センター（Federal Centre for Health Education : BZgA）がドイツ全国で共通の電話相談窓口を運営し、相談に応じて地元の相談窓口を紹介している。

バーデン・ヴュルテンベルク州においては、提携パートナーである EVA（Evangelische Gesellschaft）が緊急対応窓口と相談窓口を運営し、カジノ事業者が運営費の一部を助成している。

電話相談窓口での相談を実際に受ける人は、特別な訓練を受けたスタッフとなっている。カジノ事業者に直接相談があった場合は、これらの窓口への紹介を行っている。

#### 【州際間ギャンブル協定書】 附則「ギャンブル依存症の予防及び対策のための指針」

##### 1. ギャンブルの開催者は、次に掲げる事項を行う。

- ・ 社会的コンセプト作成受託者を任命すること
- ・ 開催者が提供するギャンブルがギャンブル依存症の発生に与える影響に関するデータを収集し、当該影響に関して及び利用者の保護のために講じた措置の成果に関して、ギャンブル監督官庁に対して 2 年ごとに報告すること
- ・ 賭金額またはゲーム頻度の突如の増加のような問題のあるゲーム行動の早期発見のために、公共ギャンブルの開催、実施及び営利的な仲介のために使用する従業員を研修すること
- ・ 窓口の従業員に、開催者が提供するギャンブルをさせないこと
- ・ 利用者が自らの危険を判断することができるようにすること
- ・ 全国統一の電話番号による電話相談窓口を設けること

2. 最高利得額に関する情報には、得失の可能性に関する説明を付さなければならない。
3. ギャンブル施設の管理職の報酬は、売上に依拠して算定してはならない。

#### バーデン・ヴュルテンベルク州のカジノの例

顧客のギャンブル依存症予防の対策として全従業員に研修を実施し、さらに特別なトレーニングを受けたスタッフを消費者保護担当者として常駐させている。従業員は心理学の有資格者である必要はない。

そのような体制の中、すべての顧客に対して一般的なギャンブルのリスクに関する情報提供を実施し、依存症リスクがあるとみられる顧客へは声がけをして、さらに踏み込んだギャンブルのリスクに関する情報提供を実施し、さらにハイリスクな顧客には個別対応というように段階を踏んだギャンブル依存症防止対策を実施している。ギャンブル依存症予防の体制、対策づくりは、国内外の大学、研究機関と連携しながら進められている。

#### ⑦ 治療体制

1947年に設立された「ドイツ依存症問題センター（German Center for Addiction Issue<sup>260</sup>）」は寄付で運営される民間機関である。ギャンブルに限らず、主にドラッグ等の依存症の問題に取り組んでおり、全国の依存症専門の精神科医療機関、及びギャンブル依存者自身によって運営される自助グループ等とのネットワークを保有しており、センターへの相談者を適切な施設へ紹介する活動を行っている。

#### バーデン・ヴュルテンベルク州の例

111の治療施設がある。宗教系福祉事業者や介護事業者が運営しており、通院によるカウンセリング治療を実施している。これらの治療施設に対しては、州及び自治体から補助金が出ている。ギャンブル依存症の人は生活習慣が乱れてしまうため、施設に定期的に通うことによって日常生活のリズムを構築することを目的としている。依存症となる場所からギャンブル依存症の人を遠ざける効果もある。

#### ⑧ 自助団体の活動状況

ギャンブル依存者自身によって運営される自助グループは存在し、「ドイツ依存症問題センター（German Center for Addiction Issue）」とのネットワークがある。

#### ⑨ 普及啓発活動

ドイツの普及啓発活動に関しては、連邦健康教育センター（Federal Centre for Health Education）が中心となり、国内のギャンブル依存症に対する基礎的な教育普及を行っている。当センターは、1967年に連邦健康省（Federal Ministry of Health）下に設置された公的機関であり、国民の健康維持に関して必要な調査研究及び政策提言を行い、同時にキャンペーンや各種企画を実施している。

<sup>260</sup> ドイツ依存症問題センター ウェブサイト <http://www.dhs.de/dhs-international/english/ebdd-dbdd.html>

カジノ事業者においては、専門家の監修を受け、一般的なギャンブル依存症対策、依存症のリスクが高いとされる顧客をターゲットとした依存症対策、ギャンブル依存症が疑われるが確定していない顧客をターゲットとした依存症対策等、様々なギャンブル依存症対策に非常に力を入れている。プラカード等により、ギャンブル依存症リスクに関する啓発活動も行っている。

#### ⑩ 青少年対策

ドイツでは州によって異なるが、およそ 18 歳未満の人物はカジノへの入場が禁止されている。バーデン・ヴュルテンベルグ州では、州法の中で青少年保護が規定され、21 歳未満の人物の入場が禁止されている。

ドイツ国内の健康教育に関しては連邦健康教育センター（Federal Centre for Health Education : BZgA）が中心的な役割を負っているが、「依存症」に関連する教育分野に関しては薬物乱用とアルコールが中心的な対象領域となっている。ギャンブル依存に関しては「check-dein-spiel.de」<sup>261</sup>と称される連邦健康教育センターの提供する Web サイトにてオンライン上の依存症教育プログラムが提供されている。

#### バーデン・ヴュルテンベルク州の例

多くの自治体において専門カウンセラーが配置されており、青少年のギャンブル依存症防止のため地域の学校等で啓発活動を行っている。ギャンブルに関しては、依存症対策を教育するというよりは生活指導という形で、友達に誘われても断る方法、ギャンブルは事業者の方が得をするといった確率論、長い目で見れば負ける事を教えている。専門カウンセラーは、社会福祉士、精神科医、役所の研修を受けた人等、様々なバックグラウンドの人であり、心療内科医等の専門職も含まれる。

また、州のホームページでも 5 つの言語（ドイツ語、英語、フランス語、トルコ語、ロシア語）で青少年に対してギャンブルの恐ろしさ等の情報提供を行っている。自分がギャンブル依存症に陥っているかどうかのセルフチェックの方法をクイズ形式で掲載する等の活動もしている。このように青少年への教育活動は一般的に充実した内容となっている。

#### ⑪ 実態調査

ドイツのホーエンハイム大学にはギャンブルリサーチセンターがあり、学術的な研究が行われている。ここでの依存症の実態調査の結果は、政府に対して直接的な影響力はないが、プレスリリースを通じてオピニオンの形成に役立っている<sup>262</sup>。州際間ギャンブル協定書については、ミュンヘンにある IFT やブレーメン大学でも様々な研究が進められている。ブレーメン大学は様々な州から州際間ギャンブル協定書への意見を募る等の活動をしている。

州際間ギャンブル協定書に「開催者が提供するギャンブルがギャンブル依存症の発生に与える影響に関するデータを収集し、当該影響に関して及び利用者の保護のために講じた措置の成果に関して、ギヤ

<sup>261</sup> 「check-dein-spiel.de」ウェブサイト <https://www.check-dein-spiel.de/>

<sup>262</sup> ホーエンハイム大学へのヒアリングによる。

ンブル監督官庁に対して2年ごとに報告すること」とあるように、カジノ事業者は来場回数の頻度等顧客データをとって監督官庁に報告をしている。

ドイツでは、州際間ギャンブル協定書の第11条に「州は、ギャンブルによる依存症の予防及び対策のための学術研究を確保する」とあるが、州によって対応が異なり、研究資金の拠出状況も様々である。バイエルン州の場合は、研究機関を設立してそこに一定の資金を投じて研究しているが、バーデン・ヴュルテンベルク州では、そのような研究機関をつくる取組は小規模でしか行われていない。

バーデン・ヴュルテンベルク州政府の監督官庁は、学術的な研究から法規制を改善して行くために、事業者からの報告データのほか、ドイツ国民に対するランダムなアンケート、依存症対策の協会へのヒアリング、データの独自調査を行い、ギャンブル依存症の実態を把握している。統計情報は、連邦財務省のHPにて公開されている。また、共同研究をしているグライフスヴァルト大学等のページでもアクセス可能となっている。

## 別紙 1 バーデン・ヴュルテンベルク州の州賭博法

### 第 1 条 本法律の目的

第 1 次国家賭博変更条約（Erster GlüÄndStV、第 1 次国家賭博変更条約及び GKL、州合同の口トの設立の為の国家条約により批准）の実行とその中に記載されている目的を達成するために及びギャンブル全般の分野を一貫性と整合性をもって制定するために以下の条項をバーデン・ヴュルテンベルク州に関して定める。

### 第 2 条 許可

(1) 公共のギャンブルの興行と斡旋及びカジノとゲームセンターの運営には第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 4 項 1 号の許可が必要。興行社とは以下の条項に於いてカジノの運営者も含む。第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 9a 項 2 号に基づく州統一審査に該当しない許可は第 1 次国家賭博変更条約及び法律の条項によれば、以下の条件を満たした場合のみ交付される。

1. 第 1 次国家賭博変更条約第 1 条と第 4 条 2 項 2 号と関連し第 1 条 4 項 2 号 1 において異議がなければ、そして
2. 以下が順守されれば
  - a. 青少年保護（第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 4 項 3 号）
  - b. インターネットの禁止（2 号が該当しないと仮定した場合第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 4 項 4 号）
  - c. 広告の規制（第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 5 項）
  - d. ソーシャルコンセプトの要求事項（第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 5 項）および
  - e. 依存症に対する説明の要求事項（第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 7 項）の担保
3. 興行者、斡旋者もしくはカジノの運営者が信頼の置ける者、特に興行や斡旋が整然と行われ、ゲームの参加者や監督官庁により検証できる形で行われ、
4. 興行者の場合第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 10 項 2 号とカジノの運営者の場合、第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 8 項と 23 項のブロックシステムが担保され、
5. 斡旋者の場合、第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 8 項 6 号と第 23 条によるブロックシステムへの参加が担保され、
6. 第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 20 項 2 号 1、第 21 条 5 項 1 号、第 22 条 2 項 1 号及び本法律第 43 条 1 項のブロックされたプレイヤーの入場拒否が担保されていること

第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 9a 項 2 号による州内で統一された審査に関しては、第 1 次国家賭博変更条約内の前提条件が適用される。証明は申請者が適当な報告書、コンセプト、証明書等の提出によって行う。このような文書の提出が行わなければ監督官庁は独自の調査を行う義務はない。ド

ドイツ語の証明書を提出することができなければ申請者が自費でその公証の写しとドイツ語翻訳を作成させ提出しなければいけない。報告書とコンセプトは必要ならば申請者自身が作成し、収集した証明書と共に申請書に添付して提出すること。3 の前提条件が当てはまれば第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 4 項 2 号 3 の裁量を行う際に第 1 次国家賭博変更条約第 1 条の目的を考慮すること。

(2) 第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 1 項の目的の達成の向上のために、第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 4 項 4 号の制限に反し、インターネット上のロトの自己販売と斡旋及びスポーツ・ベッティングの興行と斡旋を、第 1 項及び第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 4 項 5 号記載の前提条件が満たされていれば許可できる。

(3) 公共の賭博の斡旋の許可の取得にはこれらの賭博の興行の州の監督官庁の許可の保有が前提。第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 9a 項の州統一審査の許可は州の許可と同等。

(4) 許可は書面にて交付すること。それには限定、条件、後の限定の追加や変更や追記及び取り消しの留保を付帯することができる。

(5) 許可の中には、第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 9 項 4 号により決定することになっている規定の他に以下のことを決める。

1. 関連する第三者を含むゲームセンターの興行者、斡旋者もしくは運営者。
2. 興行若しくは斡旋されるギャンブル
3. 販売や斡旋の形態
4. 興行の場所や地域及び開始と期間
5. ロトの場合は計画
6. 斡旋の場合は斡旋するギャンブルの運営者

許可の中では掛金の上限や第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 4 項 5 号 2 番を超えロックされた入場者の入場拒否に関する条件が設定できる。

(6) 第 1 条 9a 項により州統一の審査で許可されないギャンブル興行への参加条件は監督官庁の許可が必要。参加条件の中では特に以下の項目を制定すること。

1. プレイもしくはギャンブル契約の成立条件
2. 収益プランと配当
3. 当選番号やスポーツ・ベッティング結果の公表
4. 払い戻しの請求期限
5. 払い戻しが期限内に行われなかったもしくは支払いができなかった配当金による利益の使用方法
6. 配当金の払い戻し

## 第 27 条 カジノの許可

(1) カジノの営業はバーデン・バーデン、コンスタンツ及びシュツットガルトで許可されている。新規のカジノや既存カジノの支店の営業許可に関しては第 1 次国家賭博変更条約 (Erster GlüÄndStV) 第 1 条 1 項の目的の達成のために州政府が州議会の決議を基に条例で行う。

(2) カジノの営業許可は本法案第 28 条 5 項 2 号の条件付きでカジノ事業者に対し州内全てのカジノに関して交付される。カジノの営業許可はカジノの開設と営業により公共の安全と秩序が脅かされない場合に限り、本法律第 2 条 1 項の前提条件及びこれ以降の条項が満たされた場合にのみ交付可能とする。

## 第 28 条 許可手続き

(1) 第 27 条 2 項に記載されている市でのカジノの営業許可の交付は入札にて行う。入札は十分な入札準備期間を設けたうえで、バーデン・ヴュルテンベルク州と EU の官報に掲載すること。期限内に届かなかつたもしくは 2 号に記載のある全ての申告や書類が揃っていないものに関しては内容の精査をすることなく却下する。

(2) 入札は書面にて行うこと。入札要綱に記載されている全ての申告、証明、書類はドイツ語である必要がある。それには

1. 申請者とカジノの管理者として予定されている人物の信頼性と適正
2. 申請者及びドイツ株式会社に基づく連結法人の、直接及び間接的な出資者及び出資と議決権比率と、ドイツ税法第 15 条に基づく関係者の親類に関する事項の開示。同等の要求は個人、個人企業、法人の機関の会員の代理人にも適用される。並びに申請者の約款及び条項、及び申請者への直接または間接的な出資者間でのギャンブルの運営に関する合意事項を開示すること。申請者の所有と出資に関する情報は全て開示すること。個人企業の場合は取締役、債権者やその他の出資者全員の身分と住所を完全に開示すること。私法法人の場合は資本金の 5%以上を保有または議決権の 5%以上を行使するもの及び全般的に全ての信託関係を開示すること。
3. カジノを運営する建物や施設の設計資料や建築法と民法上のカジノ運営の合法性に関する証明
4. カジノの運営に当たり公共の安全と秩序及びその他の公共の利益を守るための手段の概要、特に IT とデータ保護 (セキュリティー・コンセプト)
5. カジノ運営の透明性を確保し保証し、第三者による監視を常時可能にし、それが第三者や運営関係者によって阻害されないための手段の概要
6. マネー・ローンダリング防止の対策の概要 (マネー・ローンダリング対策のコンセプト)
7. 出入り禁止者と 21 歳未満の人物の入場を阻止するための対策を含む社会的コンセプトの概要
8. 第 36 条に記載の目的の為に営業利益より徴収される徴収金の上限を考慮した場合のカジノ運営の採算性の概要 (採算性コンセプト)



9. 公共のギャンブルの運営に必要な資金が合法的に調達されたことの証明
10. 第 34 条 2 項による納付金の支払い表明
11. マーケティング・コンセプト、特に計画されている広告（広告コンセプト）
12. プレインルールを含むプレイ・コンセプト
13. 公募に妥当な金額として設定される保証金の証明（カジノ保証金）
14. 監督官庁の依頼を受けた専門家または公認会計士による、安全、ソーシャル、採算性コンセプト及び必要に応じその他の書類の確認のために必要な経費の支払い請負表明
15. 申請者自身や申請者の連結法人がドイツにおいて違法ギャンブルを実施したり仲介したりしない旨の表明
16. 申請者の提出した文書と表明は全て揃っている旨の表明

特に第 3 項 4 号から 7 号、11 号、12 号に関しては、拠点を横断するコンセプトを作成するべきである。第 3 号に記載されている前提条件が満たされることが証明されれば EU もしくは欧州経済領域の加盟国における証明書や文書は国内のものと同等とみなす。文書は申請者が自費で公証写しと公証翻訳を提出する。

(3) 監督官庁は申請者に対し期限を設定したうえで更なる追加のドイツ語での表明、証明、文書の提出を要求できる。特に第 2 項 3 号 9 番に記載されている前提条件に関して連邦や州の保安当局から情報を入手することができる。選考過程の検証の為に第 1 次国家賭博変更条約の対象外の事案が該当する場合は、申請者が事案の説明をし、必要な証明を調達する必要がある。その際申請者は、法的及び実施的に実施可能なすべての手段を講じる必要がある。申請者が説明を行ったり証明を調達できることが案件とそれに至った経緯から推測される場合は、申請者は説明ができない、もしくは証明が調達できないとは主張できない。表明、証明、文書の提出が期限内に行われなかった場合、それらの表明、証明、文書の提出を考慮することにより許可審査の開始や進行に遅延を生じさせ、申請者が遅れる理由について十分な説明を行わず、期限の未達の影響についての説明を受けた場合は、それ以降の審査の対象外とされる。免責理由は要請があれば、監督官庁に対して信憑性のある説明を行うこと。

(4) 選考過程の一環で情報提供及び提出義務を課せられた者は、申請後の主要事項に関する変更があった場合はそれを直ちに監督官庁に通達し、出資状況やその他の影響力に関する変更を計画している場合にはその旨を官庁に書面にて表明すること。

(5) 適正であり信頼性がある該当者が複数いる場合の選定は、監督官庁が第 1 次国家賭博変更条約第 1 条 1 項に記載されている目的の達成するため、特に、

1. 公共の安全と秩序と及びその他の公共の利益を守ることを保証し
2. 監督官庁の情報収集、働きかけ、監理の権限を担保し
3. 持続的な経済力を証明し

4. カジノの採算性のある経営を保証し
5. プレイヤーの保護を行い
6. プレイ・コンセプトによって違法ギャンブルに対して適当な代替案を示すことにより市民のギャンブルを秩序があり、監視された領域へと誘導し違法ギャンブルの水面下での発生と拡散を阻止することに最も適していると判断したものに決定する。

適した該当者がいない場合は第 2 項の前提条件を考慮したうえで、第 1 条に記載されている目的が達成できない場合は、例外的に拠点を限定した許可を発行することができる。この件については公募条件に加えること。

(6) 許可の有効期限は最長 15 年である。延長は不可。

(7) カジノの許可は、許可に特別に違うことが記載されない限り、許可の交付後 2 年以内にカジノの営業が開始しない場合は失効する。許可を交付した監督官庁の同意なくしてカジノの営業を停止した場合は、許可は失効する。

#### 第 29 条 公共カジノ運営

(1) カジノ営業中は 21 歳未満の者と出入り禁止者の滞留は許されない。カジノもしくはカジノの副店舗に勤める従業員は成人である必要がある。21 歳未満の従業員に関してはソーシャル・コンセプトで特別な措置を講じること。これらの者は特別に監督すること。

(2) 以下の者は直接もしくは間接的にゲームに参加することができない：

1. 自分の生活費もしくは養育費の支払い義務の履行が明らかに危険にさらされる者
2. カジノの運営をしている者及びカジノ運営会社の取締役や機関の一員
3. カジノやカジノの副店舗の従業員
4. カジノの監督もしくはギャンブル税とその他の徴収金の設定と徴収に携わる者

(3) 以下の日はカジノの閉店日とする

1. 聖金曜日
2. 諸聖人の日
3. 懺悔と祈りの日
4. 死者の日曜日
5. 国民哀悼の日
6. クリスマス・イヴとクリスマス

監督官庁は特別な事情があればカジノの特定の閉店日を設定できる。

- (4) カジノではプレイエリアで現在時刻が確認できるような状態になっていなければならない。

### 第30条 プレイ・ルール

(1) 依存症防止のために、プレイ許可の確認のために及び第32条1項に記載の目的のためにカジノは入場者から身分証明書より以下のデータを採取できる：

1. 名字、名前、旧姓
2. 生年月日、出生地
3. 住所
4. 身分証明書の種類、番号、発行官庁
5. 国籍
6. カジノが発令した出入り禁止令の日付、理由、期間及び通報機関
7. 写真

これらのデータや別名、利用した偽名、来場日時は入場者帳にて保存し、第1項に記載の目的の為に利用が許されている。データの転送に関しては第32条4項2号が同様に適用される。写真は入場者がこれ以上の期間の保存に対して明確に異議を唱えた場合は、来場日の営業終了後に消去すること。法的に保存が許可されていない限り、これら全てのデータは最後の来場より一年後に消去すること。

(2) カジノの営業許可を有する者はカジノの運営を定めた規定を制定する。その中で特に以下のことを決める。

1. どのようなルールでプレイをし、掛金の支払い方法と金額、配当金の決定方法と支払方法、
2. カジノの毎日の営業時間とゲームの種類、どのような個人情報、プレイ許可の確認のためにカジノが入場者に要求する証明及び入場者帳に記録される事項を記載すること。写真を来場日を超えて保存することに対して異議を申し立てられることに言及すること。このことは運営規定で特に目立つようにすること。運営規定とカジノの運営に関する全てのその他の規定はカジノの入り口部分に明確に見えるように掲示すること。運営既定の変更には監督官庁の同意が必要である。

### 第31条 カジノ管理

(1) 公共の安全と秩序の維持とその他の公共の利益の確保、本法令、許可に記載されている付帯条件及び運営規定が守られ、運営が厳正に行われ、そして配当金の払い戻しが常時保証されていることを担保するため監督官庁は、必要な指導とその他の対策を講じることができる。特にカジノの通常の営業時間内に

1. カジノの運営を監視と確認し、それを第三者が利用することもできる

2. カジノの運営に使用されるすべての部屋に立ち入り、検査と視察を行いカジノの業務資料を閲覧することができる
3. 代理人を派遣し、許可の保有者の意思決定機関の会合や会議に参加することができる

(2) 許可を有する者には、年度末から6か月以内に公認会計士の承認を受けた決算報告書と現状報告書及び公認会計士の検査報告書を監督官庁に提出する義務が課せられている。そのための費用は許可の保有者の負担とする。

### 第32条 ビデオ監視

(1) 厳正なプレイの為、不正防止の為、犯罪や重要な不法行為の抑止、解明、追及の為、公共の安全を脅かす危険の回避の為及び会計と徴収金管理の為にビデオ監視を実施し、そのために個人情報収集し保存する必要がある。

(2) 以下の場所をビデオカメラで監視すること

1. カジノの全ての出入口
2. カジノの受付（ロビー、クローク、フロント）
3. プレイエリア（プレイホール、プレイ台、マシン及びレジ）
4. 内部のセキュリティ・エリア、精算とレジ部屋

(3) ビデオ監視と責任者に関してはカジノのビデオ監視エリアに入る前に、誰にでもわかるようにその旨を表示すること。

(4) 第1項により保存したデータの利用は、その目的の達成に必要と判断され、該当者にそれを超える守るべき権利が侵害されることが推測できない限り合法である。これらのデータは以下に転送されてもよい。

1. カジノ管理に必要なならばカールスルーエ州政府と内務省
2. 会計及び徴収金管理や犯罪の追及に必要なならば管轄税務局、統括税務局、財務省
3. 公共の安全を脅かす危険の回避、重要な不法行為や犯罪の追及に必要なならば警察や検察

(5) 第1条により保存されたデータ及びビデオ監視に関する文書は直ちに、重要な不法行為や犯罪の追及もしくはそのデータが第1条に記載の目的以外に必要なでなければ遅くとも収集から8日後に削除すること。後者の場合はその理由を文書にて記録すること。

(6) カジノは法人のデータ保護担当者を指名する義務がある。この担当者はビデオ監視のコンセプトを実装前に確認し、それをカジノ運営者が責任者として承認する必要がある。データ保護担当者は予定されているビデオ監視に関して技術的及び管理面で必要な手段が講じられているかと対象者の保護すべき利権が守られているかを入念に確認する。データ保護担当者には、データへのアクセス権限者のを通告すること。

(7) ビデオ監視の導入と変更は監督官庁に書面にて申告し以下の情報を提供すること：

1. 監視されるエリア
2. その目的
3. 責任者
4. 記録の保存期間

### 第 33 条 カジノ徴収金 ※1 ※2

(1) カジノの許可を有する者は州にカジノ徴収金を支払う義務がある。その金額は、年間の営業利益が 2,500 万ユーロ以下の部分については営業利益の 30%、2,500 万ユーロを超える部分については営業利益の 35%。

(2) カジノ徴収金は開設後の 3 年間は本条 1 項の記載の金額から 10%まで割引くことができる。その決定をする際には許可の保有者がカジノへの投資を証明した場合に予想される費用負担を考慮しなければいけない。本項 1 号は既存のカジノの営業許可の交付や営業が許可されている建物や部屋が変わった場合には適用されない。

(3) カジノの経営的な現状もしくは経過が深刻である場合は第 1 項に記載の徴収金の割合を公共の利益と許可の保有者の利益を考慮し営業利益の 10%を上限に減額することができる。その減額の裁量基準は堅実な経営計画に基づいたカジノの今後の経営状況予測。経営難がカジノもしくは許可を保有するものの経営判断に基づくものであった場合は本項 1 号の減額を発動する理由とはならない。公共秩序法に配慮した場合、許可を保有する者は経済性の原理に基づき十分な利益を得ることができなければいけない。

(4) 第 2 項 1 号及び第 3 項 1 号の徴収金の減額の金額については財務省が内務省と調整のうえ決定する。

(5) 第 1 項から第 3 項の徴収金から、カジノの営業により売上税法上発生し支払い義務が生じ支払った売上税分が減額される。このようにして支払った売上税は本法律に基づき支払い義務が生じる徴収金と完全に相殺されるまで控除される。売上税が還付される場合は徴収金に上乘せされる。

(6) 営業利益とは、

1. カジノ側がリスクを負う場合は、入場者の掛金からルールに基づく払戻金を差し引いたもの
2. カジノがリスクを負わない場合、カジノが得るもの

(7) プレイヤーが引き取らなかった払戻金、期限終了後に投入されプレイヤーが引き取らずカジノに残った掛金は営業利益に加えられる。

(8) 偽造チップ、偽札、偽硬貨、他のカジノのチップは営業利益から差引かれずプレイに投入された額面で考慮すること。外貨の札や硬貨は当日の為替レートで換算すること。

(9) 営業利益が赤字になった場合は次の 14 日間の営業利益と相殺可能である。

注釈

- ※1 本法律第 53 条 2 項によれば、第 3 項に別の記載がなければ、第 33 条から 35 条と第 37 条から 39 条はまだ確定していない全ての税額査定に適用する。
- ※2 本法律第 53 条 3 項によれば、第 3 項に別の記載がなければ、第 33 条 2 項 1 号及び第 34 条は本法律施行後（コメント本法律は 2012 年 11 月 29 日に施行）の翌月の 1 日以降の課税対象期間に初めて適用すること。

第 34 条	その他の弁済	※1	※2
--------	--------	----	----

(1) 許可を有する者は第 33 条以外に州に対しその他の弁済を行う義務がある。

(2) 追加の弁済は

1. 営業利益（第 33 条 6 項から 9 項）の 15%及び
2. 第 3 項に基づく査定基準額の 95%の利益徴収金

(3) 利益徴収金の査定基準額は許可を有する者のドイツ商法に基づく最終利益（剰余金もしくは欠損金）に

1. 資本金の譲渡に関連する経費（特に利子、手数料、担保や保証金の利用による手数料、借入損失）を加える。それは合意を取り交した金融機関、もしくはその筆頭株主が許可を有する者の取締役でない場合には適用されない。
2. 許可を有する者のために行った業務関連の、そして経済財、利用、弁済の譲渡に関連した経費やそれに繋がった合意が通常の範囲を超えている場合はそれらを加える。
3. カジノの運営の維持に必要な資金や引当金の 5%を引いたもの。

注釈

- ※ 1 本法律第 53 条 2 項によれば、第 3 項に別の記載がなければ、第 33 条から 35 条と第 37 条から 39 条はまだ確定していない全ての税額査定に適用する。
- ※ 2 本法律第 53 条 3 項によれば、第 3 項に別の記載がなければ、第 33 条 2 項 1 号及び第 34 条は本法律施行後（コメント本法律は 2012 年 11 月 29 日に施行）の翌月の 1 日以降の課税対象期間に初めて適用すること。

第 35 条 チップ、賽銭箱 ※ 1

(1) カジノでディーラーやキャッシャーとして働いている従業員は入場者から、行っている業務に対して贈り物、チップやその他の心付けを受け取ってはいけない。第 1 号による心付けが唯一許されているのは、そのために設置された賽銭箱に入れられた場合のみである。

(2) 賽銭箱は許可を有する者が受託者として管理し労働法や労働協約に基づき利用すること。

注釈

- ※ 1 本法律第 53 条 2 項によれば、第 3 項に別の記載がなければ、第 33 条から 35 条と第 37 条から 39 条はまだ確定していない全ての税額査定に適用する。

第 36 条 利益の利用

カジノ徴収金（第 33 条）、その他の弁済（第 34 条）、許可を有する者が州に対して行った配当の最低 50%、最高で 100%は、詳細はそれぞれの州の予算によって決められるが、以下の目的の為に使うこと。

1. 州立の温泉施設の整備とバーデン・バーデンの温泉及び保養施設管理のリストラによるバーデン・バーデンに対する補償義務
2. 観光の促進
3. 州の文化遺産と文化の促進
4. インフラ整備ファンドの維持
5. その他の公共の目的

所在地の地方自治体の利益には利用目的の範囲内で十分考慮すること。その他の収益はそれぞれの州の予算により利用すること。



### 第 37 条 徴収金法上の義務、徴収金の支払期限 ※ 1

(1) 許可を有する者は、閉場後速やかに営業利益もしくは営業損失を算定し記録を作成する義務がある。営業利益もしくは営業損失は、テーブルや機械ごとに算出し記録すること。機械の毎日の機械ごとの算出と記録の煩雑さが、そのことによる信頼性の向上を上回る場合は、第 38 条 1 項に基づき、管轄税務署が別の妥当な方法を認めることができる。

(2) 許可を有する者は、毎月 10 日までに前月分の第 33 条による徴収金と第 34 条 2 項 1 号による弁済金を自ら算出し行政機関指定の雛形で申請を行う義務がある。10 日が土日祝日の場合は翌営業日が期限となる。支払期限は申請期間の最終日。

(3) 許可を有する者は、第 34 条 2 項 2 号に基づき当年予想される金額を月割りで前払いする義務がある。許可を有する者は、毎月 10 日までに前月分の弁済金の前払金を自ら算出し、行政機関指定の雛形で税務署に対して申請を行う義務がある。10 日が土日祝日の場合は翌営業日が期限となる。第 2 項 2 号は同様に適用される。

(4) 許可を有する者は、前年の第 34 条 2 項 2 号に基づく弁済金に関して当年の 6 月 30 日までに自ら算出し、税務報告を行う義務がある（税務申請）。その申告額が前払い金の合計と乖離し、追徴額が発生した場合の支払期限は申請を行った 1 か月後。税務署が申請額と違う税額を定めた場合は、支払期限はその通知の発行後 1 か月となる。第 3 項の前払い金の未払分については 2 号と 3 号は適用されない。

(5) 第 2 項から 4 項までの申請は許可を有する者の代理人の自筆の署名が必要。それらの申請書はドイツ税法第 167 条の税務申告書とみなす。

#### 注釈

※ 1 本法律第 53 条 2 項によれば、第 3 項に別の記載がなければ、第 33 条から 35 条と第 37 条から 39 条はまだ確定していない全ての税額査定に適用する。

### 第 38 条 ドイツ税法上の処理規定

(1) カジノ徴収金とその他の弁済金は、許可を有する者の幹部の所在地の管轄税務署が管理を行う。税務管理法第 17 条 2 項は抵触されない。

(2) カジノ徴収金とその他の弁済金に対しては、本法律が別途定めない限り、ドイツ税法が内容的に適用される。営業及び営業利益の算出はドイツ税法第 210 条と 211 条に基づき税務署が継続

的に監視する。税務署はその際に、第三者を活用することもできる。これにより、住居の不可侵（ドイツ基本法第 13 条）が制限される。

注釈

※ 1 本法律第 53 条 2 項によれば、第 3 項に別の記載がなければ、第 33 条から 35 条と第 37 条から 39 条はまだ確定していない全ての税額査定に適用する。

#### 第 39 条 州法上の免税

1938 年 4 月 27 日の公共のカジノに関する条例の各版の第 6 条 1 項に定められている連邦税の免除とは別に、許可を有する者はカジノの運営に伴い直接的に発生し州が徴収する税の免除を受ける。第 1 項は地方税徴収法第 9 条 4 項により徴収される公共の消費税や利用保有税にも適用される。

注釈

※ 1 本法律第 53 条 2 項によれば、第 3 項に別の記載がなければ、第 33 条から 35 条と第 37 条から 39 条はまだ確定していない全ての税額査定に適用する。

## 目録 (引用した文献、法令等)

### (1) カナダ

- 規制 (連邦法)
  - ・ Criminal Code  
(<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-46/>)
    - Part 7 Disorderly House, Gaming and Betting, 201-207
  
- 規制 (州法等)
  - ・ Gaming Control Act  
([http://www.bclaws.ca/civix/document/id/lc/statreg/02014\\_01#section\\_1](http://www.bclaws.ca/civix/document/id/lc/statreg/02014_01#section_1))
    - Part 4 Gaming Policy and Enforcement Branch, 26, 27, 28
    - Part 9 Compliance, Division 2 Offences and Penalties, 89, 95, 97, 98
  - ・ Gaming Control Regulation  
([http://www.bclaws.ca/EPLibraries/bclaws\\_new/document/ID/freeside/208\\_2002](http://www.bclaws.ca/EPLibraries/bclaws_new/document/ID/freeside/208_2002))
  - ・ Minister's Directive
  - ・ General Manager's Directive
  - ・ Advertising and Marketing Standards for the B.C. Gambling Industry  
(<https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/sports-recreation-arts-and-culture/gambling/gambling-in-bc/stds-advertising-marketing.pdf>)
  - ・ Security and Surveillance Standards for the B.C. Gambling Industry  
(<https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/sports-recreation-arts-and-culture/gambling/gambling-in-bc/stds-security-surveillance.pdf>)
  - ・ Responsible Gambling Standards for the B.C. Gambling Industry  
(<https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/sports-recreation-arts-and-culture/gambling/responsible-gambling/stds-responsible-gambling.pdf>)
    - Part A : Commercial Gaming (Including BCLC, BCLC Gaming
  - ・ Security and Surveillance Standards for the B.C. Gambling Industry (Casinos, Community Gaming Centres, Commercial Bingo Halls and Horse Race Tracks)  
(<https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/sports-recreation-arts-and-culture/gambling/gambling-in-bc/stds-security-surveillance.pdf>)
    - Public Security
  - ・ Independent Review of Money Laundering - Terms of Reference

- B.C.'s Responsible Gaming Strategy (2014/15-17/18)  
(<https://www.bcresponsiblegambling.ca/sites/default/files/plan-rg-three-yr-2014-2018.pdf>)
- 当局報告書
  - Gaming Policy and Enforcement Branch, "Annual Report 2016-2017"  
(<https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/sports-recreation-arts-and-culture/gambling/gambling-in-bc/reports/annual-rpt-gpeb-2016-17.pdf>)
  - Gaming Policy and Enforcement Branch, "Annual Report 2017-2018"  
(<https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/sports-recreation-arts-and-culture/gambling/gambling-in-bc/reports/annual-rpt-gpeb-2017-18.pdf>)
  - Gaming Policy and Enforcement Branch, "Gam Info Rep Fact Sheet: Pilot Project Summary"
  - Gaming Policy and Enforcement Branch, "2014 British Columbia Problem Gambling Prevalence Study"  
(<https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/sports-recreation-arts-and-culture/gambling/gambling-in-bc/reports/rpt-rg-prevalence-study-2014.pdf>)
- 公共企業体報告書
  - British Columbia Lottery Corporation, "Annual Service Plan Report 2017/18"  
([https://www.bcbudget.gov.bc.ca/Annual\\_Reports/2017\\_2018/pdf/agency/bclc.pdf](https://www.bcbudget.gov.bc.ca/Annual_Reports/2017_2018/pdf/agency/bclc.pdf))
  - British Columbia Lottery Corporation, "Social Responsibility Report 2016/17"
  - British Columbia Lottery Corporation, "Social Responsibility Report 2017/18"
  - British Columbia Lottery Corporation, "Host Local Government Revenue and Expenditure Report"  
(<https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/sports-recreation-arts-and-culture/gambling/gambling-in-bc/form-hlg-expenditure-report.pdf>)
  - British Columbia Lottery Corporation, "BCLC gambling Service Provider Commissions Report Fiscal Year 2016/2017"
  - British Columbia Lottery Corporation, "Fact Sheet: Preventing Minors from Gambling", 2017年7月

<https://corporate.bclc.com/content/dam/bclc/corporate/documents/fact-sheets/FS-preventing-minors-gambling.pdf>)

- 民間企業
  - ・ Great Canadian Gaming Corporation, “Annual Information Form 2017”  
(<https://gcgaming.com/wp-content/uploads/GCGC-2017-AIF-FINAL.pdf>)
  
- その他
  - ・ World Lottery Association, “RGF IAP Evaluation Report ”, 2017 年 5 月
  - ・ Responsible Gambling Council, “Voluntary Self-Exclusion Program Review British Columbia”, January 2011  
(<https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/sports-recreation-arts-and-culture/gambling/gambling-in-bc/reports/rpt-bclc-vse-program-review.pdf>)
  - ・ Irwin M. Cohen, Amanda V. McCormick, and Raymond R. Corrado , “BCLC’s Voluntary Self-Exclusion Program: Perceptions and Experiences of a Sample of Program Participants”, 2011 年 4 月  
(<https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/sports-recreation-arts-and-culture/gambling/gambling-in-bc/reports/rpt-bclc-self-exclusion-program.pdf>)
  - ・ Jackie Ferris and Harold Wynne, “The Canadian Problem Gambling Index: Final Report”, 2001 年 2 月  
(<http://www.ccgr.ca/en/projects/resources/CPGI-Final-Report-English.pdf>)
  
- ヒアリング対象
  - ・ Gaming Policy and Enforcement Branch (GPEB)  
(<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/sports-culture/gambling-fundraising>)
  - ・ British Columbia Lottery Corporation (BCLC)
  - ・ Gateway Casino & Entertainment Limited  
(<https://www.gatewaycasinos.com/>)
  - ・ Paragon Gaming LLC  
(<http://paragongaming.com/>)

## (2) オーストラリア

- 規制 (連邦法)
  - ・ Gambling Measures Act 2012  
(<https://www.legislation.gov.au/Details/C2014C00159>)
  
- 規制 (州法等)
  - ・ Unlawful Gambling Act 1998  
(<https://legislation.nsw.gov.au/#/view/act/1998/113>)
    - Part 1 Preliminary, 7
  - ・ Casino Control Act 1992  
(<https://legislation.nsw.gov.au/#/view/act/1992/15>)
    - Part 1 Preliminary, 4,5
    - Part 2 Licensing of Casino and Barangaroo Restricted Gaming Facility, 6
    - Part 3 Supervision and Control of Casino Operators, Division1 Directions, Investigations etc, 31
    - Part 5 Casino Operators, 70A, 72A, 79, 83, 84, 85
    - Part 6 Minors, 93, 95, 96, 98
    - Part 8 Casino Duty and Levies, 115,115A
  - ・ Casino Control Regulation 2009  
(<https://legislation.nsw.gov.au/#/view/regulation/2009/425>)
    - Part 4 Responsible Gambling Practices, 14-38,
    - Part 6 Miscellaneous, 56C
  - ・ Gaming Machines Act 2001  
(<https://www.legislation.nsw.gov.au/#/view/act/2001/127>)
  - ・ Gaming and Liquor Administration Act 2007  
(<https://legislation.nsw.gov.au/#/view/act/2007/91>)
  - ・ Pub Lotteries Act 1996  
(<https://www.legislation.nsw.gov.au/#/view/act/1996/86>)
  - ・ Betting and Racing Act 1998  
(<https://www.legislation.nsw.gov.au/#/view/act/1998/114>)
  - ・ Totalizator Act 1997  
(<https://legislation.nsw.gov.au/#/view/act/1997/45>)
  - ・ Gaming Machines Regulation 2010  
(<https://www.legislation.nsw.gov.au/#/view/regulation/2010/476>)
    - Division 5 responsible Conduct of Gambling (RGC) Training, 59

- Directions by the Minister
- Regulatory Agreements
- 当局報告書
  - Liquor & Gaming NSW, “Strategic Plan 2017-2019”  
(<https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Documents/about-us/lgnsw-strategic-plan-2017-2019.pdf>)
  - Liquor & Gaming NSW, “Responsible Conduct of Gambling-Student Course Notes”、2018年2月  
([https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/documents/collateral/RCG\\_student\\_manual.pdf](https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/documents/collateral/RCG_student_manual.pdf))
  - Office of Responsible Gambling, “Strategic Plan 2018-2021”  
([https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/data/assets/pdf\\_file/0003/179508/CP5473\\_Office-of-Responsible-Gambling\\_Strategic-Plan\\_A5\\_WEB\\_FA.PDF](https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/data/assets/pdf_file/0003/179508/CP5473_Office-of-Responsible-Gambling_Strategic-Plan_A5_WEB_FA.PDF))
  - NSW Department of Justice, “Annual 2016-2017”  
(<https://www.justice.nsw.gov.au/Documents/Annual%20Reports/justice-nsw-annual-report-2016-17.pdf>)
  - Gambling Help, “Gambling Help NSW Service Providers List”  
(<http://www.gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/Service-providers-contact-list-postcode-6-4-18pdf.pdf>)
- 民間企業
  - The Star Entertainment Group, “Annual Report 2017”  
([https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/59c4a45412abd9135d4971c8/1506059366596/2017.09.22\\_SGR+2017+Annual+Report.pdf](https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/59c4a45412abd9135d4971c8/1506059366596/2017.09.22_SGR+2017+Annual+Report.pdf))
  - The Star Entertainment Group, “Annual Report 2018”  
([https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/5ba87d05eef1a16551b7bb12/1537768809954/2018.09.24\\_2018+Annual+Report.pdf](https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/5ba87d05eef1a16551b7bb12/1537768809954/2018.09.24_2018+Annual+Report.pdf))
  - The Star Entertainment Group, “Responsible Gambling Policy”  
([https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/56fdb2672fe131ac8a5af0f1/1459466857371/Responsible\\_Gambling\\_Policy.pdf](https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/56fdb2672fe131ac8a5af0f1/1459466857371/Responsible_Gambling_Policy.pdf))
  - The Star Entertainment Group, “Responsible Gambling Code”



([https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/58c89d9fcd0f684b3a011d97/1489542560804/Resp Gaming DL English.pdf](https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/58c89d9fcd0f684b3a011d97/1489542560804/Resp_Gaming_DL_English.pdf))

- The Star Casino: License Review
- Crown Resorts Limited, "Annual Report 2018"  
(<https://www.crownresorts.com.au/CrownResorts/files/81/817f60e1-b1ef-46e4-b687-7b60140c0578.pdf>)

- その他

- Australian Institute for Gambling Research & University of Western Sydney Macarthur, "Australian Gambling Comparative History and Analysis", 1999.Oct  
(<https://assets.justice.vic.gov.au/vcglr/resources/bb81f943-d854-40de-8bab-b09d8bbd610f/australiangamblingcomparativehistory.pdf>)
- Productivity Commission, "Productivity Commission Inquiry Report- Gambling", Volume 1, 2010年2月  
(<https://www.pc.gov.au/inquiries/completed/gambling-2010/report/gambling-report-volume1.pdf>)
- Kerry Sproston, Nerilee Hing & Chrissy Palankay, "Prevalence of Gambling and Problem Gambling in New South Wales", 2012年4月  
([https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0018/138123/Prevalence-of-gambling-and-problem-gambling-in-NSW.pdf](https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0018/138123/Prevalence-of-gambling-and-problem-gambling-in-NSW.pdf))

- ヒアリング対象

- The Star Entertainment group  
(<https://www.star.com.au/>)
- Betcare  
(<https://betcare.org>)

### (3) マカオ

- 規制

- Illegal Gaming Law (Law No.8/96/M) (第 8/96/M 號法律 不法賭博)  
([https://bo.io.gov.mo/bo/i/96/30/lei08\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/96/30/lei08_cn.asp))
  - 第 1 条 (違法なギャンブル)
  - 第 2 条 (罰則)

- (Law No.10/86/M) (第 10/86/M 號法律)  
([https://bo.io.gov.mo/bo/i/86/38/lei10\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/86/38/lei10_cn.asp))
    - 第 5 条 (制度)
  - Macau Gaming Law (Law No.16/2001) (第 16/2001 號法律 娛樂場幸運博  
彩經營法律制度)  
([https://bo.io.gov.mo/bo/i/2001/39/lei16\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/2001/39/lei16_cn.asp))
  - Advertising Activities (Law No.7/89/M) (第 7/89/M 號法律 廣告活動)  
([https://bo.io.gov.mo/bo/i/89/36/lei07\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/89/36/lei07_cn.asp))
    - 第 8 条 (特別な場合)
  - Gaming Credit Law (Law No. 5/2004)
  - 第 2/2006 號法律 預防及遏止清洗黑錢犯罪  
([https://bo.io.gov.mo/bo/i/2006/14/lei02\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/2006/14/lei02_cn.asp))
  - Gaming Participation Law(Law No.10/2012) (澳門特別行政區第 10/2012 號  
法律 規範進入娛樂場和在場內工作及博彩的條件)  
([https://bo.io.gov.mo/bo/i/2012/35/lei10\\_cn.asp](https://bo.io.gov.mo/bo/i/2012/35/lei10_cn.asp))
    - 第 1 条 (目的)
    - 第 2 条 (カジノへの入場禁止)
    - 第 4 条 (ギャンブルの特別禁止対象者)
    - 第 6 条 (申請に応じたカジノへの入場の禁止)
    - 第 9 条 (カジノからの追放)
    - 第 10 条 (身分証明書の提示請求)
    - 第 12 条 (罰則)
    - 第 13 条 (行政違反)
  - Measures for the Implementation of Responsible Gambling (Instruction  
No.2/2012)
- 当局報告書
    - The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible  
Gambling Promotions 2009 – 2013”, October 2014  
(<http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/en/annualReport/RG-eng.pdf>)
    - The Responsible Gambling Organizing Committee, “Report on Responsible  
Gambling Promotions 2016”, August 2017  
(<http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/en/annualReport/RG2016-eng.pdf>)
    - The Resilience Centre, “Report of the First-phase pilot test of Responsible  
Gambling Information Kiosk”, 17th December 2012 to 31st March 2013

- (<http://www.ias.gov.mo/wp-content/themes/ias/en/stat/cvf/CVF131003e.pdf>)
- The Resilience Centre “Service Report of The Resilience Centre –Problem Gambling Counseling Service 2015”  
([http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/en/annualReport/2015\\_annualReport.pdf](http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/en/annualReport/2015_annualReport.pdf))
  - The Resilience Centre “Service Report of The Resilience Centre –Problem Gambling Counseling Service 2016 “  
([http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/en/annualReport/2016\\_annualReport.pdf](http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/en/annualReport/2016_annualReport.pdf))
- 民間企業
    - SJM Holdings Limited, “Annual Report 2017”  
(<http://www.sjmholdings.com/en/investor-relations/financial-reports>)
    - Galaxy Entertainment Group, “Annual Report 2017”  
(<https://www.galaxyentertainment.com/uploads/investor/23963050b1f4d1e509eb2dea08edb48c313c035f.pdf>)
    - Wynn Macau, Limited, “Annual Report 2017”  
([http://media.corporate-ir.net/media\\_files/IROL/23/231614/2018/Annual%20Report%20\(English\).pdf](http://media.corporate-ir.net/media_files/IROL/23/231614/2018/Annual%20Report%20(English).pdf))
    - Sands China Ltd, “Annual Report 2017”  
(<http://investor.sandschina.com/phoenix.zhtml?c=233498&p=irol-reportsannual>)
    - MGM China Holdings Limited, “Annual Report 2017”  
(<http://en.mgmchinaholdings.com/ir-annual-and-interim-reports>)
    - Melco Resorts & Entertainment Limited, “Annual Report 2017”  
([http://media.corporate-ir.net/media\\_files/IROL/20/206322/2017\\_US\\_Annual\\_Report\\_\(Form\\_20-F\).pdf](http://media.corporate-ir.net/media_files/IROL/20/206322/2017_US_Annual_Report_(Form_20-F).pdf))
  - その他
    - Davis Fong, Bernadete Ozorio, Ruby Chen Institute for the Study of Commercial Gaming, University of Macau “ “Responsible Gambling” Policies and Promotional Work: Retrospective and Outlook”  
([https://www.um.edu.mo/iscg/rg/Responsible%20Gambling%20Policies%20and%20Promotional%20Work\\_Retrospective%20and%20Outlook.pdf](https://www.um.edu.mo/iscg/rg/Responsible%20Gambling%20Policies%20and%20Promotional%20Work_Retrospective%20and%20Outlook.pdf))

- ヒアリング対象
  - ・ Galaxy Entertainment Group Limited  
(<https://www.galaxyentertainment.com/en>)
  - ・ Melco Resorts & Entertainment Limited  
(<https://www.melco-resorts.com/en/home.html>)
  - ・ MGM China Holdings Limited  
(<http://en.mgmchinaholdings.com/>)
  - ・ Wynn Macau Limited  
(<https://www.wynnresorts.com/>)
  - ・ The Institute for the Study of Commercial Gaming, University of Macau  
(<https://www.um.edu.mo/iscg/>)
  - ・ Macao Polytechnic Institute  
(<http://www.ipm.edu.mo/en/index.php>)
  - ・ Bosco Youth Service Network
  - ・ Macao Gaming Industry Employees Home  
(<http://www.gehome.org.mo/>)
  - ・ Macao Responsible Gaming Association  
(<http://www.mrga.org.mo/>)

#### (4) ドイツ

- 規制（州法等）
  - ・ バーデン・ヴュルテンベルク州賭博法（Landesglücksspielgesetz (LGlüG) vom 20. November 2012 (GBl. 2012, S. 604).)  
([https://www.gamesundbusiness.de//fileadmin/user\\_upload/Aktuelles\\_Heft/Gesetze/BW\\_Landesgluecksspielgesetz.pdf](https://www.gamesundbusiness.de//fileadmin/user_upload/Aktuelles_Heft/Gesetze/BW_Landesgluecksspielgesetz.pdf))
  - ・ バーデン・ヴュルテンベルク州際間ギャンブル協定書(Interstate Treaty on Gambling) (Staatsvertrag zum Glücksspielwesen in Deutschland vom 15. Dezember 2011(Nds. GVBl. 2012, S. 190, 196))  
(<http://www.nds-voris.de/jportal/?quelle=jlink&query=GI%C3%BCStVtr+ND&psml=bsvorisprod.psml&max=true&aiz=true>)
    - 第1条 州間協定の目標
    - 第5条 広告
    - 附則 ギャンブル依存症の予防及び対策のための指針

- その他
  - ・ 齋藤純子、渡辺富久子「ドイツにおけるカジノ規制－ゲームセンターとの比較の観点から－」  
 (『外国の立法 265』、2015 年 9 月)  
 ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9494205\\_po\\_02650004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9494205_po_02650004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=))
  - ・ 渡辺富久子「ドイツの賭博に関する州間協定」(『外国の立法 265』、2012 年 10 月)  
 ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3567834\\_po\\_02530107.pdf?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F3567834&contentNo=1&alternativeNo=&\\_lang=ja](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3567834_po_02530107.pdf?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F3567834&contentNo=1&alternativeNo=&_lang=ja))
  
- ヒアリング対象
  - ・ バーデン・ヴュルテンベルク州内務・デジタル化・移民省 (Ministerium für Inneres, Digitalisierung und Migration Baden-Württemberg)  
 (<https://im.baden-wuerttemberg.de/de/startseite/>)
  - ・ Baden-Württembergische Spielbanken GmbH & Co. KG  
 (<https://www.bw-spielbanken.de/>)
  - ・ University of Hohenheim  
 (<https://www.uni-hohenheim.de/en/english>)

本報告書は、内閣官房の委託により有限責任 あずさ監査法人が実施した調査結果を取りまとめたものです。私たちは、調査時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めておりますが、本調査報告書の内容は、本調査の対象に含まれない特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものとは限らず、また、情報を受け取った時点及びそれ以降において、その情報の正確性や完全性を保証するものではありません。また、本報告書は委託者である内閣官房に対してのみ提出したものであり、本報告書を閲覧あるいは本報告書のコピーを入手閲覧した第三者の本報告書の利用に対して、有限責任 あずさ監査法人は直接ないしは間接の責任を負うものではありません。